



# 水質関係施設届出の手引

令和5年3月  
埼玉県 環境部



<b>I 届出書の記載要領</b>	5
1. 届の種類	6
2. 法対象施設（特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の届	
(1) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置等の届	7
(2) 汚濁負荷量測定手法届	18
(3) 氏名等変更届	21
(4) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届	22
(5) 承継届	23
3. 条例対象施設（指定排水施設）の届	
(1) 指定排水施設の設置等の届	25
(2) 氏名等変更届	31
(3) 指定施設使用等廃止届	32
(4) 承継届	33
<b>II 汚水処理施設の設計にあたっての留意事項</b>	35
<b>III 汚濁負荷量測定の概要</b>	63
<b>IV 参考資料</b>	73
<b>届出書記載例</b>	81
記載例 1 設置届（特定施設 17、排水あり）	83
記載例 2 設置届（有害物質使用特定施設 65・有害物質貯蔵指定施設、排水あり）	93
記載例 3 設置届（特定施設 71、雨水のみ排水あり（分流式下水道））	109
記載例 4 設置届（有害物質使用特定施設 71 の 5・有害物質貯蔵指定施設、排水なし（合流式下水道））	119
記載例 5 設置届（特定施設 72、排水あり）	127
記載例 6 設置届（指定排水施設ホ、排水あり）	137
記載例 7 変更届（特定施設 17 の水量等の変更）	145
記載例 8 汚濁負荷量測定手法届	153
記載例 9 氏名等変更届	161
記載例 10 特定施設使用廃止届	163

## 参考文献

### Ⅱ 汚水処理施設の設計にあたっての留意事項

- 1) (社) 日本下水道協会：事業場排水指導指針 2002 年版
- 2) 日本建築センター：浄化槽の構造基準・同解説 2006 年度版
- 3) 環境庁水質保全局：小規模事業場排水対策指導指針 (1989)
- 4) (社) 産業環境管理協会：公害防止の技術と法規 水質編 (2005)
- 5) 産業調査会:水環境保全・技術と装置事典 (2003)
- 6) (財) 畜産環境整備機構：畜産アドバイザー養成研修会資料 (2001)

### Ⅲ 汚濁負荷量測定の概要

- 1) 日本環境技術協会：総量規制用計測器維持管理のためのマニュアル (1983)
- 2) 斎藤孝夫：水質総量規制のハンドブック、環境公害新聞社 (1981)
- 3) 環境省水・大気環境局:窒素・りん自動計測器による水質汚濁負荷量測定方法マニュアル(改訂版) (2007)
- 4) 日本環境技術協会：流量計測 -排水・排ガス- (1979)

この手引において、特に断りがない場合

「法」とは「水質汚濁防止法」を、「条例」とは「埼玉県生活環境保全条例」をいいます。

# I 届出書の記載要領

# 1. 届の種類

設置届	法令対象施設を設置するときに、届出を行うもの
使用届	法令の改正等により、既存の施設が新たに法令対象施設となったときに、届出を行うもの
変更届	法令対象施設の構造等を変更するときに、届出を行うもの
汚濁負荷量測定手法届	総量規制対象の工場又は事業場が、汚濁負荷量測定手法の届出を行うもの (測定手法の変更を行った場合にも届出が必要)
氏名等変更届	法人名、本社所在地、代表者氏名等の変更があったときに、届出を行うもの
使用廃止届	法令対象施設の廃止を行ったときに、届出を行うもの
承継届	法令対象施設の承継を行ったときに、届出を行うもの 「承継」… 譲り受け、借り受け、相続等による設置者の変更 法人合併、分割等による設置者（設置法人格）の変更 〔 法人格が変わらずに社名等が変更になる場合は、 「承継届」ではなく「氏名等変更届」を提出してください。 〕

## 2. 法対象施設（特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の届

### (1) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置等の届

届出書 添付書類一覧

根拠条項	設置届				使用届	変更届
	法第5条第1項		法第5条第3項		法第6条	法第7条
対象施設	特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場（分流式下水道の場合を含む）	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場（分流式下水道の場合を含む）	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設		
様式第1	○	○	○	○	○	○
別紙1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください
別紙1の2	—	○	—	—		
別紙2	○	○	—	—		
別紙3	○	○	—	—		
別紙4	○	○	—	—		
別紙5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—		
別紙6	○	○	—	—		
別紙12	—	—	○	○		
別紙13	—	—	○	○		
別紙14	—	—	○	○		
別紙15	—	—	○	○		
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>案内図（工場又は事業場の場所を示すもの、地図）</li> <li>工場又は事業場内の配置図（建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの）</li> <li>施設（処理施設を含む）や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど（施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの）</li> <li>操業系統（施設の使用状況等）を示すもの</li> <li>使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート（SDS）</li> <li>排水処理施設の設計計算書（処理施設の能力が十分であることを示すもの）</li> <li>有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領（法令で作成が求められているもの）</li> </ul>					

※ 埼玉県生活環境保全条例の規定により、埼玉県では有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）を地下に浸透させることはできません。そのため届出書においては、別紙7~別紙11（第5条第2項関係）を使用することはありません。

## 届出書 記載要領

<p>様式 第 1</p> <p>特定施設 (有害物質貯蔵 指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書</p>	<p>届出書の鑑となるものです。</p> <p>① 届出日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</li> </ul> <p>② 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する環境管理事務所の長を記載する。</li> </ul> <p>③ 届出者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。</li> <li>・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</li> </ul> <p>④ 工場又は事業場の名称・所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に特定施設等を設置する工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</li> </ul> <p>⑤ 特定施設の種類の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載する。特定施設の種類の種類が複数の場合は全てを列挙する。</li> </ul> <p>⑥ 有害物質使用特定施設の該当の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設に該当するかどうか記載する (別紙 1~6 の提出がある場合)。</li> </ul> <p>⑦ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵特定施設の別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の別を記載する (別紙 12~15 の提出がある場合)。</li> </ul>
<p>別紙 1</p> <p>特定施設の 構造</p>	<p>特定施設本体や周囲の構造等を記載するものです。床面及び周囲の構造については、法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明らかになるように記載してください (有害物質使用特定施設の場合)。</p> <p>① 工場又は事業場における施設番号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する (他の別紙等と整合させること)。</li> </ul> <p>② 特定施設号番号及び名称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載する。</li> </ul> <p>③ 型式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー呼称、型式等を記載する。</li> </ul> <p>④ 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その施設の材質等 (コンクリート製、鉄製等) を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p>⑤ 主要寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の寸法 (縦、横、高さ等) を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p>⑥ 能力</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その施設の時間当たり、又は1日当たりの原材料の処理能力等を記載する。</li> </ul> <p><b>⑦ 配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。また併せて特定施設に関連する主要機械又は主要装置の配置を明示する。この図面に「集水及び導水の方法」等を併記しても差し支えない。</li> </ul> <p><b>⑧ 設置年月日等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設の設置に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。</li> <li>・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。</li> <li>・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。</li> </ul> <p>(原則として、届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、設置又は変更をしてはならない。)</p> <p><b>⑨ その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設の場合は、床面及び周囲の構造等(材質(強度、浸透性、耐食性等)、防液堤等の有無・容量等)を記載する。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることが明らかになるように記載すること。別途構造図等を添付する。</li> <li>・同一機種がある場合はその数を記載する(それぞれ別の施設として記載してもよい。)</li> <li>・その他施設の構造について、参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙1の2</p> <p>特定施設の 設備</p>	<p>特定施設の付帯設備等の構造等を記載するものです。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明らかになるように記載してください。有害物質使用特定施設ではない場合は、提出不要です。</p> <p><b>① 工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1と同じ番号を記載する。</li> </ul> <p><b>② 特定施設号番号及び名称</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載する。</li> </ul> <p><b>③ 設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設に付帯する配管等(配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備)や排水溝等(排水溝、排水ます、排水ポンプ等)、地下貯蔵施設の設備を記載する。</li> <li>・「地上に設置された配管等」「地下に設置された配管等(トレンチの有無)」「排水溝等」「地下貯蔵施設」によって、遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。</li> </ul> <p><b>④ 構造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③に記載した設備の構造等(材質(強度、浸透性、耐食性等)、検知機能の有無、二重殻構造の有無等)を記載する。その際、法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることが明らかになるように記載すること。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p><b>⑤ 主要寸法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の寸法(縦、横、高さ等)を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul>

	<p>⑥ <b>配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1 に添付する配置図に併せて付帯設備等の場所を明示し、添付する。</li> </ul> <p>⑦ <b>設置年月日等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯設備等の設置に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。</li> <li>・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。</li> <li>・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。</li> </ul> <p>⑧ <b>その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質を含む水が流れない配管等の場合は、構造等に関する基準は適用されないの で、その旨を記載する。</li> <li>・その他施設の設備について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 2</p> <p>特定施設の 使用の方法</p>	<p>特定施設の使用状況や使用原料等を記載するものです。</p> <p>① <b>工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1 と同じ番号を記載する。</li> </ul> <p>② <b>特定施設番号及び名称</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1 同じ番号及び名称とする。</li> </ul> <p>③ <b>設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場内の設置場所を示す図を添付する。別紙 1 に添付する配置図と共通として差し支えない。</li> </ul> <p>④ <b>操業の系統</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料から製品までの製造工程（製品検査工程を含む。）を詳細に記載する。その際、どの工程における施設が特定施設に該当するか分かるようにすること。必要に応じて、別途詳細なフローチャート等を添付する。</li> </ul> <p>⑤ <b>使用時間間隔</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設を使用している時間を記載する。断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。</li> </ul> <p>⑥ <b>1 日当たりの使用時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 日当たりの使用時間を記載する。日によって変動する場合は、その平均的使用時間を記載する。</li> </ul> <p>⑦ <b>使用の季節的変動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節的変動がある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。</li> </ul> <p>⑧ <b>原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する原材料（消耗資材を含む。）の全てを記載する。</li> <li>・使用方法については、具体的にどのようにして使用するか明記する。</li> <li>・使用量については 1 日当たりの平均使用量を記載する。</li> <li>・必要に応じて、成分表や安全データシート（SDS）等を添付する。</li> </ul> <p>⑨ <b>汚水等の汚染状態</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水基準が定められている項目のうち、特定施設の使用方法から汚染が想定される項目について全て記載する。</li> </ul> <p><b>⑩ 汚水等の量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その特定施設から排出される汚水又は廃液の量を記載する。</li> </ul> <p><b>⑪ その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他施設の使用方法について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 3</p> <p>汚水等の 処理の方法</p>	<p>汚水の処理施設・処理方法について記載するものです。処理能力については、排水基準を満たすことが明らかになるようにしてください。<b>特定施設に関連しない処理施設（生活雑排水を処理する浄化槽等）についても記載してください。</b></p> <p><b>① 工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する（他の別紙と整合させる）。</li> </ul> <p><b>② 処理施設の設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。別紙 1 に添付した特定施設の配置図に併記しても差し支えない。</li> </ul> <p><b>③ 設置年月日等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。</li> <li>・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。</li> <li>・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。</li> </ul> <p><b>④ 種類及び型式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の種類及び型式を記載する。</li> </ul> <p><b>⑤ 構造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理設備の構造（材質等）を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p><b>⑥ 主要寸法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の寸法（縦、横、高さ等）を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p><b>⑦ 能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理施設の時間当たり、又は 1 日当たりの処理能力を記載する。</li> <li>・別途設計計算書を添付すること。排水基準を満たす能力があることが明らかになるようすること。</li> </ul> <p><b>⑧ 処理の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性汚泥法、凝集沈殿法等の処理方法・名称を記載する。</li> </ul> <p><b>⑨ 処理の系統</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水処理の系統を図示する。必要に応じて排水処理のフローチャートを添付すること。</li> </ul>

	<p>⑩ <b>集水及び導水の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場又は事業場内において、汚水等をどのようにして集め污水处理施設に導いているかを示す図を添付する。別紙 1 に添付した特定施設の配置図や用水及び排水系統図に併記しても差し支えない。この場合は異なる色で記載するなどして用水、排水等を区別できるようにすること。</li> </ul> <p>⑪ <b>使用時間間隔</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設を使用している時間を記載する。断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。</li> </ul> <p>⑫ <b>1 日当たりの使用時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 日当たりの使用時間を記載する。日によって変動する場合は、その平均的使用時間を記載する。</li> </ul> <p>⑬ <b>使用の季節変動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>季節的変動のある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。</li> </ul> <p>⑭ <b>消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設において中和、凝集等に使用する消耗資材（酸、アルカリ、凝集剤等）の使用量を、資材別・用途別に記載する。</li> </ul> <p>⑮ <b>汚水等の汚染状態及び量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設で処理される汚水の処理前及び処理後の水質について、それぞれ通常値及び最大値（pH の場合は想定される最も広い範囲）を記載する。排水処理施設未設置の場合は、設計計算書に基づいて記載すること。</li> <li>記載する項目については、排水基準に定められている項目のうち、特定施設の使用方法等から汚染が想定される項目についてすべて記載する。</li> </ul> <p>⑯ <b>残さの種類、1 月間の種類別生成量及び処理方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>污水处理によって生じる汚泥、油分等の 1 月あたりに生成量と処理方法を具体的に記載する。</li> </ul> <p>⑰ <b>排出水の排水方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場又は事業場敷地から排出される排水水について排水口の位置、排出先などを記載する。</li> </ul> <p>⑱ <b>その他の参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回分式処理施設の場合は、放流時刻や頻度の設定状況等を記載する。</li> <li>この欄に放流先の河川を記載しても差し支えない。</li> <li>その他汚水等の処理の方法について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 4</p> <p>排水水の 汚染状態及び量</p>	<p>工場又は事業場全体のすべての排水口について記載するものです。特定施設に関連しないものを含め、すべての排水口について記載してください。種類・項目については、特定施設の使用の方法から汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を記載してください。この別紙に記載された項目については、法令に基づいて排水水の自主測定を行うことが義務となります。</p>

	<p>① <b>工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水口の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する（他の別紙と整合させる）。</li> </ul> <p>② <b>排出水の汚染状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類・項目については、特定施設の使用の方法から汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を記載する（この別紙に記載された項目については、法令に基づいて排出水の自主測定を行うことが義務となる。）。</li> <li>排出される水質については、それぞれ通常値及び最大値（pHの場合は想定される最も広い範囲）を記載する。排水基準との整合性に注意すること（排水基準を超える水の排出は認められない。）。</li> </ul> <p>③ <b>排出水の量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常値及び最大値を記載する。</li> </ul> <p>④ <b>その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他排出水の汚染状態及び量について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 5</p> <p>排水水の 排水系統別の 汚染状態及び量</p>	<p>総量規制に係る様式です。</p> <p>「化学的酸素要求量（COD）」、「窒素含有量（T-N）」、「りん含有量（T-P）」についてそれぞれ作成し、提出してください。指定地域内の工場又は事業所に係る届出の場合は、排水量に関わらずこの別紙は提出してください。さらにその工場又は事業場が、日平均排水量 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、別途「汚濁負荷量測定手法届出書」の提出が必要です。</p> <p>① <b>指定項目の別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「COD」「T-N」「T-P」のいずれかを記載する。</li> <li>別紙 5 については、「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成し、提出すること（合計 3 枚を提出する）。</li> </ul> <p>② <b>特定排水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総量規制基準の業種区分ごとに記載する。一つの工場又は事業場であっても、複数の業種区分に振り分けて記載する場合があるので注意すること。</li> </ul> <p>(a) 業種その他の区分</p> <p>総量規制基準の業種区分番号を記載する。</p> <p>※業種区分とその番号については、パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照して記載すること。</p> <p>(b) 汚染状態</p> <p>業種区分ごとに通常及び最大の値を記載する。</p> <p>(c) 水量</p> <p>業種区分ごとに通常及び最大の値を記載する。</p> <p>さらに、最大の値については、特定施設を設置した年月日（または構造等の変更により水量が増加した年月日）に応じて、COD は 3 区分、T-N と T-P は 2 区分に、水量を振り分ける。T-N については「co→no」「ci→ni」と読み替えて記載する（cj は空欄とする）。T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する（cj は空欄とする）。</p>

設置した（または増 加した）年月日	S55.6.30 まで	S55.7.1 から H3.6.30 まで	H3.7.1 から H14.9.30 まで	H14.10.1 から
COD	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	
T-N	Q <sub>no</sub>			Q <sub>ni</sub>
T-P	Q <sub>po</sub>			Q <sub>pi</sub>

※特定施設の種類によっては、上記表とは異なる時期区分となる場合があります。  
詳細については、パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照のこと。

(d) 汚濁負荷量  
業種区分ごとに、「汚濁状態」に「水量」を乗じて算定する。

③ 特定排出水以外の排出水  
間接冷却水・雨水等について、①と同様にそれぞれ記載する。

④ その他の参考となるべき事項  
・その他の参考となるべき事項を記載する。

---

別紙 6  
用水及び排水の  
系統

工場又は事業場内の用水・排水の系統について記載するものです。

① 用水及び排水の系統  
・工場又は事業場全体の用水及び排水の系統を図で記載する。  
・工場又は事業場全体の配置図を添付し、経路の位置関係等を明示する。記載するにあたり、用水の経路を青色で、排水の経路を赤色で色分けするなどして、用水と排水が分かるようにすること。

② 用途別用水使用量  
・用途別に使用する水の種類（水道水、地下水等）及び1日当たりの使用量を記載する。用途別用水使用量と工場又は事業場全体の排水量の整合が取れているか（特段の理由も無いのに、『用水量 ≪ 排水量』となっていて矛盾がないか等）を確認すること。

---

別紙 12  
有害物質使用特  
定施設  
（有害物質貯蔵  
指定施設）  
の構造

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の本体について、構造等を記載するものです。床面及び周囲の構造については、法令で定められた「基準等に関する基準」を満たすことが明らかになるように記載してください。

① 工場又は事業場における施設番号  
・有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の区別が付くよう、番号及び記号等を任意に付与する（他の別紙と整合させる）。

② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別  
・有害物質使用特定施設の場合は、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び名称を記載する。  
・有害物質貯蔵指定施設の場合は、その旨を記載する。

③ 型式  
・メーカー呼称、型式等を記載する。

	<p>④ <b>構造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その施設の材質等（コンクリート製、鉄製等）を記載する。別途構造図を添付する。</li> </ul> <p>⑤ <b>主要寸法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の寸法（縦、横、高さ等）を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p>⑥ <b>能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その施設の時間当たり、又は1日当たりの原材料の処理能力等を記載する。</li> </ul> <p>⑦ <b>配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。また併せてこれらの施設に関連する主要機械又は主要装置の配置を明示する。</li> </ul> <p>⑧ <b>床面及び周囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面及び周囲の構造等（材質（強度、浸透性、耐食性等）、防液堤等の有無・容量等）を記載する。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることが明らかになるように記載すること。</li> </ul> <p>⑨ <b>設置年月日等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。</li> <li>・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。</li> <li>・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。</li> </ul> <p style="color: red;">（原則として、届が受理された日から60日を経過した後でなければ、設置又は変更をしてはならない。）</p> <p>⑩ <b>その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一機種がある場合はその数を記載する（それぞれ別の施設として記載してもよい）。</li> <li>・その他、施設の構造について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 13</p> <p>有害物質使用特定施設 （有害物質貯蔵指定施設） の設備</p>	<p>有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の付帯設備等について、構造等を記載するものです。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明らかになるように記載してください。</p> <p>① <b>工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 12 と同じ番号を記載する。</li> </ul> <p>② <b>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設の場合は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載する。</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設の場合は、その旨を記載する。</li> </ul> <p>③ <b>設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に付帯する配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備）や排水溝等（排水溝、排水ます、排水</li> </ul>

	<p>ポンプ等)、地下貯蔵施設の設備を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地上に設置された配管等」「地下に設置された配管等（トレンチの有無）」「排水溝等」「地下貯蔵施設」によって遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。</li> </ul> <p>④ <b>構造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・③に記載した設備の構造等（材質（強度、浸透性、耐食性等）、検知機能の有無、二重殻構造の有無等）を記載する。その際、法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることが明らかになるように記載すること。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p>⑤ <b>主要寸法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の寸法（縦、横、高さ等）を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p>⑥ <b>配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 12 に添付する配置図に併せて付帯設備等の場所を明示し、添付する。</li> </ul> <p>⑦ <b>設置年月日等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付帯設備の設置に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。</li> <li>・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。</li> <li>・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。</li> </ul> <p>⑧ <b>その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質を含む水が流れない配管等の場合は、構造等に関する基準は適用されないの で、その旨を記載する。</li> <li>・その他施設の設備について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 14</p> <p>有害物質使用特定施設 （有害物質貯蔵指定施設） の使用の方法</p>	<p>施設の使用状況や使用原料等を記載するものです。</p> <p>① <b>工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 12 と同じ番号を記載する。</li> </ul> <p>② <b>有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 12 同じ番号及び名称とする。</li> </ul> <p>③ <b>設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場内の設置場所を示す図を添付する。別紙 12 に添付する配置図と共通として差し支えない。</li> </ul> <p>④ <b>操業の系統</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料から製品までの製造工程（製品検査工程を含む。）を詳細に記載する。その際、どの工程における施設が特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に該当するか分かるようにすること。必要に応じて、別途詳細なフローチャート等を添付する。</li> </ul> <p>⑤ <b>使用時間間隔</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を使用している時間を記載する。断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設については、貯蔵作業を行う時間間隔について記載する。</li> </ul>



	<p>⑥ <b>1日当たりの使用時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日当たりの使用時間を記載する。日によって変動する場合は、その平均的使用時間を記載する。</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設については、貯蔵作業を行う時間について記載する。</li> </ul> <p>⑦ <b>使用の季節的変動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・季節的変動がある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。</li> </ul> <p>⑧ <b>原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質使用特定施設で使用する原材料（消耗資材を含む。）の全てを記載する。</li> <li>・使用方法については、具体的にどのようにして使用するか明記すること。</li> <li>・使用量については1日当たりの平均使用量を記載する。</li> <li>・必要に応じて、成分表や安全データシート（SDS）等を添付する。</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設の場合は、空欄とする。</li> </ul> <p>⑨ <b>貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設に限る。）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質貯蔵指定施設で貯蔵する有害物質の種類、名称等を記載する。</li> <li>・必要に応じて、成分表や安全データシート（SDS）等を添付する。</li> <li>・有害物質使用特定施設の場合は、空欄とする。</li> </ul> <p>⑩ <b>その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他施設の使用方法について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 15</p> <p>用水及び排水の系統 （搬入及び搬出の系統）</p>	<p>工場又は事業場内の用水及び排水の系統、有害物質の搬入及び搬出の系統について記載するものです。</p> <p>① <b>用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）</b></p> <p>（有害物質使用特定施設の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場全体の用水及び排水の系統を図で記載する。</li> <li>・工場又は事業場の配置図を添付し、経路の位置関係等を明示する。記載するにあたり、用水の経路を青色で、排水の経路を赤色で色分けするなどして、用水と排水が分かるようにすること。</li> </ul> <p>（有害物質貯蔵指定施設の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場全体において、有害物質に係る搬入及び搬出の系統を図で記載する。</li> <li>・工場又は事業場内での、貯蔵施設からの移送、貯蔵施設への移送についても、その移送方法等（配管による移送、可搬容器での移送等）を記載する。</li> <li>・必要に応じて、工場又は事業場の配置図を添付し、位置関係等を明示する。</li> </ul> <p>② <b>用途別用水使用量</b></p> <p>（有害物質使用特定施設の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途別に使用する水の種類（水道水、地下水等）及び1日当たりの使用量を記載する。用途別用水使用量と工場又は事業場全体の排水量の整合が取れているか（特段の理由も無いのに、『用水量 ≪ 排水量』となっていて矛盾がないか等）を確認すること。</li> </ul> <p>（有害物質貯蔵指定施設の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載不要。</li> </ul>

## (2) 汚濁負荷量測定方法届

### 届出書 添付書類一覧

	汚濁負荷量測定手法届	(手法を変更する場合)
根拠条項	法第 14 条第 2 項	(法第 14 条第 2 項)
対象	総量規制対象の工場・事業場	
様式第 10	○	○
別紙 (項目 1~5)	○	初 回 届 出 と 同 様 に 添 付 し て く だ さ い
別図 1	○	
別図 2 (様式の定めなし)	○	
その他の 添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・計測機器の仕様書、管理方法の概要 ・換算式の根拠等	

### 届出書 記載要領

様式 第 10  汚濁負荷量 測定手法届出書	届出書の鑑となるものです。  ① <b>届出日</b> ・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。  ② <b>届出先</b> ・所管する環境管理事務所の長を記載する。  ③ <b>届出者</b> ・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。 ・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。  ④ <b>工場又は事業場の名称・所在地</b> ・実際に特定施設を設置する工場又は事業場の名称・所在地を記載する。
1  事業場概要	排水量等の概要を記入するものです。  ① <b>事業場全体の排出水の量</b> ・工場又は事業場全体の排出水の量について、通常と最大を記載する。特定施設

	<p>(有害物質貯蔵指定施設)に関する届出書の【別紙4】及び【別紙5】に記載される排出量と矛盾がないようにすること。</p> <p>② <b>特定排水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場又は事業場全体の排水のうち、雨水及び間接冷却水を除く工程排水や生活雑排水などの水量の合計について、通常と最大を記載する。特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に関する届出書【別紙5】に記載される排出量と矛盾がないようにすること。</li> </ul> <p>③ <b>非特定排水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場又は事業場全体の排水のうち、雨水及び間接冷却水の水量の合計について、通常と最大を記載する。特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に関する届出書【別紙5】に記載される排出量と矛盾がないようにすること。</li> <li>また、特定排水と非特定排水の量の合計が、工場又は事業場全体の排水の量に一致するようにすること。</li> </ul> <p>④ <b>排水系統及び測定場所に関する概要図【別図1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水口ごとに排水経路を記載し、それぞれの特定排水の水質及び量の測定場所を明記する。排水口の数及び名称が、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)に関する届出書と矛盾がないようにすること。</li> <li>測定場所は、最終の排水口とする。ただし、特定排水と間接冷却水等の非特定排水が排水口手前で合流する場合、原則として、非特定排水が合流する前で測定するものとする。</li> </ul> <p>⑤ <b>事業場平面図【別図2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場又は事業場全体の配置図を添付し、そのなかに用水、排水の経路及び測定場所を明示する。</li> <li>記載するにあたり、用水の経路を青色で、排水の経路を赤色で色分けするなどして、用水と排水が分かるようにすること。また、【別図1】と矛盾のないようにすること。</li> </ul>
<p>2</p> <p>汚濁負荷量測定方法の概要</p>	<p>採用する測定方法の概要について、記載するものです。日平均排水量によって、採用できる測定方法が異なりますので、御注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量及び排水量のそれぞれについて、採用する測定方法に○印を付ける。複数の排水口がある場合であって、それぞれの排水口で採用する測定方法が異なっている場合には、採用する方法すべてに○印を付ける。</li> </ul>
<p>3</p> <p>特定排水等の水質計測方法</p>	<p>水質(排出濃度)の計測方法について、その詳細を記載するものです。日平均排水量によって、採用できる計測方法や計測頻度が異なりますので、御注意ください。</p> <p>① <b>計測場所番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計測場所の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する(「4 特定排水等の量の計測方法」「別図1」等と整合させる)。</li> </ul> <p>② <b>計測方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載されている測定方法が、その工場又は事業場の日平均排水量から認められて</li> </ul>

	<p>いる方法であるか確認する。</p> <p><b>③ 計測頻度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載されている頻度が、その工場又は事業場の日平均排水量から認められている頻度であるか確認する。</li> <li>・告示別記 1(3) (指定計測法)、1(4) (簡易計測法) の計測法の場合、一日につき 3 回以上採水し、かつ、採水時刻がその工場又は事業場の平均的な汚染状態を把握することができる採水時刻であることを確認する。</li> </ul> <p><b>④ 計測開始日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この方法による計測を開始する年月日を記載する。</li> </ul> <p><b>⑤ 備考</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・告示別記 1(1) (水質自動計測法)、1(4) (簡易計測法) を用いるときは、換算式を記載する。</li> <li>・また、告示別記 1(1) (水質自動計測法) を用いるときは、下記資料を添付すること。 選定計測器の仕様、計測器の管理方法の概要、機器選定及び換算式の根拠等</li> </ul>
<p>4</p> <p>特定排水等の 量の計測方法</p>	<p>排水量の計測方法について、その詳細を記載するものです。</p> <p><b>① 計測場所番号</b></p> <p><b>② 計測方法</b></p> <p><b>③ 計測頻度</b></p> <p><b>④ 計測開始日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3 特定排水等の水質計測方法」と同様に記載する。</li> </ul> <p><b>⑤ 備考</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「同等な方法」による場合は、具体的な方法を記載すること。</li> <li>・告示別記 2(1) (流量計又は流速計 (記録式))、2(1) (積算体積計 (記録式)) を用いるときは、選定計測器の仕様等の資料を添付すること。</li> </ul>
<p>5</p> <p>汚濁負荷量の 算定方法</p>	<p>排出濃度と排水量の計測から、汚濁負荷量 (排出する負荷総量) を算定する方法を記載するものです。</p> <p><b>① 汚濁負荷量の算定式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚濁負荷量を算定する式を記載すること。</li> </ul> <p><b>② 汚濁負荷量の算定方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定式がどの算定方法に該当するか○印を付け、その下に該当する算定式を記載すること。</li> </ul>

## (3) 氏名等変更届

届出書 添付書類及び記載要領

氏名等変更届	
(根拠条項) 法第 10 条	
様式 第 5	<p>工場又は事業場の名称や代表者等の変更があった場合に、届け出るものです。</p> <p>① <b>届出日</b> ・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</p> <p>② <b>届出先</b> ・所管する環境管理事務所の長を記載する。</p> <p>③ <b>届出者</b> ・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。 ・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</p> <p>④ <b>法の規定</b> ・該当する法をすべて選択する。</p> <p>⑤ <b>変更の内容</b> ・変更する項目と内容が、明確になるように記載する。 変更する項目：どの項目を変更したか 工場又は事業場の名称、所在地 (個人の場合) 氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 法人名及び本社所在地、代表者の氏名 変更する内容：何から何へ(誰から誰へ) 変更したか</p> <p>⑥ <b>変更年月日</b> ・変更があった日付を記載する。</p> <p>⑦ <b>変更の理由</b> ・変更の理由を記載する。</p> <p>※大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく氏名等変更届と併用することができる。</p>
添付書類	原則として不要

## (4) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届

届出書 添付書類及び記載要領

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届	
（根拠条項）法第 10 条	
様式第 6	<p>対象施設の使用を廃止した場合に届け出るものです。施設の使用を廃止した日から 30 日以内に届出を行ってください（施設を撤去した日からではありません）。</p> <p>① 届出日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</li> </ul> <p>② 届出先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する環境管理事務所の長を記載する。</li> </ul> <p>③ 届出者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。</li> <li>・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</li> </ul> <p>④ 工場又は事業場の名称・所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該使用廃止届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</li> </ul> <p>⑤ 特定施設の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載する。特定施設の種類が複数の場合は全てを列挙する。</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設の場合はその旨を記載する。</li> </ul> <p>⑥ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場内での設置場所を明示する。</li> <li>・必要に応じて、廃止した施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。特に、一部の施設のみを廃止する場合は、どの施設を廃止したのかを明確にする。</li> </ul> <p>⑦ 使用廃止の年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止した日付を記載する。</li> </ul> <p>⑧ 使用廃止の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止の理由を記載する。</li> </ul>
添付書類	<p>必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止した特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図</li> </ul>

## (5) 承継届

## 届出書 添付書類及び記載要領

承継届	
(根拠条項) 法第 11 条第 3 項	
様式第 7	<p>対象施設を承継した場合に届け出るものです。承継した者（新しい設置者）が提出を行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>届出日</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</li> </ul> </li> <li>② <b>届出先</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する環境管理事務所の長を記載する。</li> </ul> </li> <li>③ <b>届出者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。</li> <li>・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</li> </ul> </li> <li>④ <b>法の規定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する施設、法をすべて選択する。</li> </ul> </li> <li>⑤ <b>工場又は事業場の名称・所在地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該承継届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</li> </ul> </li> <li>⑥ <b>特定施設の種類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる号番号及び名称を記載する。特定施設の種類が複数の場合は全てを列挙する。</li> <li>・有害物質貯蔵指定施設の場合はその旨を記載する。</li> <li>・他法の承継届と併用する場合は、各法に掲げる施設の種類も記載する。</li> </ul> </li> <li>⑦ <b>特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場内での設置場所を明示する。</li> <li>・必要に応じて、承継した施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。特に、一部の施設のみを承継する場合は、どの施設を承継したのかを明確にする。</li> </ul> </li> <li>⑧ <b>承継の年月日</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継した日付を記載する。</li> </ul> </li> <li>⑨ <b>被承継者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被承継者（承継前における設置者）の情報を記載する。</li> </ul> </li> <li>⑩ <b>承継の理由</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継の理由を記載する。</li> </ul> </li> </ol>

	※大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく承継届と併用することができる。
添付書類	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・承継した特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図



### 3. 条例対象施設（指定排水施設）の届

#### (1) 指定排水施設の設置等の届

##### 届出書 添付書類一覧

	設置届	使用届	変更届
根拠条項	条例第 52 条第 1 項	条例第 53 条第 1 項	条例第 54 条第 1 項
対象施設	<b>指定排水施設</b> 公共用水域に汚水等を排出している工場・事業場に限る（分流式、合流式を問わず下水道に汚水等を放流している工場・事業所は届出不要）		
様式第 11	○	○	○
別紙 1	○	添付して 設置届に 準じて ください	変更に係る 添付部分 を ください
別紙 2	○		
別紙 3	○		
別紙 4	○		
別紙 5	○		
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内図（工場又は事業場の場所を示すもの、地図）</li> <li>・工場又は事業場内の配置図（建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの）</li> <li>・施設（処理施設を含む）や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど（施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの）</li> <li>・操業系統（施設の使用状況等）を示すもの</li> <li>・使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート（SDS）</li> <li>・排水処理施設の設計計算書（処理施設の能力が十分であることを示すもの）</li> </ul>		

##### 届出書 記載要領

様式第 11  指定排水施設 設置（使用、変更） 届出書	届出書の鑑となるものです。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>届出日</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</li> </ul> </li> <li>② <b>届出先</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する環境管理事務所の長を記載する。</li> </ul> </li> <li>③ <b>届出者</b></li> </ol>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。</li> <li>・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</li> </ul> <p><b>④ 工場又は事業場の名称・所在地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に指定排水施設等を設置する工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</li> </ul> <p><b>⑤ 指定排水施設の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県生活環境保全条例別表第2第4号に掲げる記号と名称を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 1</p> <p>指定排水施設の 構造</p>	<p>指定排水施設の本体・周囲の構造等を記載するものです。</p> <p><b>① 工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定排水施設の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する（他の別紙等と整合させること。）。</li> </ul> <p><b>② 名称</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県生活環境保全条例別表第2第4号に掲げる記号と名称を記載する。</li> </ul> <p><b>③ 型式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー呼称、型式等を記載する。</li> </ul> <p><b>④ 構造</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その施設の材質等（コンクリート製、鉄製等）を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p><b>⑤ 主要寸法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の寸法（縦、横、高さ等）を記載する。別途構造図等を添付する。</li> </ul> <p><b>⑥ 能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その施設の時間当たり、又は1日当たりの原材料の処理能力等を記載する。</li> </ul> <p><b>⑦ 配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定排水施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。また併せて指定排水施設に関連する主要機械又は主要装置の配置を明示する。この図面に「集水及び導水の方法」等を併記しても差し支えない。</li> </ul> <p><b>⑧ 設置年月日等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定排水施設の設置に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。</li> <li>・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。</li> <li>・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。</li> </ul> <p style="color: red;">（原則として、届が受理された日から60日を経過した後でなければ、設置又は変更をしてはならない。）</p> <p><b>⑨ その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一機種がある場合はその数を記載する（それぞれ別の施設として記載してもよい。）。</li> <li>・その他施設の構造について、参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>

別紙 2

指定排水施設の  
使用の方法

指定排水施設の使用状況や使用原料等を記載するものです。

① 工場又は事業場における施設番号

- ・別紙 1 と同じ番号を記載する。

② 名称

- ・埼玉県生活環境保全条例別表第 2 第 4 号に掲げる記号と名称を記載する。

③ 設置場所

- ・工場又は事業場内の設置場所を示す図を添付する。別紙 1 に添付する配置図と共通として差し支えない。

④ 操業の系統

- ・原材料から製品までの製造工程（製品検査工程を含む。）を詳細に記載する。その際、どの工程における指定排水施設が分かるようにすること。必要に応じて、別途詳細なフローチャート等を添付する。

⑤ 使用時間間隔

- ・指定排水施設を使用している時間を記載する。断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。

⑥ 1 日当たりの使用時間

- ・1 日当たりの使用時間を記載する。日によって変動する場合は、その平均的使用時間を記載する。

⑦ 使用の季節的変動

- ・季節的変動がある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。

⑧ 原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量

- ・使用する原材料（消耗資材を含む。）の全てを記載する。
- ・使用方法については、具体的にどのようにして使用するか明記する。
- ・使用量については 1 日当たりの平均使用量を記載する。
- ・必要に応じて、成分表や安全データシート（SDS）等を添付する。

⑨ 汚水等の汚染状態

- ・排水基準が定められている項目のうち、使用排水施設の使用方法から汚染が考えられる項目について全て記載する。

⑩ 汚水等の量

- ・その指定排水施設から排出される汚水又は廃液の量を記載する。

⑪ その他参考となるべき事項

- ・その他施設の使用方法について参考となるべき事項を記載する。

別紙 3

汚水等の処理の  
方法

汚水等の処理施設・処理方法について記載するものです。処理能力については、排水基準を満たすことが明らかになるようにしてください。  
**指定排水施設に関連しない処理施設（生活雑排水を処理する浄化槽等）についても記載してください。**

① 工場又は事業場における施設番号

- ・処理施設の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する。  
（他の別紙と整合させる）

② 処理施設の設置場所

- ・処理施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図を添付する。別紙 1 に添付した指定排水施設の配置図に併記しても差し支えない。

③ 設置年月日等

- ・処理施設に係る工事着手、完成及び使用開始の予定年月日を記載する。
- ・設置届の場合は、設置が完了していないので設置年月日は空欄とする。
- ・変更届の場合は、工事等が発生する場合は工事着手予定年月日等を記載する。工事等が発生しない場合も、変更に伴う使用開始年月日を記載する。

④ 種類及び型式

- ・処理施設の種類及び型式を記載する。

⑤ 構造

- ・処理設備の構造（材質等）を記載する。別途構造図等を添付する。

⑥ 主要寸法

- ・処理施設の寸法（縦、横、高さ等）を記載する。別途構造図等を添付する。

⑦ 能力

- ・汚水処理施設の時間当たり、又は 1 日当たりの処理能力を記載する。
- ・別途設計計算書を添付すること。排水基準を満たす能力があることが明らかになるようすること。

⑧ 処理の方法

- ・活性汚泥法、凝集沈殿法等の処理方法・名称を記載する。

⑨ 処理の系統

- ・汚水処理の系統を図示する。必要に応じて排水処理のフローチャートを添付すること。

⑩ 集水及び導水の方法

- ・工場又は事業場内において、汚水等をどのようにして集め汚水処理施設に導いているかを示す図を添付する。別紙 1 に添付した指定排水施設の配置図や用水及び排水系統図に併記しても差し支えない。この場合は異なる色を使うなどして用水、排水等を区別できるようにすること。

⑪ 使用時間間隔

- ・処理施設を使用している時間を記載する。断続的に使用している場合は、その時間間隔を記載する。

⑫ **1日当たりの使用時間**

- ・1日当たりの使用時間を記載する。日によって変動する場合は、その平均的使用時間を記載する。

⑬ **使用の季節変動**

- ・季節的変動のある場合は、その旨を記載し、その概要を記載する。

⑭ **消耗資材の1日当たりの用途別使用量**

- ・処理施設において中和、凝集等に使用する消耗資材（酸、アルカリ、凝集剤等）の使用量を、資材別・用途別に記載する。

⑮ **汚水等の汚染状態及び量**

- ・処理施設で処理される汚水の処理前及び処理後の水質について、それぞれ通常値及び最大値（pHの場合は想定される最も広い範囲）を記載する。排水処理施設未設置の場合は、設計計算書に基づいて記載すること。
- ・記載する項目については、排水基準に定められている項目のうち、指定排水施設の使用方法等から汚染が想定される項目についてすべて記載する。

⑯ **残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法**

- ・汚水処理によって生じる汚泥、油分等の1月あたりに生成量と処理方法を具体的に記載する。

⑰ **排出水の排水方法**

- ・工場又は事業場の敷地から排出される排水について排水口の位置、排出先などを記載する。

⑱ **その他の参考となるべき事項**

- ・回分式処理施設の場合は、放流時刻や頻度の設定状況等を記載する。
- ・この欄に放流先の河川を記載しても差し支えない。
- ・その他汚水等の処理の方法について参考となるべき事項を記載する。

<p>別紙 4</p> <p>排水水の 汚染状態及び量</p>	<p>工場又は事業場全体のすべての排水口について記載するものです。  <b>指定排水施設に関連しないものを含め、すべての排水口について記載してください。</b>種類・項目については、指定排水施設の使用の方法から汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を記載してください。この別紙に記載された項目については、法令に基づいて排水水の自主測定を行うことが義務となります。</p> <p><b>① 工場又は事業場における施設番号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水口の区別が付くよう、番号・記号等を任意に付与する（他の別紙と整合させる。）。</li> </ul> <p><b>② 排水水の汚染状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種類・項目については、指定排水施設の使用の方法から汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を記載する（この別紙に記載された項目については、法令に基づいて排水水の自主測定を行うことが義務となる。）。</li> <li>排出される水質については、それぞれ通常値及び最大値（pH の場合は想定される最も広い範囲）を記載する。排水基準との整合性に注意すること（排水基準を超える水の排出は認められない。）。</li> </ul> <p><b>③ 排水水の量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常値及び最大値を記載する。</li> </ul> <p><b>④ その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他排水水の汚染状態及び量について参考となるべき事項を記載する。</li> </ul>
<p>別紙 5</p> <p>用水及び排水の 系統</p>	<p>工場又は事業場内の用水・排水の系統について記載するものです。</p> <p><b>① 用水及び排水の系統</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場又は事業場全体の用水及び排水の系統を図で記載する。</li> <li>工場又は事業場全体の配置図を添付し、経路の位置関係等を明示する。記載するにあたり、用水の経路を青色で、排水の経路を赤色で色分けするなどして、用水と排水が分かるようにすること。</li> </ul> <p><b>② 用途別用水使用量</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用途別に使用する水の種類（水道水、地下水等）及び1日当たりの使用量を記載する。用途別用水使用量と工場又は事業場全体の排水量の整合が取れているか（特段の理由も無いのに、『用水量 ≪ 排水量』となっていて矛盾がないか等）を確認すること。</li> </ul>

## (2) 氏名等変更届

届出書 添付書類及び記載要領

氏名等変更届	
(根拠条項) 条例第 54 条第 4 項	
様式第 18	<p>工場又は事業場の名称や代表者等の変更があった場合に、届け出るものです。</p> <p>① <b>届出日</b> ・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</p> <p>② <b>届出先</b> ・所管する環境管理事務所の長を記載する。</p> <p>③ <b>届出者</b> ・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。 ・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</p> <p>④ <b>指定施設の区分</b> ・水質関係施設の場合は、「指定排水施設」と記載する。</p> <p>⑤ <b>変更の内容</b> ・変更する項目と内容が、明確になるように記載する。 変更する項目：どの項目を変更したか 工場又は事業場の名称、所在地 (個人の場合) 氏名又は名称及び住所 (法人の場合) 法人名及び本社所在地、代表者の氏名 変更する内容：何から何へ(誰から誰へ) 変更したか</p> <p>⑥ <b>変更年月日</b> ・変更があった日付を記載する。</p> <p>⑦ <b>変更の理由</b> ・変更の理由を記載する。</p> <p>⑧ <b>工場又は事業場の名称・所在地</b> ・当該氏名等変更届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</p>
添付書類	原則として不要

### (3) 指定施設使用等廃止届

届出書 添付書類及び記載要領

指定施設使用等廃止届	
(根拠条項) 条例第 54 条第 4 項	
様式第 19	<p>対象施設の使用を廃止した場合に届け出るものです。<b>施設の使用を廃止した日から 30 日以内に届出を行ってください(施設を撤去した日からではありません)。</b></p> <p>① <b>届出日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</li> </ul> <p>② <b>届出先</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する環境管理事務所の長を記載する。</li> </ul> <p>③ <b>届出者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。</li> <li>・法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</li> </ul> <p>④ <b>指定施設の区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質関係施設の場合は、「指定排水施設」と記載する。</li> </ul> <p>⑤ <b>工場又は事業場の名称・所在地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定施設廃止等届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</li> </ul> <p>⑥ <b>指定施設の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境保全条例別表第 2 第 4 号に掲げる記号と名称を記載する。</li> </ul> <p>⑦ <b>指定施設の設置場所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場又は事業場内での設置場所を明示する。</li> <li>・<b>一部の施設を廃止する場合、廃止施設の設置場所を明示した配置図を添付する。</b></li> </ul> <p>⑧ <b>使用等廃止の年月日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止した日付を記載する。</li> </ul> <p>⑨ <b>使用等廃止の理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止の理由を記載する。</li> </ul>
添付書類	<p>必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止した指定排水施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図</li> </ul>



## (4) 承継届

届出書 添付書類及び記載要領

承継届	
(根拠条項) 条例第 58 条第 5 項	
様式第 20	<p>対象施設を承継した場合に届け出るものです。承継した者（新しい設置者）が提出を行ってください。</p> <p>① <b>届出日</b> ・ 環境管理事務所へ届出を行う年月日を記載する。</p> <p>② <b>届出先</b> ・ 所管する環境管理事務所の長を記載する。</p> <p>③ <b>届出者</b> ・ 個人の場合 氏名又は名称及び住所を記載する。 ・ 法人の場合 法人名及び本社所在地、代表者の氏名を記載する。工場長等、代表権を有していない者が届出者となる場合は、代表者の委任状が必要。</p> <p>④ <b>指定施設の区分</b> ・ 水質関係施設の場合は、「指定排水施設」と記載する。</p> <p>⑤ <b>工場又は事業場の名称・所在地</b> ・ 当該承継届出に係る工場又は事業場の名称及び所在地を記載する。</p> <p>⑥ <b>指定施設の種類</b> ・ 生活環境保全条例別表第 2 第 4 号に掲げる記号と名称を記載する。</p> <p>⑦ <b>承継の年月日</b> ・ 承継した日付を記載する。</p> <p>⑧ <b>被承継者</b> ・ 被承継者（承継前の設置者）の情報を記載する。</p> <p>⑨ <b>承継の原因</b> ・ 承継の理由を記載する。</p>
添付書類	<p>必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 承継した指定排水施設の設置場所を明示した工場又は事業場全体の配置図</li> </ul>



## II 汚水処理施設の設計にあたっての留意事項

この章は、一般的に想定される設計上の留意事項を記載しているものであり、最適な処理条件等を保証するものではありません。具体的な設計内容や設定数値等は、個別の工場・事業場の排水特性等によって最適条件が異なりますので、御注意ください。

# 1. 前処理装置

## (1) スクリーン

スクリーンは、流入する排水に含まれる粗大浮遊物を除去するために設けられる。

目幅	粗目	目幅 50mm 程度	棒状、格子状
	細目（標準）	目幅 1.5~12mm 程度	振動式、回転式
	微細目	目幅 1~2.5mm 程度	網
排水の通過速度		0.45 m/秒程度	

- (a) 製革工場、にかわ及びゼラチン製造工場、織物工場、てん菜糖工場、缶詰工場には網スクリーン（微細目スクリーン）の仕様が効果的である。
- (b) 油脂を多く含む排水では、高圧洗浄やブラッシュ除去装置をもつ機構のものが望ましい。
- (c) SS の 30~60%の除去、COD の 10~20%の除去が可能である。

## (2) 原水貯槽（調整槽）

原水貯槽は、排水の水量と水質を平準化するために設けられる。

攪拌装置	機械式	酸、アルカリ排水の流入による悪臭や有害ガスの発生を抑える
	空気式	有機性物質、Fe <sup>2+</sup> などの還元性物質には適している
槽容量	槽容量 $V(m^3) = (Q / T - Q') \times T'$ Q : 1日当たりの排水量 (m <sup>3</sup> /日) T : 1日当たりの排水時間 (時/日) Q' : 1時間当たりの平均処理水量 (m <sup>3</sup> /時) T' : 排水時間 (時)	

- (a) 空気式の攪拌装置は、複数の槽でブローアを共用で使用すると送気バランスが不安定となり十分な攪拌ができない（通常、生物処理を行う場合、原水貯槽とばっ気槽と予備の3台のブローアが必要）。
- (b) 排水中にゴミのような粗大な夾雑物又は固形物が含まれる場合に、原水貯槽の前段にスクリーン、沈砂槽または破碎装置を設ける。

## 2. 物理化学的処理装置

### (1) 凝集反応槽

排水中に含まれる浮遊物質を、凝集剤を添加することにより沈殿処理する。

薬品槽	有効容量	使用量の2日分以上を貯留できる大きさとする。
凝集反応槽	滞留時間	10分以上とする。

- (a) 一般に有機高分子凝集剤は不安定で、調整後 2~3 日でその効果が減少する。なお、安定性の高い凝集剤の場合は、調整の手数を省くため、薬品槽の容量を大きくした方がよい。
- (b) 凝集剤の添加量は、ジャーテストによって決定する。

#### 凝集剤の最適 pH 範囲

	薬品名	最適 pH 値
無機凝集剤	ポリ塩化アルミニウム	6.0~8.0
	ポリ硫酸アルミニウム	6.0~8.5
	ポリ塩化鉄 (Ⅲ)	6.0~8.5
	ポリ硫化鉄 (Ⅲ)	4.0~11
	硫酸アルミニウム	4.0~11
	塩化アルミニウム	6.0~8.5
	アルミニウムミョウバン	6.0~8.5
	カリウムミョウバン	6.0~8.5
	硫酸鉄 (Ⅱ)	8.0~11
	硫酸鉄 (Ⅲ)	4.0~11
	塩化鉄 (Ⅲ)	4.0~11
高分子凝集剤	アニオン系	7~12
	弱アニオン系	6~9
	ノニオン系	4~8
	カチオン系	4~8

## 重金属類を凝集沈殿により処理する場合

排水中に含まれる重金属類は、通常水酸化物イオンと反応させて、金属水酸化物とした後、凝集剤を添加し沈殿処理をしている。

金属水酸化物は、排水によって再溶解もあるため、最適 pH をジャーテストによって把握する。

## 金属水酸化物生成のための最適 pH 域（水酸化ナトリウムによる）

金属イオン		pH 範囲	残留濃度	再溶解 pH
カドミウム	Cd <sup>2+</sup>	10.5 以上	0.1 mg/L 以下	—
銅	Cu <sup>2+</sup>	8 以上	1.0 "	—
ニッケル	Ni <sup>2+</sup>	9 以上	1.0 "	—
マンガン	Mn <sup>2+</sup>	10 以上	1.0 "	—
鉛	Pb <sup>2+</sup>	9.5~10	1.0 "	10 以上
亜鉛	Zn <sup>2+</sup>	9~10.5	1.0 "	10.5 以上
鉄	Fe <sup>2+</sup>	5~12	1.0 "	12.5 以上
鉄	Fe <sup>3+</sup>	9~12	3.0 "	—
クロム	Cr <sup>3+</sup>	8~9	2.0 "	9 以上
スズ	Sn <sup>2+</sup>	5~8	1.0 "	—
アルミニウム	Al <sup>3+</sup>	5.5~8	3.0 "	8 以上

重金属類を水酸化物凝集沈殿により処理する場合、汚泥の生成量は次のように算定推測することができる。

$$\begin{aligned} \text{汚泥発生量(kg/日)} &= (\text{原水の金属濃度(mg/L)} - \text{処理水の金属濃度(mg/L)}) \\ &\quad \times \text{汚泥変換率} \\ &\quad \times \text{処理水量(m}^3\text{/日)} \\ &\quad \times 10^{-3} \end{aligned}$$

なお、一般的に行われている水酸化物凝集沈殿における金属の汚泥変換率は、次の表のとおりである。

## 金属の汚泥変換率

金属	水酸化物	汚泥変換率	金属	水酸化物	汚泥変換率
クロム Cr (Ⅲ)	Cr(OH) <sub>3</sub>	2	マンガン Mn	Mn(OH) <sub>2</sub>	1.6
カドミウム Cd	Cd(OH) <sub>2</sub>	1.3	ニッケル Ni	Ni(OH) <sub>2</sub>	1.6
銅 Cu	Cu(OH) <sub>2</sub>	1.5	アルミニウム Al	Al(OH) <sub>3</sub>	2.9
亜鉛 Zn	Zn(OH) <sub>2</sub>	1.5	スズ Sn	Sn(OH) <sub>2</sub>	1.3
鉄 Fe (Ⅲ)	Fe(OH) <sub>3</sub>	1.9	—	—	—

## (2) 沈殿槽

沈殿槽により、粒子等を含む排水を沈殿分離する。

### 自然沈殿法（横流式）の場合

滞留時間	有機系排水	最初沈殿槽	1~3 時間程度
		最終沈殿槽	2 時間程度
	無機系排水	重金属などの凝集沈殿処理における沈殿槽は、2 時間以上とする。	
水面積負荷	最初沈殿池	有機系排水	小さすぎると汚泥が腐敗する
		無機系排水	25~50 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> ・日
	最終沈殿池	20~30 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> ・日	
水深等	長方形	水深	2~5m 程度
		長さ：幅	3:1 ~ 5:1
	円形	水深：直径	1:2 ~ 1:12
平均流速	0.3~4 m/分程度以下		

- (a) 清掃、点検、維持管理が容易にできるように、上部は開放とすることが望ましい。
- (b) 排泥設備を設け、定期的または連続的に排泥できる構造とする。ただし、小規模事業場にあつては、投げ込み式の水ポンプにより排泥する方法もある。

### 自然沈殿法（傾斜板式）の場合

滞留時間	2 時間以上
水面積負荷	横流式よりやや小さくする。
水深	1.5~4m。長方形槽の場合は、長さ:幅=3:1~5:1 とする。

- (a) 傾斜板内での滑落汚泥の巻き上げや密度流等による効果の低下を考慮して、水面積負荷は横流式より小さくする。

### (3) 油水分離槽等（油分の処理）

油の種類により処理方法は異なるが、一般的な油の場合は水面に浮上するので、通常は、これを応用して分離除去する。食料品製造業、油脂製造業等油分が高い排水（生物処理をする前に 30 mg/L 以下にすることが必要）で採用されている。

#### 飲食店における流入水質の実測例

種類	BOD (mg/L)	油脂分 (mg/L)
肉料理	935	164
うどん店	843	92
ハンバーガー、ドーナツ	831	79
和食	764	94

（大木ら、外食産業における浄化槽の現状と問題点について、第 1 回浄化槽技術研究会講演要旨集、1987）

#### 油類含有排水の処理方法

油類の状態		処理方法			
		自然浮上分離法	浮上分離法	凝集沈殿法	吸着法
遊離状の油		○	○	○	○
乳濁状の油		×	○	○	△
固形の油脂		○	○	○	×
備考	特徴	前処理的な方法として用いる。	油の状態に関係なく処理が可能である。	SS が共存するとき、又は重質油の場合に処理効果がある。	低濃度の油の処理に適している。
	問題点	他の方法に比べて処理濃度に限界がある。	維持管理が煩雑である。	汚泥の発生が多いため、前処理し、遊離状の油を除去する必要がある。	定期的に吸着剤の交換及び目詰まりに注意が必要である。



## 自然浮上分離法により処理する場合

油水分離槽	槽の数	3 槽以上（4 槽以上が望ましい）
	滞留時間	平均排水量の 2 時間以上

- (a) 油水分離槽の前に排水の水量を調整し水量を均一化するために原水貯槽を設ける。また、原水貯槽は排水の冷却も兼ねたものなので、冷却時間も勘案する。なお、排水量に変動の少ない小規模事業場では、原水貯槽を設けないこともある。
- (b) 土砂の多い排水の場合は、油水分離槽の前に沈殿槽を設置する。
- (c) 各槽に極端な落差を設けない。
- (d) 疎水性油分は 70~80%の除去が、乳化した油分は 40~50%の除去が可能。
- (e) 自然浮上分離法は、自動車整備工場や自動式車両洗車施設から排出される油類含有排水の処理に多用されている。

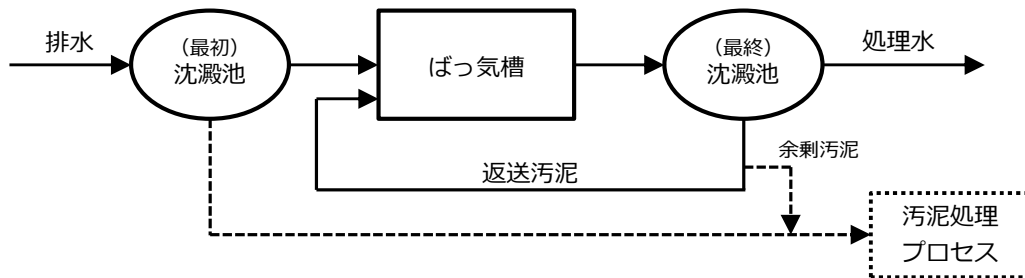
## 浮上分離法により処理する場合

凝集反応槽	滞留時間	5 分以上
浮上槽	加圧水の圧力	2~5 kg/cm <sup>2</sup>
	空気量と固形物質の比	空気 - 固形物比 (A/S) = 0.02~0.1 kg/kg 程度
	水面積負荷	5 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> ・時 以下
	加圧水を処理水として利用する場合は、処理水量の 20~50%程度とする。	

- (a) 排水の水量を調整し水量を均一化するために原水貯槽を設ける。
- (b) 原則としてフロスを連続して除去する。フロスの除去が不十分な場合、又は浮上槽に汚泥が沈殿している場合には、処理水中の SS 濃度が上昇する。
- (c) 上記に加えて、フロスの除去が不十分な場合、脱包したフロスが脱落して沈殿汚泥が発生する。したがって、定期的な除去が必要である。
- (d) 浮上分離法は、乳濁状態の油分を含む排水の処理及び自然浮上分離法では、処理が困難な低濃度の油の分離に適している。動物油脂製造工場、石油精製、石油化学工業排水からの石炭乾留工場排水のタール分の分離除去、金属圧延排水の油脂状物質の除去、機械工場排水中のグリースなどの油性物の除去、洗濯排水中の油分の除去等に用いられている。
- (e) SS に加えて油分の 80~90%及び COD の 40~50%が除去できる。

### 3. 生物的処理装置

#### (1) 活性汚泥処理装置



各種活性汚泥処理装置の設計条件 (1)

処理方法	BOD-SS 負荷 (kg-BOD / kg-SS・日)	BOD 容積負荷 (kg-BOD / m <sup>3</sup> ・日)
標準活性汚泥法	0.2~0.4	0.3~0.8
長時間ばっき法	0.05~0.10	0.15~0.25
回分式活性汚泥法	0.03~0.4	0.1~1.3 (0.5 が多い)
循環式硝化脱窒法	0.05~0.1	—

各種活性汚泥処理装置の設計条件 (2)

処理方法	MLSS 濃度 (mg/L)	水深 (m)	ばっ気時間 (h)	汚泥滞留時間 (d)
標準活性汚泥法	1,500~2,000	4~6	6~8	3~6
長時間ばっき法	3,000~4,000	4~6	16~24	13~50
循環式硝化脱窒法	2,000~3,000	4~6	14~18	11~14

(循環式硝化脱窒法のばっ気時間の欄の値は、脱窒槽+ばっ気槽における汚水の滞留時間)

- (a) 回分式活性汚泥法では、流入→ばっ気→沈殿→放流の1サイクルを1つの反応槽で行うものである(1サイクルは6~24時間)。排水量が少量でかつ排水の流入が間欠的な場合に採用される。排水される時間が不規則な場合には、原水貯槽が必須。
- (b) 膜分離活性汚泥法は、MLSS濃度を8,000~15,000 mg/L程度の高濃度に維持することが可能であるので、高負荷がかけられ、設備をコンパクトにできる利点がある。
- (c) 循環式硝化脱窒法では、ばっ気槽の前に嫌気槽を設置し、ばっ気槽の硝化液を嫌気槽に循環させることにより、生物学的な脱窒を行う。上記表中の循環式硝化脱窒法におけるばっ気時間=14~18時間は、都市下水の処理におけるものなので、実際の工場排水においては実験等により求める方がよい。
- (d) BOD=500~800 mg/L(最低:150 mg/L、最高:1,000~1,200 mg/L)の場合、活性汚泥法が用いられる。また、BOD=200 mg/L以下の場合、接触酸化法が用いられることも多い。
- (e) 低負荷時期には、汚泥の解体等が起こり、排水処理に支障をきたすことがある。このようなことが想定される場合には、タイマーを設置するなどばっ気量を制御するか、ばっ気槽を分割槽構造にするとよい。
- (f) 生物処理の条件は、温度10~30℃、pH7.0前後、塩分1,000mg/L以下。

### ① 汚泥容量指標

活性汚泥の沈降性を知り、管理するための指標として汚泥容量指標 (SVI) が用いられる。

$$SVI \text{ (mL/g)} = SV / S$$

SV : 30 分間静置後の汚泥容積(mL/L)

S : MLSS 濃度(g/L)

なお、正常な活性汚泥の SVI は 50~150 の範囲にあり、200 を超えると沈殿池で汚泥界面が水面近くまで上がり (バルキング)、汚泥が処理水中に流出するおそれが出てくる。

### ② 汚泥返送率

BOD 汚泥負荷を一定にするため、MLSS 濃度を調節する。この調節をするに当たり、沈殿池からの返送汚泥率を変える必要がある。

$$R = S \times SVI / (10^3 - S \times SVI)$$

R : 汚泥返送率

S : MLSS 濃度(g/L)

処理方法	汚泥返送率
標準活性汚泥法	20~40%
長時間ばっ気法	50~100%

### ③ 必要酸素量

ばっ気槽内で活性汚泥が消費する酸素量 X は、次式で表される。

$$X \text{ (kg/日)} = a' \times Lr + b' \times Sa$$

Lr : 除去 BOD 量 (kg/日)

Sa : ばっ気槽内汚泥量(kg)

a' : 除去 BOD のうち、エネルギー獲得のために利用される酸素の割合 (0.35~0.55)

b' : 汚泥の内生呼吸に利用される酸素の割合(/日) (0.05~0.24)

なお、脱窒を行う場合は、下記の式になる。

$$X \text{ (kg/日)} = a' \times (Lr - \text{脱窒量} \times 3) + b' \times Sa + 4.75 \times \text{硝化量}$$

DO 計を設置して管理することが望ましい。(通常は 1 mg/L。脱窒が入る場合 2 mg/L。)

硝化量 = ( 流入水中の T-N 濃度 - 処理水中の T-N 濃度 ) × 流入水量

脱窒量 = ( 硝化量 - 余剰汚泥中の T-N 濃度 ) × 流入水量

余剰汚泥中の T-N 濃度 = 汚泥生成量  $\Delta S$  × 0.07~0.08 / 流入水量

(汚泥中の窒素含量は 7~8%程度)

### ④ 汚泥生成量

ばっ気槽内の MLSS 濃度を一定に保つためには、除去された BOD 当たりの汚泥生成量  $\Delta S$  を把握し、生成した汚泥を余剰汚泥として引き抜く必要がある。汚泥生成量は次式から求められる。

$$\Delta S \text{ (kg/日)} = a \times Lr - b \times Sa$$

a : 除去 BOD の汚泥への転換率 (0.5~0.8)

b : 内生呼吸による汚泥の自己酸化率(/日) (0.01~0.07)

⑤ 汚泥滞留時間

汚泥滞留時間（SRT）は、活性汚泥が系内に滞留している平均日数を示す。

$$SRT = (S_a + S_x) / (S_s + S_e)$$

S<sub>x</sub>: 最終沈殿池及び返送汚泥管などに存在する汚泥量 (kg)

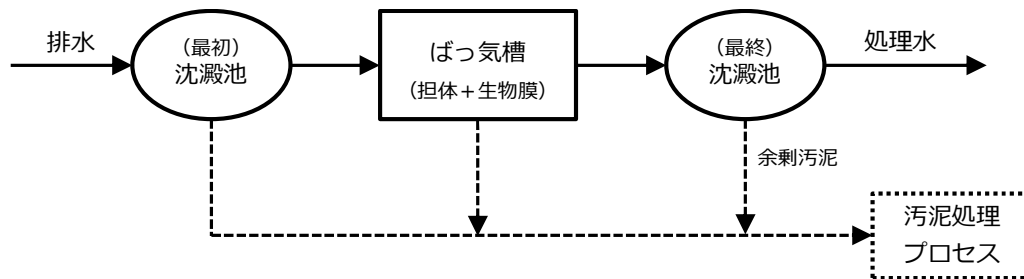
S<sub>s</sub>: 余剰汚泥量 (kg/日)

S<sub>e</sub>: 処理水中のSS量 (kg/日)

⑥ 循環率

循環式硝化脱窒法により生物処理を行う場合は、一部硝化槽からの処理水を脱窒槽に循環する。一般的には、循環する際の水量は、処理施設への流入水量の3~4倍以上となる。

(2) 生物膜処理装置



処理方法	処理方法 BOD 容積負荷 (kg-BOD / m <sup>3</sup> ・日)	BOD 面積負荷 (kg-BOD/m <sup>2</sup> ・日)
接触酸化法	0.2~0.5	0.02 程度

- (a) 逆洗は1日1回程度とし、タイマー設定などにより流入水量の少ない時間帯に行う。
- (b) 剥離・沈殿した生物膜は、長時間放置すると腐敗するため、定期的に取り抜くことが必要。
- (c) 沈殿槽で沈殿した汚泥の一部は、ばっ気槽に返送することが多いが、低濃度排水では返送しないこともある。
- (d) BOD90%以上、COD60~90%程度の除去が可能。
- (e) 負荷変動に強く、バルキングが起りにくいことから、維持管理が容易。
- (f) 担体利用活性汚泥法の場合は、BOD容積負荷を標準活性汚泥法より高く設定することが可能である。

## 4. 業種ごとの排水の特徴

### (1) 食料品製造業

#### ① 畜産・水産食料品製造業

##### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
肉製品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料処理施設</li> <li>湯煮施設</li> <li>冷却水</li> </ul>	pH : 7 前後 BOD : 300~600 COD : 200~400 SS : 100~300 T-N : 50~80 T-P : 10~15	50~100	活性汚泥法
水産食料品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料処理施設</li> <li>湯煮施設</li> <li>冷却水</li> </ul>	pH : 7~8.5 BOD : 200~2,000 COD : 200~1,800 SS : 150~1,000 T-N : 100~200 T-P : 30~80	20~5,000	活性汚泥法
乳製品製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗瓶施設</li> <li>各種器具洗浄</li> <li>排水 (雑排水)</li> <li>冷却水</li> </ul>	pH : 6.5~11 BOD : 50~350 COD : 50~200 SS : 70~150 T-N : 30~40 T-P : 5~8	1,000~6,000	活性汚泥法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

##### (b) 留意事項

###### <肉製品・水産食料品製造業>

- ・ 夾雑物や油分が多いため、スクリーンや加圧浮上処理等で生物処理の前にこれらを極力排除する。
- ・ 湯煮排水の排出は、急激な温度上昇や一時的な負荷変動を招くので、あまり極端になる場合は注意する (原水貯槽の設置など)。
- ・ 作業工程で、血液や内臓物が回収されているか確認する。

###### <乳製品製造業>

- ・ 洗瓶施設等からの排水により pH が上昇することがあるので pH 調整が必要な場合がある。ただし、pH 調整には乳糖が分解して酪酸が生成することによる pH の低下に注意することが必要。
- ・ 原水貯槽は一般的に 12 時間以上の滞留時間をとることとし、臭気発生及び残留塩素対策としてばっ気が必要となる。

## ② みそ・しょう油製造業

### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
みそ・しょう油製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料処理施設</li> <li>洗瓶施設</li> <li>洗浄排水</li> </ul>	pH : 6~8 BOD : 40~2,000 COD : 300~1,500 SS : 200~300 T-N : 100~150 T-P : 15~60	50~200	活性汚泥法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

### (b) 留意事項

- 原料米の洗浄に伴い、白濁した有機物を含む排水が出るが、この排水は時間が経つと腐敗し特有の臭気を放つので、原水貯槽には空ばつきが必要。
- 洗瓶施設からの排水は、使用される洗剤により pH の調整が必要な場合もある。

## ③ 飲料製造業

### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
ビール製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>麦芽洗浄施設</li> <li>機械器具洗浄</li> <li>洗瓶施設</li> <li>冷却水</li> </ul>	pH : 8~11 BOD : 500~2,000 COD : 800~1,200 SS : 250~1,000 T-N : 30~50 T-P : 5~15	5,000~10,000	活性汚泥法
蒸留酒・混成酒製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸留残液等</li> <li>洗瓶施設</li> </ul>	pH : 6~8 BOD : 600~92,000 COD : 300~50,000 SS : 600~2,000 T-N : 20 T-P : 10	50~1,500 (蒸留残液は穀類 1L あたり 5~7L)	活性汚泥法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

### (b) 留意事項

- 高 COD 負荷排水は洗米水と浸積水であり、ともに SS 由来の COD 負荷排水である。これら工程排水に対しては沈殿処理を行うとよい。
- 白米の洗浄排水は仕込み時期である冬季の 2~3 ヶ月に排出される。仕込み排水がない場合は pH 調整と沈殿処理だけで放流できる場合もある。
- 洗瓶施設からの排水は、使用される洗剤により pH の調整が必要な場合もある。
- 固液分離によって生じた汚泥の引き抜きはできるだけ速やかに行うことが必要。長時間放置すると嫌気性になり、ガスとともに浮上、流出することがある。

#### ④ 豆腐・煮豆製造業

##### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
豆腐・煮豆 製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料処理施設</li> <li>・湯煮施設</li> <li>・さらし施設</li> </ul>	pH : 5.1~7.3 BOD : 200~1,400 COD : 100~1,100 SS : 80~460 T-N : 10~50 T-P : 1.3~7.4	5,000~10,000 (大豆 1t あたり 排水量は 50~160)	油水分離 活性汚泥法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

##### (b) 留意事項

- ・排水が排出されるのは早朝の時間帯であるため、生物処理のためには、調整槽の容量に配慮する。
- ・排水中には機械器具の洗浄水をはじめ大豆粕等の SS 分が多く含まれているので、前処理で十分分離除去するのが好ましい。
- ・豆乳排水、煮汁排水は水温が高いため、別途貯留し、冷却後に処理施設に流入させるようにするとよい。

## (2) 金属製品製造業

### ① 機械金属製品製造業（化成皮膜加工）

#### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
機械金属製品製造業	・化成皮膜施設 ・酸・アルカリ洗淨施設	pH : 2~10 SS : 70~150	20~60	中和沈殿処理

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

#### (b) 留意事項

・前処理として油水分離は必須であるが、界面活性剤により油が乳化していることがあるので 注意を要する。

### ② 電気めっき業

#### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
電気めっき製造業	・電気めっき施設 ・酸・アルカリ洗淨施設	pH : 1~2 CN : 20~200 Cr : 40~150 Cu, Cd, Zn も含有	10~100	化学的処理法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

### ③ 無機工業製品製造業

#### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
無機工業製品製造業 (有害物質を含有しない)	・反応施設 ・洗淨施設 ・排ガス洗淨施設	pH : 1~9 BOD : 20 COD : 40 SS : 1,000~2,000 T-N : 60~100 T-P : 2~50	500~2,000	中和沈殿処理
無機工業製品製造業 (有害物質を含有しない)	・水銀電極電解装置	Hg 含有排水	—	イオン交換法 化学的処理法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

#### (b) 留意事項

・水銀など特殊な成分を含む工程排水は、他の工程排水と分別して処理を行うことが重要である。



## ② 有機工業製品製造業

### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
有機工業製品 製造業	・ 反応施設 ・ 洗浄施設	pH : 1~13 BOD : 100~1,000 COD : 200~500 SS : 20~1500 T-N : 10~200 T-P : 10~20	50~500	中和沈殿処理 化学的処理法 凝集沈殿法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

### (b) 留意事項

- ・ BOD、COD が低濃度である場合は、生物処理が不要となる場合もある。

#### <合成樹脂製造業>

- ・ 製造工程が複雑なので、事前の工程をよく調べておくことが必要であり、使用及び排出される物質を把握しておく必要がある。
- ・ 排出される高分子有機物、溶剤等の BOD、COD 値を把握しておく。(高分子有機物は生物処理は困難。)
- ・ 排水中には微量であるが臭気を有する物質(フェノール、メルカプタン等)や有毒物質(アセトアルデヒド、シアン化水素等)が含まれている可能性があるので、注意を要する。(できるだけ排水中に混入しないように、別途処理することが必要。)

## ⑤ 砂利採取業

### (a) 留意事項

- ・ 自然浮上法による処理では SS=300mg/L 程度までしか除去されず、沈殿性の悪い浮遊物質が残る。よって、循環使用により極力排出しないようにするか、凝集沈殿設備等を備える必要がある。
- ・ 洗車排水もかなり濁りがあるので、その排出には留意する必要がある。

## (3) し尿処理施設

### (a) 留意事項

- ・ 流入量の日間変動が大きいので、調整槽を設置する必要がある。
- ・ 学校の長期休業後や団地等の入居初期時には、負荷量が少なすぎて、過ばつきとなり pH が下がることがある。ばつき量の調整に留意し、必要に応じてタイマーの設置を指導する。
- ・ 病院においては、臨床検査部門、放射線系排水、手術室、人工透析の排水及び不要になった薬品は浄化槽に流入させない。

## (4) その他

### ① 旅館業

#### (a) 留意事項

- ・排水の排出が集中する（6~10 時、16~20 時頃）ので、調整槽を設置することが必要である。また、風呂水の一挙の排出には注意を要する。
- ・温泉排水は浄化槽には流入させないこと。
- ・ちゅう房排水は、油分や固形物が多く含まれるので、スクリーンや油水分離槽を設置する。

### ② 飲食店

#### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
主食を提供する 食堂、レストラン、和食、洋食、中華及び東洋料理店	・ちゅう房施設	pH : 6~8 BOD : 30~3,400 COD : 40~1,700 SS : 20~2,200 n-Hex : 13~2,200 T-N : 3~42 T-P : 1~12	1~160	活性汚泥法 油水分離
すし、そば、飲料	・ちゅう房施設	pH : 6~8 BOD : 210~1,200 COD : 150~1,000 SS : 40~90 n-Hex : 10~250 T-N : 3~40 T-P : 1~13	1~25	活性汚泥法
料理、主食、酒類等飲料 (料亭、バー、キャバレー、酒場、ピヤホール)	・ちゅう房施設	pH : 6~8 BOD : 50~2,600 COD : 30~700 SS : 30~900 n-Hex : 5~780 T-N : 4~39 T-P : 1~13	1~60	活性汚泥法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

#### (b) 留意事項

- ・喫茶店で軽食を提供する場合、BOD、油分が高い。濃度差が大きいのはアルコール飲料によると思われる。
- ・油分や SS が混入しているため、油水分離槽や沈殿槽を設置すること。大きい夾雑物はあらかじめ容器に分取するか、流しや排水路に設置した金網、スクリーン等により回収すること。

### ③ 畜産業

#### (a) 留意事項

設計基準は下記のとおりである。

##### ア) 処理対象規模・・・換算頭数

様々な豚（哺乳豚、子豚、繁殖豚など）や牛（子牛、育成牛など）の処理対象汚水量や BOD、SS 量の設定は困難であるため、浄化処理施設の設計では肥育豚(体重 70kg 前後) もしくは経産牛（体重 600kg 前後）の頭数を処理対象頭数と設定する。

子牛、育成牛の場合は体重の割合とし、例えば体重 200kg の育成牛は経産牛の 1/3 等とするが、乾乳牛は安全性を考慮して経産牛 1 頭として計算する。

豚の場合は種類も多いので、その都度体重換算せずに次のような換算を行う。

哺乳中の子豚と母豚はあわせて肥育豚 3 頭分に換算
離乳後体重 30~40kg 程度までの子豚は肥育豚 1/3 頭分に換算
繁殖豚は雄も雌も肥育豚 2 頭分に換算
一貫経営の場合は繁殖母豚の数を 10 倍して処理対象肥育頭数に換算

##### イ) 汚水処理施設の規模算定に用いる処理対象汚水量と BOD、SS 量

畜種	尿汚水量	BOD 量	SS 量	備考
肥育豚	15 L / 頭・日	50 g / 頭・日	80 g / 頭・日	一般的な畜舎内ふん尿
経産牛	60 L / 頭・日	350 g / 頭・日	350 g / 頭・日	分離率が前提

- ・通常、排水は 1 日に 1~2 回、早朝か夕方の 1~2 時間程度行われている。
- ・排水処理方法には、活性汚泥法などの好気性の生物処理が一般的である。

### ④ 車両整備業

#### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
自動車整備業	・洗車施設	pH : 7~9.5 BOD : 20~120 COD : 15~300 SS : 10~700 n-Hex : 10~100 T-N : 2~5 T-P : 0.5	10~300	沈砂 油水分離 凝集沈殿法 凝集加圧浮上法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

#### (b) 留意事項

- ・排水量は日間変動が大きいので、油水分離槽等の容量を大きくする必要がある。

## ⑤ パルプ紙、紙加工品製造業

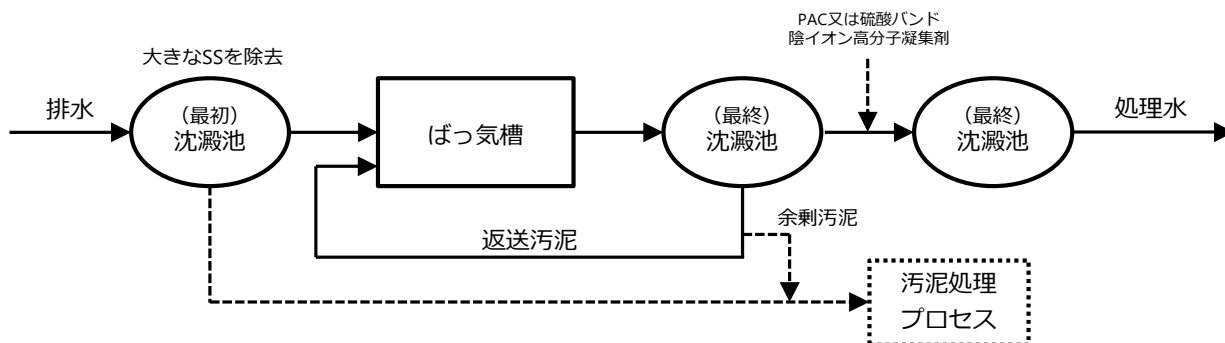
### (a) 排水の性状

業種	排水の発生	排水の水質 ※	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	一般的処理法
パルプ製造業 (クラフトパルプ (KP))	・蒸解施設 ・洗浄施設 ・さらし施設	pH : 7~9 BOD : 300~700 COD : 500~1,500 SS : 40~80 T-N : 110 T-P : 2	パルプ 1t あたり 150~300	凝集沈殿法 活性汚泥法
パルプ製造業 (亜硫酸パルプ (SP))	・蒸解施設 ・洗浄施設 ・さらし施設	pH : 3.5~4.5 BOD : 300~500 COD : 500~1,000 SS : 50~300 T-N : 100 T-P : 3	パルプ 1t あたり 150~500	凝集沈殿法 活性汚泥法
パルプ製造業 (セミケミカルパルプ (SCP))	・蒸解施設 ・洗浄施設 ・さらし施設	pH : 3~7 BOD : 500~2,000 COD : 1,000~3,000 SS : 200~600 T-N : 70 T-P : 2	パルプ 1t あたり 100~1500	凝集沈殿法 活性汚泥法

(※ 排水の水質における pH 以外の単位は mg/L)

- ・クラフトパルプ：針葉樹や広葉樹のチップをカセイソーダと硫化ソーダを主成分とした化学薬品で、150~160℃の高温で蒸煮し、リグニン等を溶かして繊維分を取り出す。歩溜が低く、高価なパルプであるが、強度も高い。
- ・セミケミカルパルプ：化学薬品で軽く蒸煮した後、機械的にすりつぶして作る。クラフトパルプに比べて歩溜が高く、圧縮強度も低い。

### (b) 排水処理方法

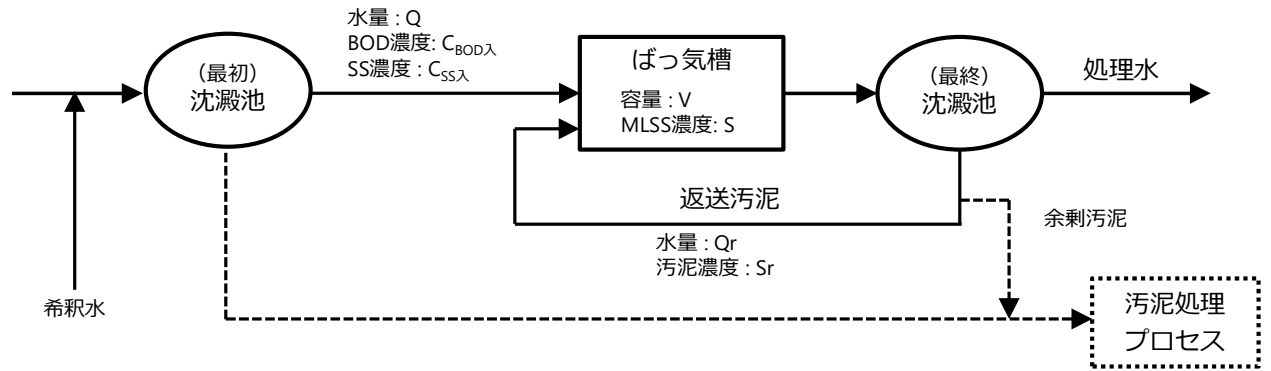


# 5. 汚水処理施設の処理能力の計算例

## (1) 活性汚泥法における処理能力計算

事業者名	株式会社〇〇食品 埼玉工場
特定施設番号	2 畜産食料品製造業

排水処理フロー



合計流入排水量	$Q$	=	<input type="text" value="100"/>	$\text{m}^3/\text{日}$	
流入汚水の BOD 濃度	$C_{\text{BOD入}}$	=	<input type="text" value="200"/>	$\text{mg/L}$	
		=	$0.2$	$\text{kg/m}^3$	
BOD 除去率		=	<input type="text" value="0.90"/>	(90%)	
処理水中の BOD 濃度	$C_{\text{BOD}}$	=	$20$	$\text{mg/L}$	$C_{\text{BOD}} = C_{\text{BOD入}} \times (1 - \text{BOD 除去率})$
		=	$0.02$	$\text{kg/m}^3$	
流入汚水の SS 濃度	$C_{\text{SS入}}$	=	<input type="text" value="100"/>	$\text{mg/L}$	
		=	$0.1$	$\text{kg/m}^3$	
SS 除去率		=	<input type="text" value="0.50"/>	(50%)	
処理水中の SS 濃度	$C_{\text{SS}}$	=	$50$	$\text{mg/L}$	$C_{\text{SS}} = C_{\text{SS入}} \times (1 - \text{SS 除去率})$
		=	$0.05$	$\text{kg/m}^3$	

### ① BOD 容積負荷からばっ気槽の容積を求める

MLSS 濃度	$S$	=	$\boxed{2000}$ mg/L	
		=	2 kg/m <sup>3</sup>	
BOD-MLSS 負荷	$L_s$	=	$\boxed{0.2}$ kg-BOD / kg-MLSS・日	
BOD 容積負荷	$L_v$	=	0.4 kg-BOD/m <sup>3</sup> ・日	$L_v = L_s \times S$
汚泥容積指標	SVI	=	$\boxed{100}$ mL/g	SVI = 50~150
30 分静置後の汚泥容積	$SV_{30}$	=	200 mL/L	$SV_{30} = SVI \times S$
ばっ気槽容積	$V$	=	50 m <sup>3</sup>	$V = C_{BOD\lambda} \times Q / L_v$

### ② 汚泥生成量から汚泥滞留時間を求める

除去 BOD の汚泥への転換率	$a$	=	$\boxed{0.65}$	
内生呼吸による汚泥の自己酸化率	$b$	=	$\boxed{0.04}$	
除去 BOD 量	$L_r$	=	18 kg/日	$L_r = Q \times (C_{BOD\lambda} - C_{BOD})$
ばっ気槽内汚泥量	$S_a$	=	100.0 kg/日	$S_a = V \times S$
汚泥生成量	$\Delta S$	=	7.7 kg/日	$\Delta S = a \times L_r - b \times S_a$
汚泥返送率	$R$	=	$\boxed{0.3}$ (30%)	標準活性汚泥法の場合 20~40%
返送汚泥水量	$Q_r$	=	30 m <sup>3</sup> /日	$Q_r = R \times Q$
返送汚泥濃度	$S_r$	=	8.7 kg/m <sup>3</sup>	$S_r = S \times (1+R)/R$
汚泥滞留時間	SRT	=	7.9 日	$SRT = (S_a + S_x) / (S_s + Q \times C_{SS})$ ・ $S_x$ は沈澱池等に存在する汚泥量 $S_a$ に比べて十分に小さいので 0 とする ・ $S_s$ は余剰汚泥量 この例では汚泥生成量 $\Delta S$ に等しい

MLSS 濃度 (汚泥返送率より再計算)	$S$	$=$	$2 \text{ kg/m}^3$	$S = S_r \times R / (1+R)$
汚泥返送率 (MLSS 濃度より再計算)	$R$	$=$	$0.3$	$R = S / (S_r - S)$
汚泥返送率と SVI の関係の 目安	$X$	$\leq$	$2300 \text{ mg/L}$ ( $2.3 \text{ kg/m}^3$ )	$S \leq (10^6 / \text{SVI}) \times (R / (1+R))$

### ③ 必要酸素量を求める

除去 BOD のうち、エネルギー 獲得に利用される割合	$a'$	$=$	$0.45$	$a' = 0.35 \sim 0.55$
汚泥の内生呼吸に利用さ れる割合	$b'$	$=$	$0.145$	$b' = 0.05 \sim 0.24$
必要酸素量	$X$	$=$	$22.6 \text{ kg/日}$	$X = a' \times L_r + b' \times S_a$

## (2) 電気めっき業における処理能力計算

事業者名

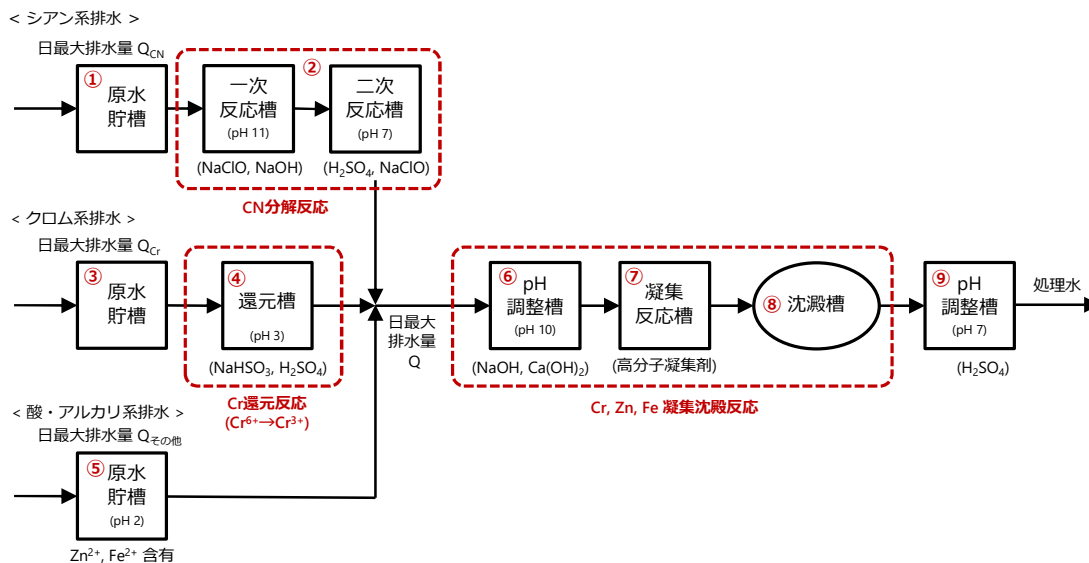
株式会社〇〇めっき工業 埼玉工場

特定施設番号

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めっき施設

### 排水処理フロー



注) 計算結果は原則切り上げ処理し、有効数字2桁で表記

合計最大排水量	$Q$	=	30	$m^3/日$	$Q = Q_{CN} + Q_{Cr} + Q_{その他}$
日最大排水量 (シアン)	$Q_{CN}$	=	10	$m^3/日$	
日最大排水量 (クロム)	$Q_{Cr}$	=	5	$m^3/日$	
日最大排水量(酸・アルカ)	$Q_{その他}$	=	15	$m^3/日$	
排水時間	$T$	=	7	時間/日	
原水シアン濃度	$C_{CN}$	=	80	mg/L	
原水クロム濃度	$C_{Cr}$	=	60	mg/L	
1日あたりの亜鉛排出量	$X_{Zn}$	=	1.65	kg/日	
1日あたりの鉄排出量	$X_{Fe}$	=	4.5	kg/日	



### ① 原水貯槽 (シアン系)

$$\text{原水貯槽容量} \quad V_{\text{CN原}} = 2.9 \text{ m}^3$$

$$V_{\text{CN原}} = (Q_{\text{CN}} / T) \times 2$$

2 時間分を貯留

### ② シアン反応槽

$$1 \text{ 次反応槽容量} \quad V_{\text{CN1}} = 0.24 \text{ m}^3$$

$$V_{\text{CN1}} = (Q_{\text{CN}} / T) \times (1/6)$$

反応時間 10 分 (1/6 時間)

$$2 \text{ 次反応槽容量} \quad V_{\text{CN2}} = 0.72 \text{ m}^3$$

$$V_{\text{CN2}} = (Q_{\text{CN}} / T) \times (1/2)$$

反応時間 30 分 (1/2 時間)

$$\text{シアン排出量} \quad X_{\text{CN}} = 0.80 \text{ kg/日}$$

$$X_{\text{CN}} = Q_{\text{CN}} \times C_{\text{CN}} \times 10^{-3}$$

$$\text{次亜塩素酸ナトリウム} \quad X_{\text{NaOCl}} = 5.8 \text{ kg/日}$$

使用量(1次と2次の合計量)

$$X_{\text{NaOCl}} = 74.5 / 26 \times 2.5 \times X_{\text{CN}}$$

74.5 : NaOCl の分子量  
26 : CN の分子量  
CN が 1mol に対し NaOCl が 2.5mol 必要 注 1

$$2 \text{ 次反応槽での } \text{H}_2\text{SO}_4 \text{ 使用量} \quad X_{\text{H}_2\text{SO}_4(\text{CN})} = 0.49 \text{ kg/日}$$

(pH を 11 から 7 に調整するため)

$$X_{\text{H}_2\text{SO}_4(\text{CN})} = 98/2 \times 10^{-(14-11)} \times Q_{\text{CN}}$$

98 : H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> の分子量  
H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> は 2 価の酸

### ③ 原水貯槽 (クロム系)

$$\text{原水貯槽容量} \quad V_{\text{Cr原}} = 1.5 \text{ m}^3$$

$$V_{\text{Cr原}} = (Q_{\text{Cr}} / T) \times 2$$

2 時間分を貯留

### ④ クロム還元槽

$$\text{還元槽容量} \quad V_{\text{Cr還}} = 0.12 \text{ m}^3$$

$$V_{\text{Cr還}} = (Q_{\text{Cr}} / T) \times (1/6)$$

反応時間 10 分 (1/6 時間)

$$\text{クロム排出量} \quad X_{\text{Cr}} = 0.30 \text{ kg/日}$$

$$X_{\text{Cr}} = Q_{\text{Cr}} \times C_{\text{Cr}}$$

$$\text{還元剤 NaHSO}_3 \text{ の使用量} \quad X_{\text{NaHSO}_3} = 0.90 \text{ kg/日}$$

$$X_{\text{NaHSO}_3} = (104/52) \times 1.5 \times X_{\text{Cr}}$$

104 : NaHSO<sub>3</sub> の分子量  
52 : Cr の分子量  
Cr が 1mol に対し NaHSO<sub>3</sub> が 1.5mol 必要 注 2

$$\text{還元反応のための} \quad X_{\text{H}_2\text{SO}_4(\text{Cr})} = 0.43 \text{ kg/日}$$

H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> 使用量  
(原水が pH3 以下でない場合、pH3 にするためにさらに H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> が必要)

$$X_{\text{H}_2\text{SO}_4(\text{Cr})} = (98/52) \times 0.75 \times X_{\text{Cr}}$$

98 : H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> の分子量  
52 : Cr の分子量  
Cr が 1mol に対し H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub> が 0.75mol 必要 注 2

クロム還元槽の pH  $\text{pH}_{\text{Cr}} = \boxed{3.0}$

$\text{pH}_{\text{Cr}} \leq 3$

⑤ 原水貯槽（酸・アルカリ系）

原水貯槽容量  $V_{\text{酸アル}} = 8.6 \text{ m}^3$

$V_{\text{酸アルカリ}} = (Q/T) \times 2$   
2 時間分を貯留

酸・アルカリ原水の pH  $\text{pH}_{\text{酸アル}} = \boxed{2.0}$

⑥ pH 調整槽（凝集前）

凝集前の pH 調整槽容量  $V_{\text{凝集前}} = 0.72 \text{ m}^3$

$V_{\text{凝集前}} = (Q/T) \times (1/6)$   
反応時間 10 分 (1/6 時間)

凝集前の pH 調整設定値  $\text{pH}_{\text{凝集前}} = \boxed{10.0}$

還元処理後のクロム原水を pH7 に  
するのに必要な NaOH 量  $X_{\text{NaOH}(\text{Cr})} = 0.20 \text{ kg/日}$

$X_{\text{NaOH}(\text{Cr})} = 40 \times 10^{-\text{pH}_{\text{Cr}}} \times Q_{\text{Cr}}$   
40 : NaOH の分子量

酸・アルカリ原水を pH7 に  
するのに必要な NaOH 量  $X_{\text{NaOH}(\text{酸})} = 6.0 \text{ kg/日}$

$X_{\text{NaOH}(\text{酸})} = 40 \times 10^{-\text{pH}_{\text{酸アル}}} \times Q_{\text{その他}}$   
40 : NaOH の分子量

pH を 7 から 10 に調整する  
のに必要な NaOH 量  $X_{\text{NaOH}(10)} = 0.12 \text{ kg/日}$

$X_{\text{NaOH}(10)} = 40 \times 10^{-(14-\text{pH}_{\text{凝集前}})} \times Q$   
40 : NaOH の分子量

凝集前 pH 調整で必要な  
NaOH 量  $X_{\text{NaOH}} = 6.4 \text{ kg/日}$

$X_{\text{NaOH}} = X_{\text{NaOH}(\text{Cr})} + X_{\text{NaOH}(\text{酸})} + X_{\text{NaOH}(10)}$

金属水酸化物（クロム）とす  
るために必要な  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  量  $X_{\text{Ca}(\text{OH})_2(\text{Cr})} = 0.65 \text{ kg/日}$

$X_{\text{Ca}(\text{OH})_2(\text{Cr})} = 74 / 52 \times 1.5 \times X_{\text{Cr}}$   
74 :  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  の分子量  
52 : Cr の原子量  
Cr が 1mol に対し  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  が 1.5mol 必要

金属水酸化物（亜鉛）とする  
ために必要な  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  量  $X_{\text{Ca}(\text{OH})_2(\text{Zn})} = 1.9 \text{ kg/日}$

$X_{\text{Ca}(\text{OH})_2(\text{Zn})} = 74 / 65.4 \times X_{\text{Zn}}$   
74 :  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  の分子量  
65.4 : Zn の原子量  
Zn が 1mol に対し  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  が 1mol 必要

金属水酸化物（鉄）とするた  
めに必要な  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  量  $X_{\text{Ca}(\text{OH})_2(\text{Fe})} = 6.0 \text{ kg/日}$

$X_{\text{Ca}(\text{OH})_2(\text{Fe})} = 74 / 55.9 \times X_{\text{Fe}}$   
74 :  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  の分子量  
55.9 : Fe の原子量  
Fe が 1mol に対し  $\text{Ca}(\text{OH})_2$  が 1mol 必要

金属水酸化物とするために 必要な Ca(OH) <sub>2</sub> 量の合計	$X_{Ca(OH)_2}$	=	8.6 kg/日	$X_{Ca(OH)_2} = X_{Ca(OH)_2(Cr)} + X_{Ca(OH)_2(Zn)} + X_{Ca(OH)_2(Fe)}$
--	----------------	---	----------	---

### ⑦ 凝集反応槽

反応槽容量	$V_{凝集}$	=	0.72 m <sup>3</sup>	$V = (Q / T) \times (1/6)$ 反応時間 10 分 (1/6 時間)
-------	----------	---	---------------------	--

水酸化物発生量 (クロム)	$Y_{Cr}$	=	0.60 kg/日	$Y_{Cr} = (103 / 52) \times X_{Cr}$ 103 : Cr(OH) <sub>3</sub> の分子量 52 : Cr の原子量
---------------	----------	---	-----------	---

水酸化物発生量 (亜鉛)	$Y_{Zn}$	=	2.6 kg/日	$Y_{Zn} = (99.4 / 65.4) \times X_{Zn}$ 99.4 : Zn(OH) <sub>2</sub> の分子量 65.4 : Zn の原子量
--------------	----------	---	----------	---

水酸化物発生量 (鉄)	$Y_{Fe}$	=	7.3 kg/日	$Y_{Fe} = (89.9 / 55.9) \times X_{Fe}$ 89.9 : Fe(OH) <sub>2</sub> の分子量 55.9 : Fe の原子量
-------------	----------	---	----------	---

全水酸化物量	$Y$	=	10.5 kg/日	$Y = Y_{Cr} + Y_{Zn} + Y_{Fe}$
--------	-----	---	-----------	--------------------------------

全水酸化物量に対する高分子凝集剤の添加率	$A$	=	0.01 (1.0%)	
----------------------	-----	---	-------------	--

高分子凝集剤添加量	$X_{凝集剤}$	=	0.11 kg/日	$X_{凝集剤} = Y \times A$
-----------	-----------	---	-----------	------------------------

### ⑧ 沈殿槽

沈殿槽容量	$V_{沈殿}$	=	8.6 m <sup>3</sup>	$V_{沈殿} = (Q / T) \times 2$ 処理時間 2 時間
-------	----------	---	--------------------	--

### ⑨ 最終 pH 調整槽

最終 pH 調整槽容量	$V_{pH 調整}$	=	0.72 m <sup>3</sup>	$V_{調整} = (Q / T) \times (1/6)$ 反応時間 10 分 (1/6 時間)
-------------	-------------	---	---------------------	---

pH を 10 から 7 に調整するために必要な H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> の量	$X_{H_2SO_4(調整)}$	=	0.15 kg/日	$X_{H_2SO_4(調整)} = 98/2 \times 10^{-(14-10)} \times Q$ 98 : H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> の分子量 H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> は 2 価の酸
--	-------------------	---	-----------	--

### ⑩ 薬品槽

各反応で必要な H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> 総量	$X_{H_2SO_4}$	=	1.1 kg/日	H <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> を使用する工程は CN 槽の中和、Cr の還元、pH 最終調整 $X_{H_2SO_4} = X_{H_2SO_4(CN)} + X_{H_2SO_4(Cr)} + X_{H_2SO_4(調整)}$
---	---------------	---	----------	--

薬品濃度

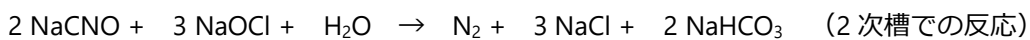
NaOCl	$P_{NaOCl}$	=	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.12</span>	(12%)
NaOH	$P_{NaOH}$	=	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.05</span>	(5%)
$Ca(OH)_2$	$P_{Ca(OH)_2}$	=	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.05</span>	(5%)
$NaHSO_3$	$P_{NaHSO_3}$	=	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.05</span>	(5%)
$H_2SO_4$	$P_{H_2SO_4}$	=	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.05</span>	(5%)
高分子凝集剤	$P_{凝集剤}$	=	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.001</span>	(0.1%)

薬品槽の必要容量

(比重 1、貯留日数 2 日とする)

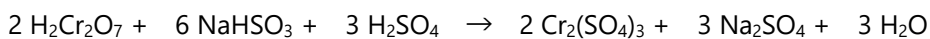
NaOCl	$V_{NaOCl}$	=	97 L	$V_{NaOCl} = X_{NaOCl} \times 2 / P_{NaOCl}$
NaOH	$V_{NaOH}$	=	260 L	$V_{NaOH} = X_{NaOH} \times 2 / P_{NaOH}$
$Ca(OH)_2$	$V_{Ca(OH)_2}$	=	350 L	$V_{Ca(OH)_2} = X_{Ca(OH)_2} \times 2 / P_{Ca(OH)_2}$
$NaHSO_3$	$V_{NaHSO_3}$	=	36 L	$V_{NaHSO_3} = X_{NaHSO_3} \times 2 / P_{NaHSO_3}$
$H_2SO_4$	$V_{H_2SO_4}$	=	44 L	$V_{H_2SO_4} = X_{H_2SO_4} \times 2 / P_{H_2SO_4}$
高分子凝集剤	$V_{凝集剤}$	=	220 L	$V_{凝集剤} = X_{凝集剤} \times 2 / P_{凝集剤}$

注 1) シアン化合物の分解反応



CN が 1mol に対して、NaClO が 2.5mol 必要

注 2)  $NaHSO_3$  による 6 価クロムの還元反応



Cr が 1mol に対して、 $NaHSO_3$  が 1.5mol 必要

Cr が 1mol に対して、 $H_2SO_4$  が 0.75mol 必要

## 6. 汚水処理施設に係るチェック事項

事項	審査内容
排水の系統分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工程排水、生活排水、雨水、間接冷却水が適切に系統分離されているか。</li> <li>・ 処理方法の異なる排水が混合していないか。</li> </ul> (例 1) メッキ排水におけるクロム排水、シアン排水、酸アルカリ排水 (例 2) 重金属の水酸化物を含む排水とキレート剤等の有機物を多量に含む排水 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃厚排水は分離されているか。</li> </ul> (別途槽に貯めて、少しずつ処理施設で処理するか、産業廃棄物として処分する)
水質及び水量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付された水質・水量のデータが実測値か推定値か。</li> <li>・ 実測値の場合、代表的な水質・水量とみなしてよいか。</li> <li>・ 推定値の場合、推定方法は妥当性があるか。</li> <li>・ 添付された水質・水量データが適用する処理方法及び方式の適応範囲内であるか。</li> </ul>
滞留時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各槽における滞留時間（有効容量）が適正な範囲にあるか。</li> </ul> (短すぎても長すぎても処理はうまくいかない。) (例) 原水貯槽や沈殿槽では有機物を含む排水では、滞留時間が長いと BOD の上昇や腐敗を招く。
処理条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理条件は適正な範囲にあるか。</li> </ul> (例 1) 生物処理における BOD-SS 負荷 (例 2) 沈殿槽の水面積負荷
原水貯槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容量及び構造は適当か。</li> <li>・ 攪拌機が設置されているか。</li> </ul> (生物処理では、ばっ気槽以外にもブローアが設けられている)
処理薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理方法に対して、種類及び濃度が適切であるか。</li> <li>・ 汚水の処理に使用する薬品等が網羅されているか。</li> <li>・ 薬品等の消耗資材の 1 日あたりの用途別使用量が適切であるか。</li> </ul>
薬品槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材質及び容量が適切であるか。</li> </ul> (酸性溶液の場合、鉄製では錆びてしまうので、ライニングなどが必要)
ろ過槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容量及び使用の方法は適切であるか。</li> <li>・ 逆洗による停止時の考慮はされているか。</li> </ul> (水量の少ない時間帯に 1 日に 1 回程度逆洗が必要) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者が不在の際に逆洗を行う場合には、自動となっているか。</li> </ul>
汚泥の処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生する汚泥の種類及び 1 ヶ月間の種類別生成量並びにその処分の方法は適正か。</li> <li>・ 汚泥貯留槽の容量は適切か。(15~30 日くらいが適当)</li> </ul>
機器類の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理施設を自動制御する場合、必要な機器類が設計図面上に記載されているか。</li> </ul> (例 1) 化学反応槽における pH 計、酸化還元電位計 (ORP 計) (例 2) 生物処理槽の DO 計 (水量、水質の変動のある食品工場など) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブローア、ポンプに予備があるか。(生物処理ではブローアは 3 台以上必要)</li> </ul>



# Ⅲ 汚濁負荷量測定の概要

# 1. 水質自動計測器等の選定方法

## (1) 化学的酸素要求量

自動計測器及び簡易計測器は、選定した計測器と指定計測法で得られた計測値について、換算式を作成し、これが良好な相関を示すものを選定する。具体的には、下記にしたがって、選定する。

- ① 特定排出水の計測場所を選定し、水質特性（組成変動、濃度変動、妨害物質等）をもとに適切な計測器を複数（COD 計、TOC 計、UV 計）仮選定する。ただし、類似の事業場の例等から判断して、適切な水質自動計測器が一機種しかないときは、当該計測器を仮選定することができる。
  - (a) COD 計（酸性法）
    - ・ 計測範囲の中心から外れるにつれて計測値の信頼性が低下する。濃度変動の激しいものについては、①自動計測器の場合はコンポジットサンプラーとの組み合わせ、②濃度変動への追従性のよい TOC 計、TOD 計、UV 計の選定、③計測濃度範囲の異なる予備を用意するとよい。
    - ・ 塩化物イオンが多く含まれると、その影響を除去するための硝酸銀が塩化銀となって反応槽や排水管を詰まらせるので、頻繁に洗浄が必要になる（アルカリ法に移行することもある）。
  - (b) COD 計（アルカリ法）
    - ・ 窒素化合物が含まれている場合には、計測値が高くなることがある。
  - (c) TOC 計、TOD 計、UV 計
    - ・ 懸濁物質は、計測器のバラツキや機器作動のトラブルの発生要因となるので、フィルターを設置する。
    - ・ 硝酸イオン、亜硝酸イオン、リン酸イオンが含まれている試料を TOD 計で計測する場合、計測値を低くする。
- ② 特定排出水の試料を採取し、指定計測法と選定した機器によって計測する。検体は少なくとも 20 以上とする。
- ③ ②で得られた計測値について、散布図を描き、回帰式の計算を行い、換算式の検討を行う。
- ④ 回帰直線の 95%信頼区間を求め、全計測値数の 95%がこの区間に入る計測器のうち、最も相関がよいものを選定する。95%信頼区間を求めることが困難な場合は、散布図上の回帰直線の y 軸方向に +30%及び -30%の 2 本の直線を引き、両直線の間を便宜的に 95%信頼区間とする。ただし、濃度変動が少なく、散布図上のデータが一点に集中し、団子状になる場合であって、x、y の値が原点を通る直線上にあると認められる場合には、 $y=ax$  を換算式として、この機種を選定してもよい。
- ⑤ 自動計測器において、選定不可能の場合は、コンポジットサンプラー（指定計測法）による方法を採用する。



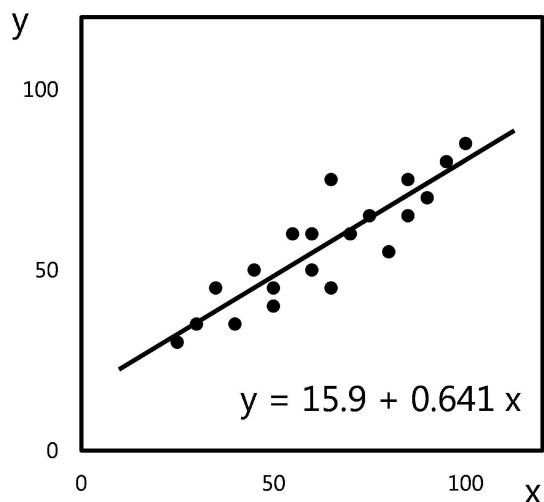
(参考) 換算式の求め方 (例)

① 特定排出水の試料を採取し、指定計測法と選定した機器によって計測する。

x: 水質自動計測器による計測値等 (mg/L)

y: 指定計測法による計測値等 (mg/L)

No.	x	y	x <sup>2</sup>	y <sup>2</sup>	xy
1	25	30	625	900	750
2	30	35	900	1225	1050
3	35	45	1225	2025	1575
4	40	35	1600	1225	1400
5	45	50	2025	2500	2250
6	50	40	2500	1600	2000
7	50	45	2500	2025	2250
8	55	60	3025	3600	3300
9	60	50	3600	2500	3000
10	60	60	3600	3600	3600
11	65	45	4225	2025	2925
12	65	75	4225	5625	4875
13	70	60	4900	3600	4200
14	75	65	5625	4225	4875
15	80	55	6400	3025	4400
16	85	65	7225	4225	5525
17	85	75	7225	5625	6375
18	90	70	8100	4900	6300
19	95	80	9025	6400	7600
20	100	85	10000	7225	8500
計	1260	1125	88550	68075	76750
平均	63	56.25			



② 得られたデータをもとに、換算式を求める。

対データ数  $n=20$

平方和

$$S(xx) = \sum x_i^2 - \frac{(\sum x_i)^2}{n} = 88500 - \frac{1260^2}{20} = 9170$$

$$S(yy) = \sum y_i^2 - \frac{(\sum y_i)^2}{n} = 68075 - \frac{1125^2}{20} = 4793.75$$

$$S(xy) = \sum (x_i y_i) - \frac{\sum x_i \sum y_i}{n} = 76750 - \frac{1260 \times 1125}{20} = 5875$$

回帰式(換算式)  $y = a + b x$

$$b = \frac{S(xy)}{S(xx)} = \frac{5875}{9170} = 0.641$$

$$a = y - b x = 56.25 - 0.641 \times 63 = 15.9$$

$$y = 15.9 + 0.641 x$$

※ 団子状の場合 ( $a = 0$ )

$$b = \frac{y}{x} = \frac{56.25}{63} = 0.893$$

$$y = 0.893 x$$

③ 換算式  $y = a + b x$  に対する 95%信頼区間を求め、各計測値  $x$  に対する  $y$  の推定値の確率 95%信頼区間の範囲に、全ての計測値  $y$  のうち 95%以上が入った計測器の中から選定する。

換算式  $y = a + b x$  に対する 95%信頼区間は、次の信頼限界の式によって得られる範囲として 求められる。

$$y = a + b x \pm A(x)$$

$$A(x) = t(n-2, \alpha) \times \sqrt{\left\{ 1 + \frac{1}{n} + \frac{(x - \bar{x})^2}{S(xx)} \right\} \times V_{y \cdot x}}$$

$$S_R = \frac{\{S(xy)\}^2}{S(xx)} = \frac{5875^2}{9170} = 3764$$

$$S_{y \cdot x} = S(xy) - S_R = 5875 - 3764 = 2111$$

$$V_{x \cdot y} = \frac{S_{y \cdot x}}{n - 2} = \frac{2111}{18} = 117$$

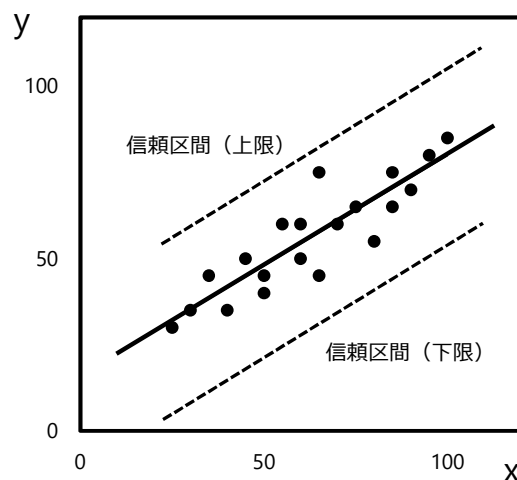
t (n-2, α) は下記の表より求められる。

なお、α は 95%信頼区間の場合は、 $\alpha = 1 - 0.95 = 0.05$  とする。

	0.05	0.01		0.05	0.01
1	12.706	63.657	19	2.093	2.861
2	4.303	9.925	20	2.086	2.845
3	3.182	5.841	21	2.08	2.831
4	2.776	4.604	22	2.074	2.819
5	2.571	4.032	23	2.069	2.807
6	2.447	3.707	24	2.064	2.797
7	2.365	3.499	25	2.06	2.787
8	2.306	3.355	26	2.056	2.779
9	2.262	3.25	27	2.052	2.771
10	2.228	3.169	28	2.048	2.763
11	2.201	3.106	29	2.045	2.756
12	2.179	3.055	30	2.042	2.75
13	2.16	3.012			
14	2.145	2.977	40	2.021	2.704
15	2.131	2.947	60	2	2.66
16	2.12	2.921	120	1.98	2.617
17	2.11	2.898	∞	1.96	2.576
18	2.101	2.878			

以上より各計測値 x に対する y の推定値の確率 95%信頼区間の範囲は下記のとおりとなる。

No.	x	y	信頼区間		A(x)
			上限	下限	
1	25	30	57	7	141
2	30	35	60	11	137
3	35	45	63	14	133
4	40	35	65	18	130
5	45	50	68	21	127
6	50	40	71	24	125
7	50	45	71	24	125
8	55	60	75	28	124
9	60	50	78	31	123
10	60	60	78	31	123
11	65	45	81	34	123
12	65	75	81	34	123
13	70	60	84	37	123
14	75	65	87	41	125
15	80	55	91	44	127
16	85	65	94	47	129
17	85	75	94	47	129
18	90	70	98	49	132
19	95	80	101	52	136
20	100	85	105	55	140



## (2) 窒素含有量、りん含有量

窒素含有量及びりん含有量の場合は、COD と異なり換算式は作成せず、直接窒素含有量及びりん含有量を測定できる必要がある。

- ① 特定排出水の計測場所の水質特性（組成変動、濃度変動、妨害物質等）を確認する。原則的には、特定排出水の年間平均値が、計測範囲の中央付近になるように最大目盛値を設定する。濃度変動（最大濃度が 5 倍を超える）が激しい場合は、その要因（生産方式によるものか、誤操作か）を明らかにし、要因を取り除けない場合には、下記のとおり対応する。
  - (a) 濃度の変動が年数回である場合、コンポジットサンプラーにより採水し、指定計測法により測定する。
  - (b) 自動計測器の計測ラインを 2 ライン仕様とする。簡易計測器の場合は、濃度範囲の異なるものを 2 つ用意する。
    - ※ 懸濁物質が含まれる検体は、これを除いてから測定する。
- ② 性能基準を満足するかどうかを確認する。

### 自動計測器に係る性能基準

計測対象	計測回数	繰り返し計測における許容差
ゼロ校正液	3 回以上	自動計測器による計測値の平均値に対する各計測値の FS 誤差（FS：最大目盛値）が±5%FS 以内であること。
標準試料溶液	3 回以上	標準試料溶液濃度に対する自動計測器による計測値の平均値に対する誤差率が±10%以内、又はその差が窒素については±0.01mgN/L、りんについては±0.03mgP/L 以内であること
実試料	3 回以上	指定計測法による測定値（3 回以上）の平均値に対する自動計測器による計測値の平均値の誤差率が±10%以内、又はその差が窒素については±0.01mgN/L、りんについては±0.03mgP/L 以内であること

FS 誤差 = ( 自動計測器の各計測値 - 自動計測器の計測値の平均値 ) / 自動計測器の最大目盛値

誤差率（標準試料溶液） = ( 自動計測器の計測値の平均値 - 標準試料溶液濃度 ) / 標準試料溶液濃度

誤差率（実試料） = ( 自動計測器の計測値の平均値 - 指定計測法の測定値の平均値 ) / 指定計測法の測定値の平均値

### 簡易計測器に係る性能基準

試験項目	計測回数	計測における許容差
検量線試験	各 2 回以上	測定範囲内の低濃度、中濃度及び高濃度の各標準試料溶液の計測値の平均値と対応する標準試料溶液濃度との差が標準試料溶液濃度の±10%以内であること。

- ③ 自動計測器において、選定不可能の場合は、コンポジットサンプラー（指定計測法）による方法を採用する。

## 2. 流量計等の選定方法

### (1) 特定排出水の量の測定方法

特定排出水の量の測定方法は、告示によると次の3つの方法が定められている。

- ① 流量計又は流速計（記録式）
- ② 積算体積計（記録式）
- ③ JIS法その他同程度の方法（①及び②を除く。）

なお、③としては、次のようなものがあげられる。

・容器による測定

バケツ類（数L～数十L）、石油缶（約20L）、ドラム缶（約200L）などの容量既知のもので、測定する。  
または、水槽を用いて流水が水槽を満たすのに要する時間から流量を求めるか、上昇した水位と上昇水面の平均表面積を測定して流量を算出する。

- ・水道メーター、ポータブルの流量計測器等の計測結果を自動的に記録する機能を有せず、かつ、その機能を有するものと接続しないもの

測定方法の選択の目安

適用流量 $m^3/s$	測定方法
0.01 未満	容器による測定又は流量計による測定
0.01 以上 0.05 未満	三角せきによる測定又は流量計による測定
0.05 以上 0.15 未満	四角せきによる測定又は流量計による測定
0.15 以上	全幅せきによる測定又は流速計による測定又は流量計による測定

### (2) 計測機器の特徴と選定

次に①及び②に示されている方法であるが、ここに示される、流速計、流量計又は積算体積計による計測機器の違いは次のとおりである。

- ・流量計 … 排水路を流れる特定排出水の流量 ( $m^3/s$ ) を計測し、これを自動的に積算して全通過水量 ( $m^3$ ) を求めその計測結果を自動的に記録する。(例：電磁式、超音波式)
- ・流速計 … 排水路を流れる特定排出水の流速 ( $m/s$ ) を計測し、これに流れの断面積を乗じて流量 ( $m^3/s$ ) を求め、さらにこれを自動的に積算して全通過水量 ( $m^3$ ) を求めその計測結果を自動的に記録する。(例：せき式、フリューム式)
- ・積算体積計 … 排水路を流れる特定排出水の全通過水量 ( $m^3$ ) を求めその計測結果を自動的に記録する。(例：羽車式)

流量計等は、排水路の形状、流量（特に最大流量）、排水の性状（懸濁物質等があるか（流速が遅いと懸濁物質がたまることもある））をふまえて、選択する必要がある。

なお、一般的に流量計等の仕様書に示される精度は、フルスケールに対する誤差 (%) で示されている。誤差の絶対量はフルスケール時と変わらないといわれているので、フルスケールに近い状態で計測できるような性能の流量計等を選定することが大切である。

開路用

	せき式	フリューム式	流速計式
原理	せき板を設け、せきを溢流する水の上流側の水位を測定	水路の一部を絞りを、上流側の水位を測定	水路各部の流速と水位を測定して演算
測定水量	0.002 ~ 10 m <sup>3</sup> /s	0.002 ~ 2.5 m <sup>3</sup> /s	任意（大流量用）
必要な直線水路	せき幅の4 ~ 5倍	スロート幅の約10倍	水路幅の約10倍
水位損失	大きい（300~600 mm）	小さい（200 mm以下）	ほとんどない
固形物の影響	ある（上流たい積）	あまりない	あまりない
精度の目安	±4%程度	±4%程度	一般に左二式より劣る

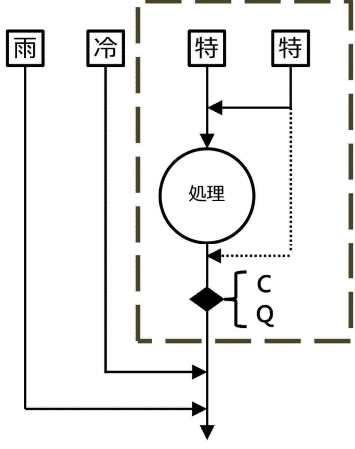
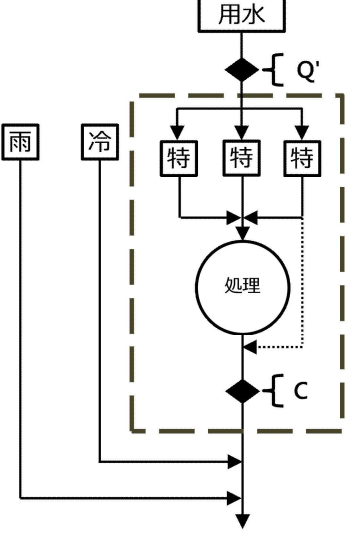
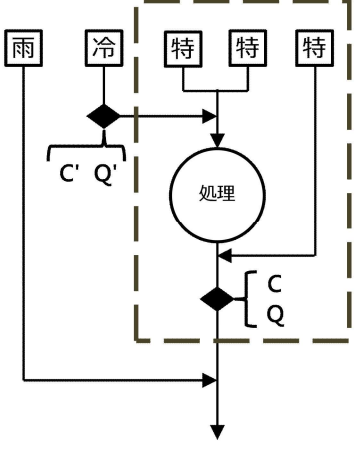
管路用

	電磁式	オリフィス式	ベンチュリ管式	フロート形面積式	超音波式	渦式	羽根車式
原理	磁界を液体が横切るときの起電力の測定	管路に穴あき円板を入れ、前後の差圧を測定	左記の穴あき円板に代わりベンチュリ管を使用	管路にテーパ管とフロート管を入れフロートを計測	流れに発射した超音波の電波速度を測定	管路にカルマン渦列を作り渦の周波数を測定	管路に羽根車を入れ回転数を測定測定
測定水量・適用管径	適用管径 2.5~3000 mm	適用管径 15~3000 mm	適用管径 50~1200 mm	最大 0.2m <sup>3</sup> /s 程度	適用管径 25~3000 mm	適用管径 25~200 mm	適用管径 50~400 mm
必要な直線水路	管径の5倍	管径の14~58倍	管径の2~6倍程	ほとんど不要	管径の15~30倍	管径の15~30倍	管径の8倍
圧力損失	なし	大：25~80%	小：5~20%	小さい	なし	小さい	小さい
固形物の影響	なし	あり	あり	あり	あり	比較的少ない	あり（ストレーナ必要）
精度の目安	±0.5~1.0 %	±2~3%	±2~3%	±2%	±1~1.5%	±2%	±2~4%

流量計等の種類は各種様々なものがあるが、これらの中で、電磁流量計が、構造が単純で、圧力損失がなく、固形物の影響もないなど、最も適したものの1つである。

### 3. 測定場所

測定は、原則として特定排水以外の排水が混入しない場所で行わなければならない。

直接方式（原則）	用水量方式（例外）	差引き方式（例外）
 <p><math>L = C \cdot Q \times 10^{-3}</math></p>	 <p><math>L = C \cdot (\alpha \cdot Q' + \beta) \times 10^{-3}</math></p>	 <p><math>L = (C \cdot Q - C' \cdot Q'') \times 10^{-3}</math></p>
<p>(凡例)</p> <p>雨：雨水 冷：間接冷却水 特：特定排水 用水：用水源</p> <p>→：排水の流れ ○(処理)：排水処理施設 ◆：測定場所（採水場所） [ ]：総量規制対象</p> <p>C：特定排水の汚染状態 Q：特定排水の量 Q'：用水量 C'：特定排水以外の汚染状態 Q''：特定排水以外の量</p>		

- ① 測定場所は、立入検査が行うことができる場所とする。
- ② 水質が十分に均一化されており、特定排水の水質を代表する試料が得られる場所とする。
- ③ 水質と水量の測定場所ができる限り近い場所とすること。
- ④ 配管が曲がっている場所や落差が激しいところで、測定すると、計測値の誤差が大きい。





## IV 參考資料





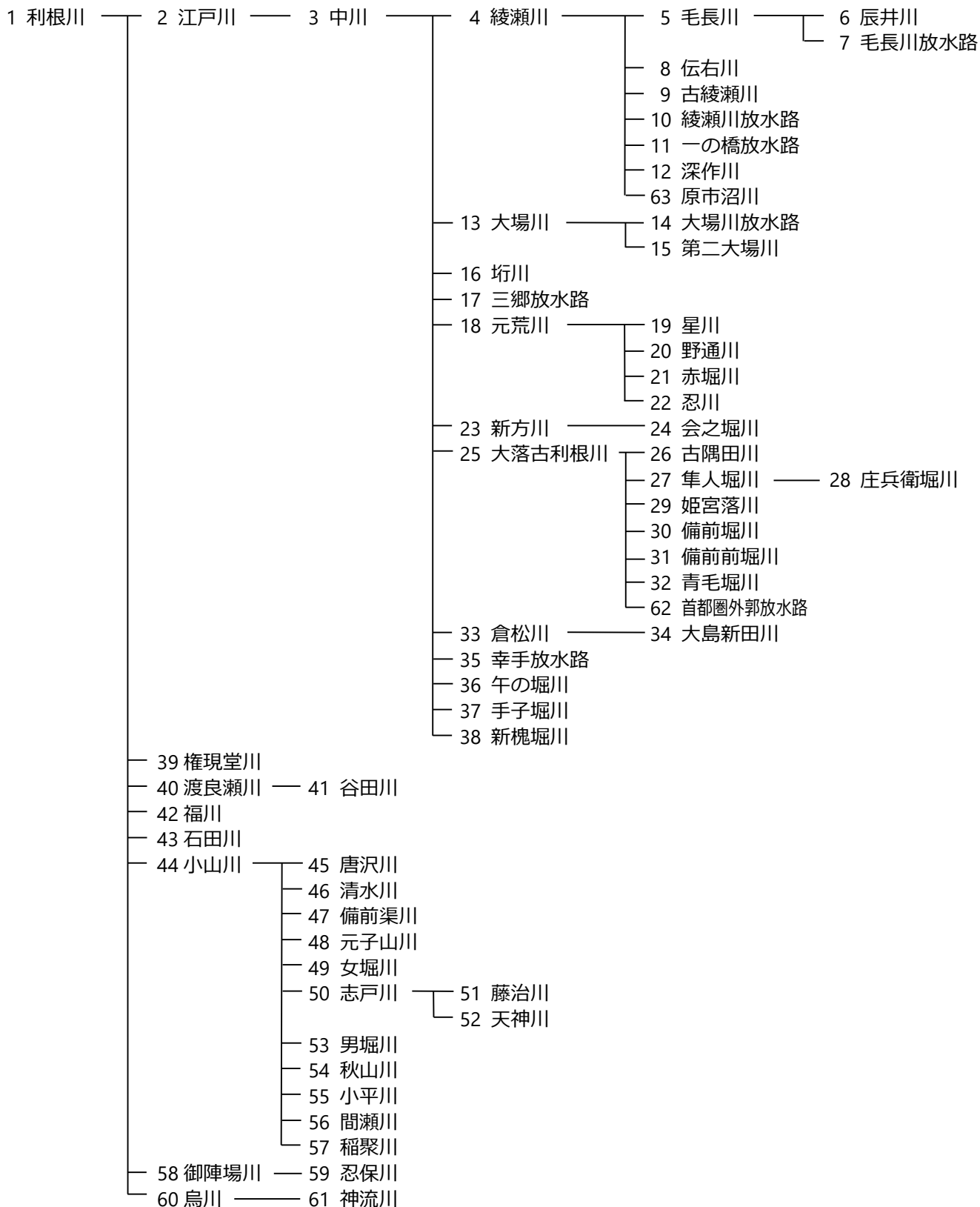


番号	業種																				
		刀工ニシム及ヒセシセ物	ンソシセ物	有機燐化セ物	酸及ヒセシセ物	六価クロム化セ物	砒素及ヒセシセ物	アルキル水銀	水銀(総水銀)	ドクロ(ホルミルクロニール)	ーロ(ア)	ドクロ(ア)	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物	ンシセ物
66の5	弁当仕出屋、弁当製造業																				
66の6	飲食店																				
66の7	そば店、うどん店ほか																				
66の8	料亭、バーほか																				
67	洗濯業																				
68	写真現像業																				
68の2	病院																				
69	と畜業、死亡獣畜取扱業																				
69の2	中央卸売市場																				
69の3	地方卸売市場																				
70	廃油処理施設																				
70の2	自動車分解整備事業																				
71	自動式車両洗浄施設																				
71の2	試験研究機関																				
71の3	一般廃棄物処理施設																				
71の4	産業廃棄物処理施設																				
71の5	TCE, PCE による洗浄施設																				
71の6	TCE, PCE による蒸留施設																				
72	し尿処理施設																				
73	下水道終末処理施設																				
74	特定事業場排水の処理施設																				
2001	指定地域特定施設																				
1001	弁当仕出屋、弁当製造業																				
1002	共同調理場																				
1003	集団給食施設																				
1004	段ボール製造業																				
1005	飲食店																				
1006	カット野菜																				

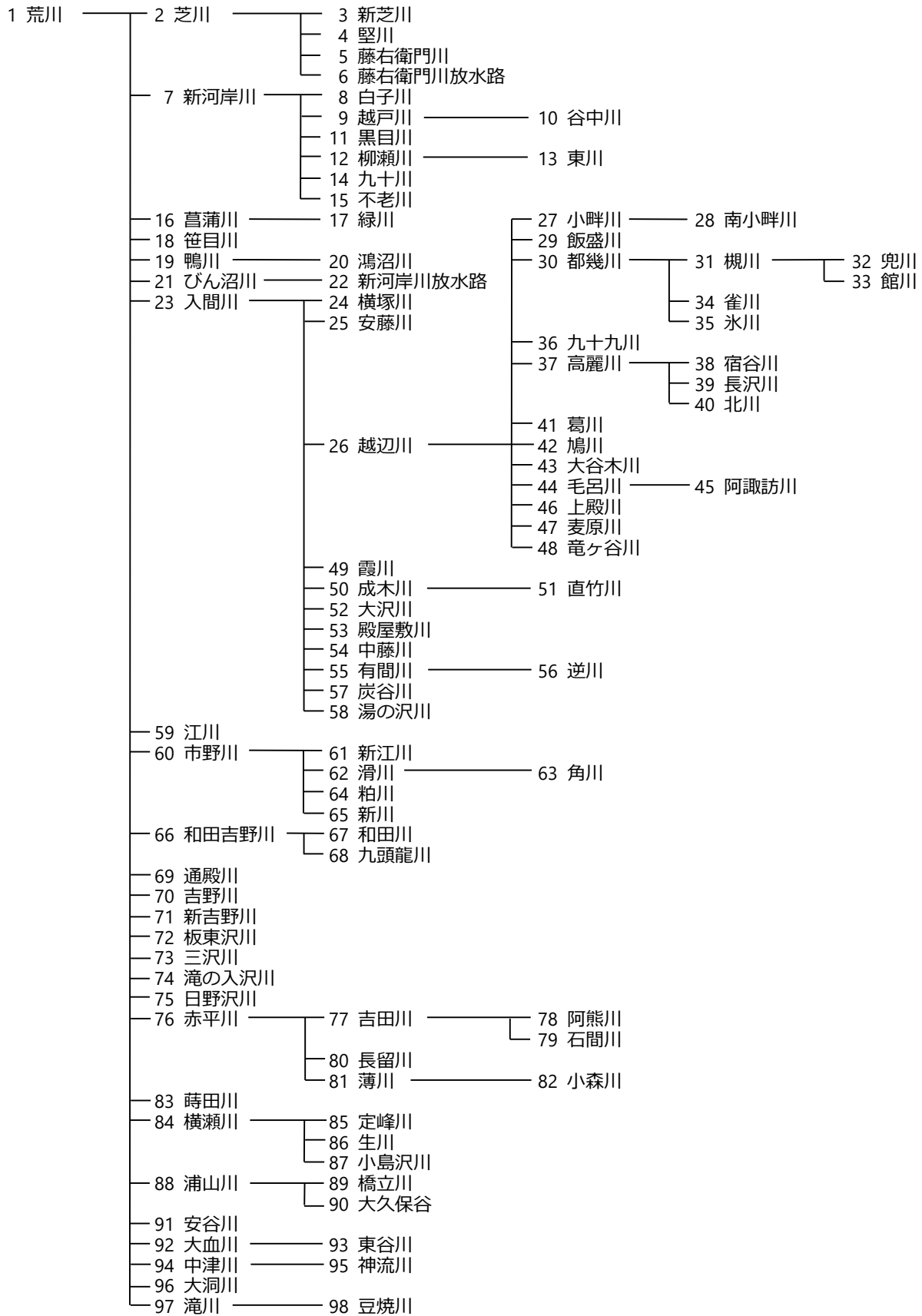
## 2. 河川水系表

(平成 27 年 10 月 埼玉県県土整備部河川砂防課・水辺再生課発行 「埼玉県の河川」 より)

### (1) 利根川水系 (63 河川)



## (2) 荒川水系 (98 河川)







# 記載例



記載例 1

設置届 特定施設 17 (豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設)

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 17 (豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設) を設置する届</li> <li>・ 汚水等は工場・事業場内で処理し、公共用水域 (河川) へ放流する</li> <li>・ 生活雑排水を処理する浄化槽 (特定施設には該当しない) がある</li> <li>・ 日平均排水量 155 m<sup>3</sup></li> </ul>			

根拠条項	設置届			使用届	変更届		
	法第 5 条第 1 項	法第 5 条第 3 項		法第 6 条	法第 7 条		
対象施設	特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場				
様式第 1	○	○	○	○	○		
別紙 1	○	○	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください		
別紙 1 の 2	—	○	—				
別紙 2	○	○	—				
別紙 3	○	○	—				
別紙 4	○	○	—				
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—				
別紙 6	○	○	—				
別紙 12	—	—	○				
別紙 13	—	—	○				
別紙 14	—	—	○				
別紙 15	—	—	○				
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図)</li> <li>・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの)</li> <li>・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの)</li> <li>・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの</li> <li>・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS)</li> <li>・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの)</li> <li>・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)</li> </ul>						

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
○○○○株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎  
( 048-xxx-xxx )

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	
△有害物質使用特定施設 (有害物質使用)	別紙 2 のとおり。		
△有害物質使用特定施設 (有害物質使用)	別紙 2 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
△排出水の汚染状態及び流量	別紙 4 のとおり。		
△汚染	別紙 5 のとおり。		
△排水	別紙 6 のとおり。		
有害物質使用特定施設の種類			
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。

特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 3 項 関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1	
特定施設番号及び名称	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
型 式	型式〇〇-〇〇	構造図等を添付する。
構 造	ステンレス製	
主 要 寸 法	たて × よこ × 深さ 1,000 × 3,000 × 2,000 (単位:mm)	
能 力	6,000 kg/日	
配 置	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	場内配置図を添付する。
設 置 年 月 日	年 月 日	設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。
工事着手予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日	
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	
その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設には該当しない	原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設の場合は、「その他参考となるべき事項」欄に床面及び周囲の構造を記載する。(法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることを明確にすること。)必要に応じて構造図等を添付する。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
特定施設号番号及び名称	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設				
設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり				
操業の系統	別添「操業の系統」のとおり				
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00 (連続)				
1日当たりの使用時間	8 時間				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	炭酸カルシウム(凝固剤) 15 kg 塩化マグネシウム(凝固剤) 20 kg レシチン(消泡剤) 0.3 kg				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.0	~ 11.0		
	BOD	800	1000		
	SS	200	300		
	T-N	60	70		
	T-P	7	8		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	75	95			
その他参考となるべき事項					

場内配置図を添付する。  
(別紙 1 の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめても可。特定施設に係る工程を明示する。

特定施設の使用方法から汚染が考えられる項目をすべて記載する。  
(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

処理施設ごとに記載する。

特定施設に関連のない処理施設についても記載する。

別紙 3

汚水等の処理方法

工場又は事業場における施設番号		処理施設 1 (工程排水処理)				処理施設 2 (生活排水処理)			
処理施設の設置場所		別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり			
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		令和 3 年 8 月 1 日				令和 3 年 9 月 10 日			
工事完成予定年月日		令和 3 年 9 月 20 日				令和 3 年 9 月 20 日			
使用開始予定年月日		令和 3 年 10 月 1 日				令和 3 年 10 月 1 日			
種類及び型式		自動式 型式△△				合併処理浄化槽型式△△			
構造		鉄筋コンクリート製 全地下方式				別添図×のとおり			
能力		○○cm×○○cm×○○cm (別添図×のとおり)				別添図×のとおり			
処理能力		150 m <sup>3</sup> /日				20 m <sup>3</sup> /日			
処理の方式		油水分離槽 + 活性汚泥法				担体流動生物濾過方式			
処理の系統		排水→油水分離槽→調整槽→ばっ気槽→沈殿槽→放流槽				排水→調整槽→担体流動槽→生物濾過槽→放流槽			
集水及び導水の方法		別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり			
使用時間間隔		連続				連続			
1日当たりの使用時間		24 時間				24 時間			
使用の季節変動		なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		次亜塩素酸カルシウム 1kg				次亜塩素酸カルシウム 0.2kg			
汚水等の汚染状	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6.0	7.0	~6.5	~7.5	6.5	6.5	~7.5	~7.5
	BOD	800	20	1000	25	100	< 10	200	20
	SS	200	20	300	30	50	< 10	100	10
		8	70	20		50	< 10	80	10
	7	0.2	8	0.5	10	< 1	15	2	
		125	125	150	150	15	15	20	20
排出水の排出方法		別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり			
その他参考となるべき事項		廃油 0.5m <sup>3</sup> /月、汚泥 25m <sup>3</sup> /月 (肥料原料として委託処理)				し尿汚泥 (□□市の処理場で処分)			

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

回分式における放流時刻等参考になる事項を記載する。

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。



公共用水域への排水経路ごとに記載する。

別紙 4

排水の汚染状態及び排水量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1 (工程系・生活排水)		排水口 2 (ボイラー冷却水)	
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.0	6.5~7.5	7.0	7.0
	BOD	20	25	< 10	10
	SS	20	30	< 10	10
	T-N	8	20	< 10	10
	T-P	0.2	< 0.5	< 1	2
排水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
		140	170	15	15
その他参考となるべき事項		排水路 → ○○川 → 荒川			

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)		汚濁負荷量 (kg/日)		指定項目の別			COD		※
	通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大	
	特定 排水	37	25	125	150	0	0	150	3.13	
232(1)	10	20	15	20	0	0	20	0.15	0.40	
合計			140	170	0	0	170	3.28	4.90	
特定 排水以外 の排水	種類及 び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	ボイラ 冷却水	0	0	15	15	0	0			
	合計			15	15					
なる べき 事項										

$25 \times 125 \div 1000 = 3.13$

$30 \times 150 \div 1000 = 4.5$

最大水量については、特定施設を設置した年月日 (または構造等の変更により水量が増加した年月日) に応じて、水量を振り分ける。

T-N については「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する (cj は空欄とする)。

T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する (cj は空欄とする)。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

ること。  
の項には、指定項目について記載するこ

「Q<sub>no</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>ni</sub>」と読み替え、

Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。

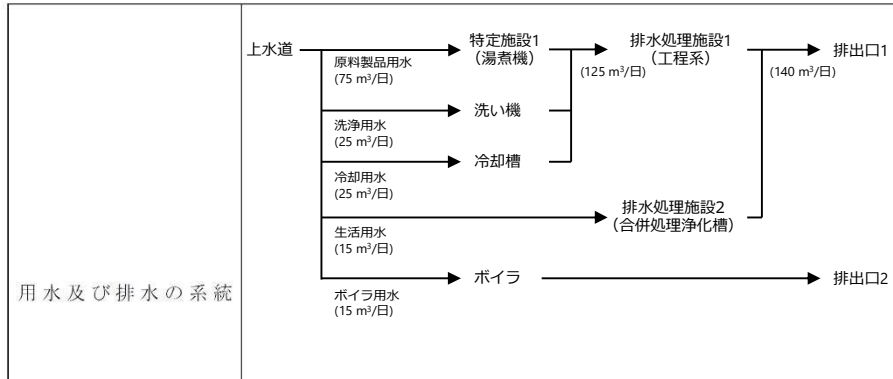
4 りん含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。

5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合は排水量に関わらず、記載・提出する。また、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

別紙 6

用水及び排水の系統



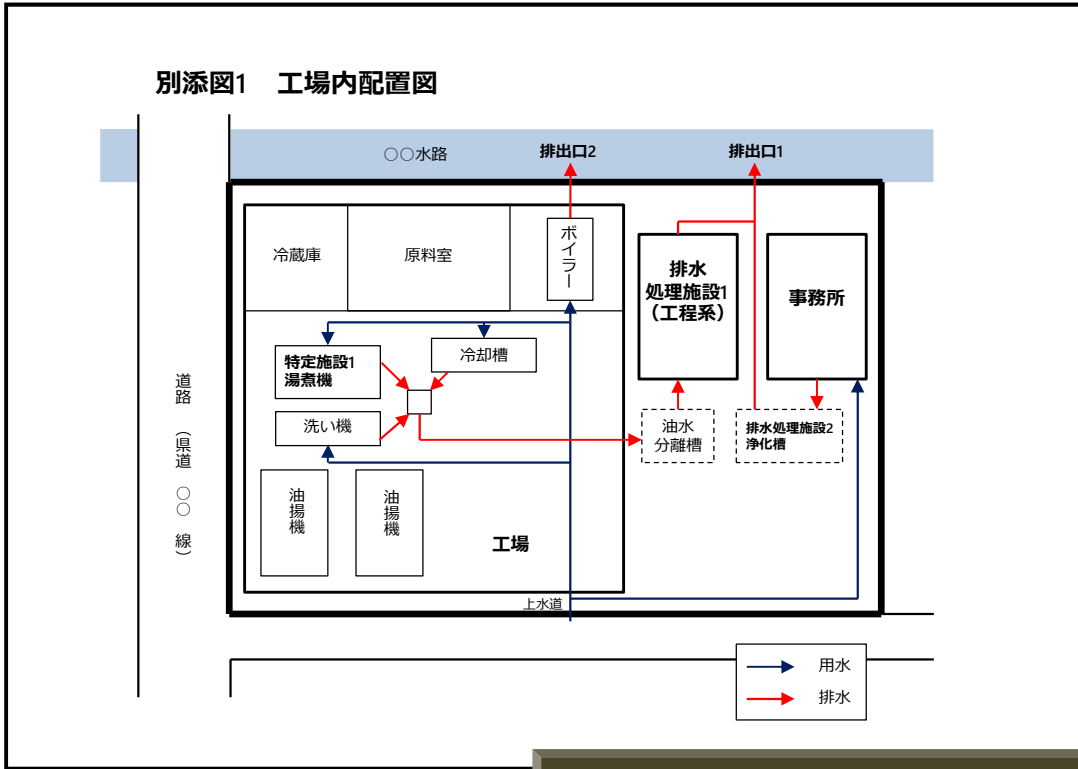
用水及び排水の系統

**排水の経路（系統）が  
明確になるように記載する。**

用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m³/日)
	原料製品用水	上水道	75
	洗浄用水	上水道	25
	冷却用水	上水道	25
	生活用水	上水道	15
	ボイラ用水	上水道	15

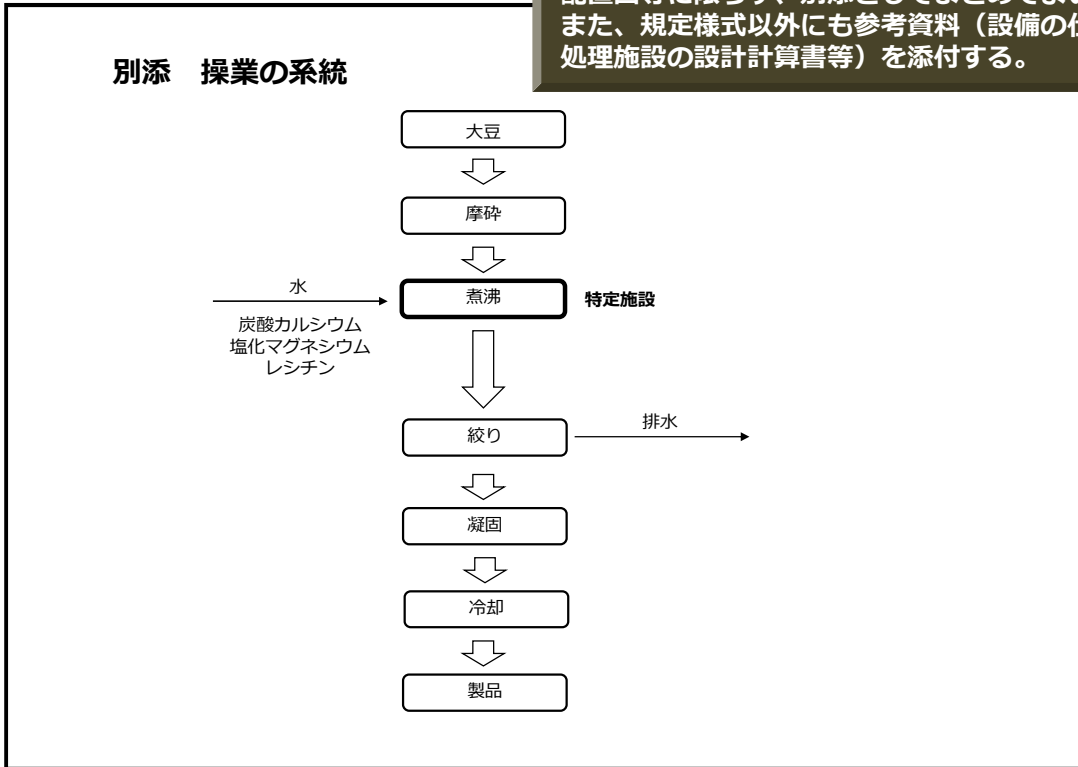
**水量は、最大時ではなく、  
通常時の値を記載する。**

別添図1 工場内配置図



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

別添 操業の系統



記載例 2

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)</li> <li>・ 特定施設 66 (電気めっき)</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設 (六価クロムを含む水を貯蔵するタンク)</li> <li>・ 特定施設 65 は有害物質使用特定施設に該当しないが、特定施設 66 は有害物質使用特定施設に該当する</li> <li>・ 汚水等は工場・事業場内で処理し、公共用水域 (河川) へ放流する</li> <li>・ 六価クロムを含む廃液の一部を廃液タンクで貯蔵し、産業廃棄物として委託処理する</li> <li>・ 生活雑排水を処理する浄化槽 (特定施設には該当しない) がある</li> <li>・ 日平均排水量 75 m<sup>3</sup></li> </ul>			を設置する届

特定施設 65 (有害物質使用特定施設に該当しない)	設置届				使用届 法第6条	変更届	
	法第5条第1項	法第5条第3項	法第5条第3項	法第5条第3項			
	特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない 施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設		有害物質貯蔵指定施設	
	○	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください	
別紙 1の2	○	○	—	—			
別紙 2	○	○	—	—			
別紙 3	○	○	—	—			
別紙 4	○	○	—	—			
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—			
別紙 6	○	○	—	—			
別紙 12	—	—	○	○			
別紙 13	—	—	○	○			
別紙 14	—	—	○	○			
別紙 15	—	—	○	○			
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図) ・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの) ・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの) ・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの ・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS) ・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの) ・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)						

設置届  
 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めつき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

様式第 1(表)

→ 届出書の記載要領 p.8

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置(使用、変更) 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
 (個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
 ○○○○株式会社  
 代表取締役 埼玉 太郎  
 ( 048-xxx-xxx )

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号		
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種別	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めつき施設	※施設番号		
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果		
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考		
△(使用)	別紙 2 のとおり。			
	別紙 2 のとおり。			
項関係 △汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。			
△排水の汚染状況及び量	別紙 4 のとおり。			
△汚染	別紙 5 のとおり。			
△非水	別紙 6 のとおり。			
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種別	/		
	△有害物質使用特定施設の構造			別紙 7 のとおり。
	△有害物質使用特定施設の使用の方法			別紙 8 のとおり。
	△汚水等の処理の方法			別紙 9 のとおり。
	△特定地下浸透水の浸透の方法			別紙 10 のとおり。
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統			別紙 11 のとおり。

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。

特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 1 項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造		別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備		別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用		別紙14のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に於て、使用される有害物質の排水の排水系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統		別紙15のとおり。	

**有害物質使用特定施設  
 有害物質貯蔵指定施設に  
 該当するかどうかチェックする。**

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

特定施設ごとに、番号・記号を付与して記載する。

工場又は事業場における施設番号	1	2
特定施設番号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設
型式	型式〇〇-〇〇	型式××-××
構造	鉄鋼製 (ビニールライニング)	鉄鋼製 (ビニールライニング)
主要寸法	たて×よこ×深さ 1,000×2,000×1,000 (mm) 3槽	たて×よこ×深さ 1,000×2,000×1,000 (mm) 4槽
能力	200 個/日	200 個/日
場内配置図を添付する。	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。	令和 3 年 7 月 1 日	令和 3 年 7 月 1 日
	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日
原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。	有害物質使用特定施設には該当しない	床面：コンクリート (ビニルエステル樹脂で被覆) 周囲：7 槽合計で防液堤を設置 30m×30m×防液堤 10cm (容量 90 m <sup>3</sup> ) 詳細は別添〇〇のとおり

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設の場合は、「その他参考となるべき事項」欄に床面及び周囲の構造を記載する。(法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることを明確にすること。)必要に応じて構造図等を添付する。



設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

・「地上に設置された配管等」  
 ・「地下に設置された配管等 (トレンチの有無)」  
 ・「排水溝等」  
 ・「地下貯蔵施設」によって、  
 遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。

別紙 1 の 2

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	1	2
特定施設番号及び名称		66 電気めっき施設
設備		地上配管、バルブ、ポンプ
構造	構造図等を添付する。	配管：塩化ビニル製 バルブ：鋼製造+樹脂コーティング 詳細は別添〇〇のとおり
主要寸法		地上配管：直径 25mm×10m バルブ：5 か所 ポンプ：450mm×400mm×500mm
配置		工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日
工事完成予定年月日	年 月 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日
その他参考となるべき事項	特定施設 1 は 有害物質使用特定施設 には該当しないので 記載しない	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 1 の 2 は、特定施設が  
 「有害物質使用特定施設」に該当する場合にのみ、添付する。  
 この別紙には、特定施設の「付帯設備等」の構造等を記載する。  
 法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが  
 明確になるように記載する。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1	2			
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	66 電気めっき施設			
設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり	同左			
操業の系統	別添「操業の系統」のとおり	同左			
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00 (連続)	同左			
1日当たりの使用時間	8 時間	同左			
使用の季節的変動	なし	同左			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	硫酸 500 kg	硫酸 2.5 kg クロム酸 25 kg			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	1.5	1.5~3.0	1.5	1.5~3.0
	BOD	20	25	10	15
	SS	70	80	50	60
	n-ヘキサン抽出物質	10	15	—	—
	クロム含有量	—	—	150	350
六価クロム化合物	—	—	100	250	
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	20	30	15	30	
その他参考となるべき事項					

場内配置図を添付する。  
(別紙 1 の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は  
添付資料等にまとめても可。  
特定施設に係る工程を明示する。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定めて記載すること。

特定施設の使用方法から  
汚染が考えられる項目を  
すべて記載する。  
(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

処理施設ごとに記載する。

別紙 3

汚水等の処理方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 1 (酸アルカリ系)				処理施設 2 (クロム系)				
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり				
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日				令和 3 年 7 月 1 日				
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日				令和 3 年 9 月 20 日				
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日				令和 3 年 10 月 1 日				
種類及び型式	自動式 型式△△				自動式 型式××				
構造	鋼板製 別添〇〇のとおり				コンクリート耐酸モルタル製 別添〇〇のとおり				
容積	〇〇cm×〇〇cm×〇〇cm (別添〇〇のとおり)				〇〇cm×〇〇cm×〇〇cm (別添〇〇のとおり)				
能力	30 m <sup>3</sup> /日				30 m <sup>3</sup> /日				
処理の方式	中和+凝集沈殿+砂ろ過				酸化還元+中和+凝集沈殿				
処理の系統	別添フローシート〇〇のとおり				別添フローシート〇〇のとおり				
集水及び導水の方法	別添図 1 工場内配置図のとおり				別添図 1 工場内配置図のとおり				
使用時間間隔	連続				連続				
1日当たりの使用時間	16 時間				16 時間				
使用の季節変動	なし				なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	苛性ソーダ 10 kg 高分子凝集剤 10 kg				硫酸 150L、亜硫酸ナトリウム 250L 苛性ソーダ 10kg、高分子凝集剤 10 kg				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	1.5	6.5	1.5~3.0	6.5~7.0	1.5	7.5	1.5~3.0	7.0~8.0
	BOD	20	15	25	20	10	8	15	12
	SS	70	< 10	80	10	50	25	60	30
	n-ヘキサン抽出物質含有率 (%)	10	2	15	5	—	—	—	—
	クロム含有率 (%)	—	—	—	—	150	< 0.1	350	0.3
	銅含有率 (%)	—	—	—	—	100	< 0.04	250	< 0.04
	処理後脱出水汚泥	20	20	30	30	15	15	30	30
	種類	処理後脱出水汚泥 10 t/月 (産業廃棄物として委託処分)				処理後脱出水汚泥 10 t/月 (産業廃棄物として委託処分)			
排出水の排出方法	別添図 1 工場内配置図のとおり				同左				
その他参考となるべき事項									

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

回分式における放流時刻等参考になる事項を記載する。

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

記載例 2

設置届

特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

別紙 3

→ 届出書の記載要領 p.11

特定施設に関連のない処理施設についても記載する。

1枚で記載しきれない場合は複数枚になってもよい。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 3 (生活排水系)								
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり								
設置年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
工事着手予定年月日	令和 3	年	9	月	10	日	年	月	日
工事完成予定年月日	令和 3	年	9	月	20	日	年	月	日
使用開始予定年月日	令和 3	年	10	月	1	日	年	月	日
種類及び型式	合併処理浄化槽 型式△△								
構造	別添〇〇のとおり								
主要寸法	別添〇〇のとおり								
能力	20 m <sup>3</sup> /日								
処理の方式	担体流動生物濾過方式								
処理の系統	排水→調整槽→担体流動槽→生物濾過槽→放流槽								
集水及び導水の方法	別添図 1 工場内配置図のとおり								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	24 時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	次亜塩素酸カルシウム 0.2kg								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6.5	6.5	~7.5	~7.5				
	BOD	100	< 10	200	20				
	SS	50	< 10	100	10				
量(m <sup>3</sup> /日)	10	10	15	15					
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	し尿汚泥 (□□市の処理場で処分)								
排出水の排出方法	別添図 1 工場内配置図のとおり								
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

→ 届出書の記載要領 p.12

公共用水域への排水経路ごとに記載する。

別紙 4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		排水口 1						
種類・項目	通	常	最	大	通	常	最	大
	排水水の汚染状態	pH	7.0		~7.5			
BOD		12		18				
SS		20		25				
n-ヘキサン抽出物質含有量		1		3				
クロム含有量		< 0.1		0.2				
6価クロム化合物		< 0.04		< 0.04				
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通	常	最	大	通	常	最	大
		45		75				
その他参考となるべき事項	排水路 → ○○川 → 荒川							

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)				汚濁状態及び量 (m <sup>3</sup> /日)			指定項目の別 COD 汚濁負荷量 (kg/日)		※
	通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大	
	特定 排出 水	201	30	40	35	60	0	0	60	
	232(1)	25	30	10	15	0	0	15	0.25	0.45
合計				45	75	0	0	75	1.30	2.85
特定 排出 水 以外 の 排出 水	種類及 び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
合計										
その他 参考と する 事項										

$30 \times 35 \div 1000 = 1.05$

$40 \times 60 \div 1000 = 2.40$

最大水量については、特定施設を設置した年月日(または構造等の変更により水量が増加した年月日)に応じて、水量を振り分ける。  
 T-N については「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する(cj は空欄とする)。  
 T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する(cj は空欄とする)。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

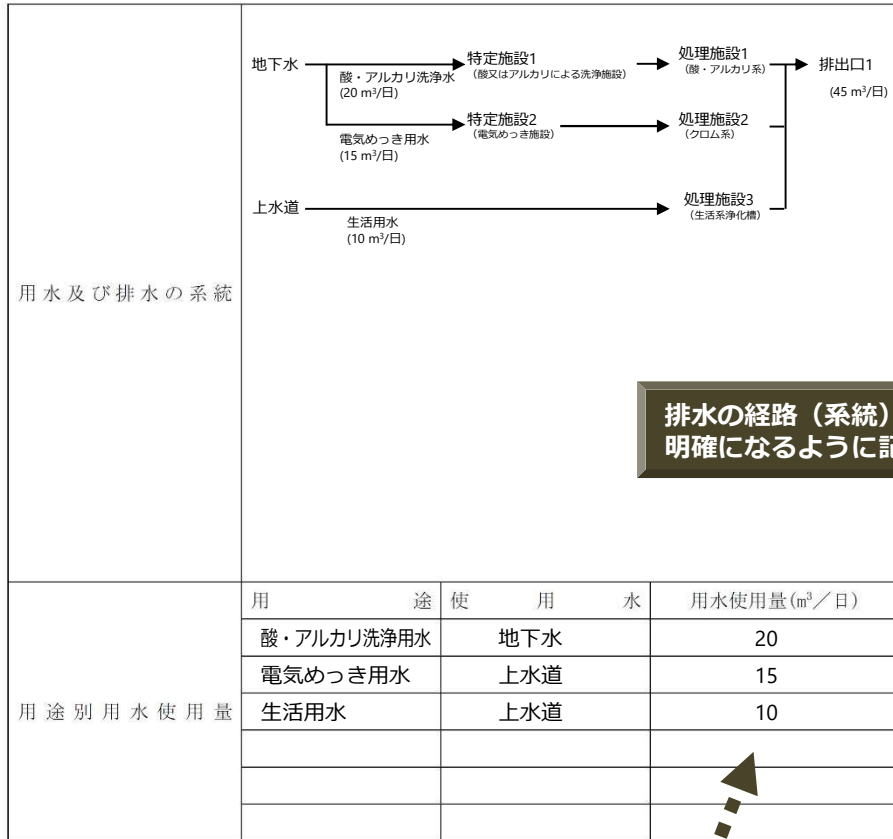
ること。  
 の項には、指定項目について記載するこ  
 「Q<sub>no</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>ni</sub>」と読み替え、

- Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- りん含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合には排水量に関わらず、記載・提出する。  
 また、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

別紙 6

用水及び排水の系統



排水の経路 (系統) が  
 明確になるように記載する。

水量は、最大時ではなく、  
 通常時の値を記載する。

別紙12

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の構造

工場又は事業場における施設番号	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	
型 式	型式〇〇-〇〇	
構 造	塩化ビニール製	
主 要 寸 法	直径 × 深さ Φ2,000 × 2,000 (mm) (円筒形)	
能 力	貯蔵量 6m <sup>3</sup>	
配 置	屋外 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	
床 面 及 び 周 圍	コンクリート製 (ビニルエステル樹脂で被覆) 防液堤: 縦 5m×横 5m×高さ 30cm 詳細は別添〇〇のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	

特定施設ごとに、番号・記号を付与して記載する。

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。  
 (必要に応じて構造図等を添付)

備考 配置図欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。



設置届 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

別紙13 有害物質使用特定

- ・「地上に設置された配管等」
- ・「地下に設置された配管等 (トレンチの有無)」
- ・「排水溝等」
- ・「地下貯蔵施設」によって、

遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。

工場又は事業場における施設番号	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	
設備	地上配管、バルブ	
構造	地上配管：塩化ビニル バルブ：塩化ビニル 詳細は別添〇〇のとおり	
	地上配管：Φ12.5mm×10m バルブ：1か所 詳細は別添〇〇のとおり	
配置	屋外 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	年 月 日
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

構造図等を添付する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 には、有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の「付帯設備等」の構造等を記載する。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。

別紙14

有害物質使用特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	
	屋外 (添図 1 工場内配置図のとおり)	
	電気めっき槽から配管を通じてポンプにより移送し、貯蔵	
使用時間間隔	1 週間に 1 回	
1 日当たりの使用時間	1 回につき 10 分	
	なし	
原材料 (消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び 1 日当たりの使用量 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	/	
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	六価クロム化合物 (クロム酸)	
その他参考となるべき事項		

貯蔵施設については、貯蔵作業に係る時間等を記載する。

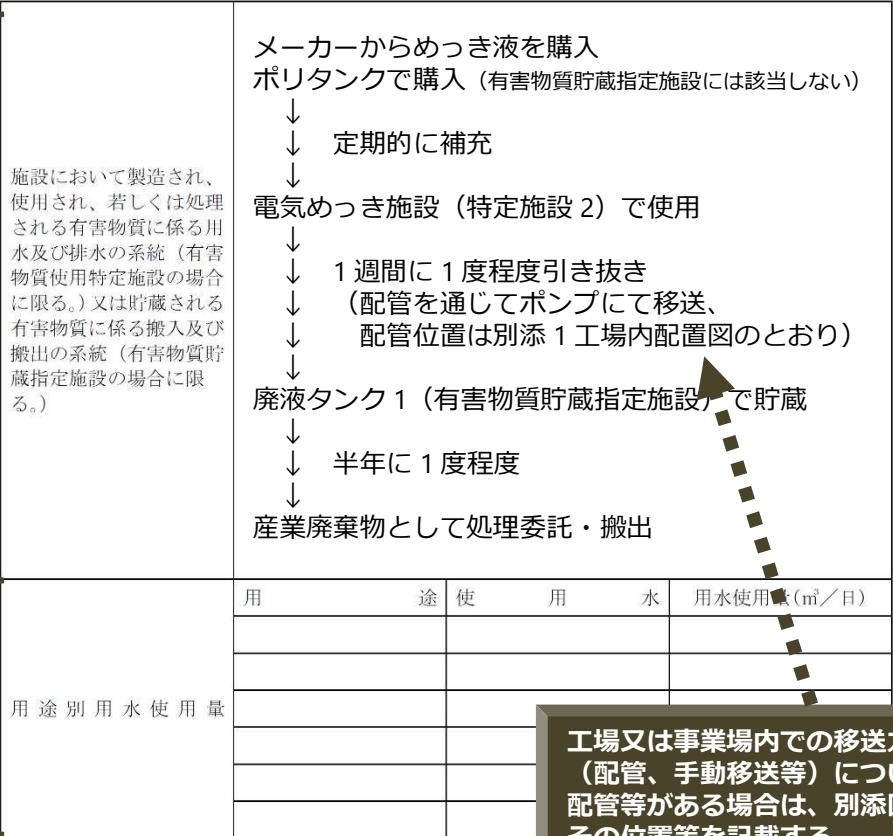
特定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び 1 日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

(有害物質使用特定施設) 用水及び排水の系統を記載する。  
 (有害物質貯蔵指定施設) 搬入及び搬出の系統を記載する。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)



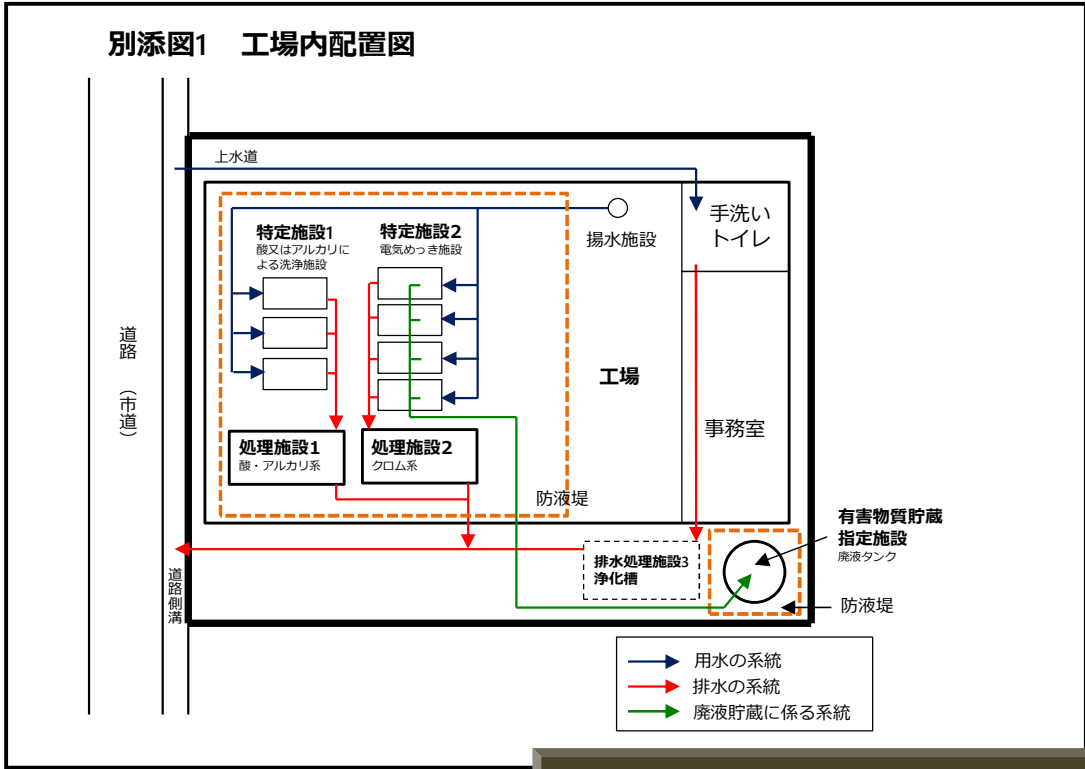
工場又は事業場内での移送方法等 (配管、手動移送等) についても記載  
 配管等がある場合は、別添図等に  
 その位置等を記載する。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

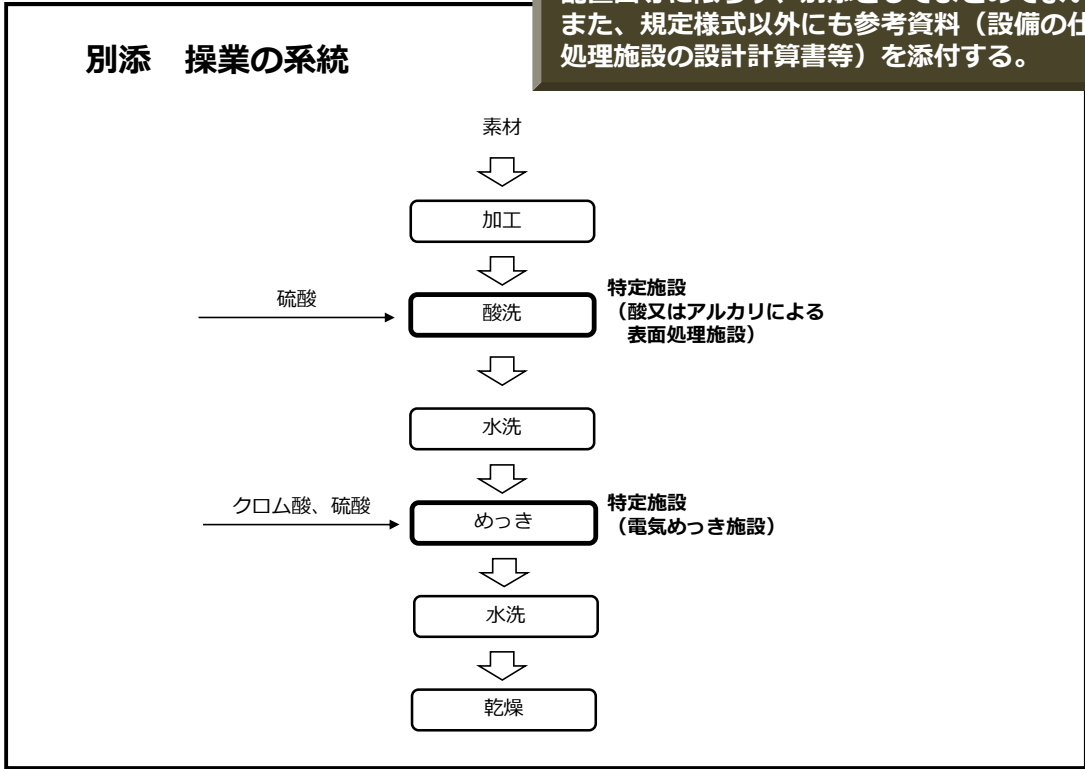
有害物質貯蔵指定施設の場合は記載不要。

設置届  
 特定施設 65 (酸又はアルカリによる表面処理施設)  
 特定施設 66 (電気めっき施設)  
 有害物質貯蔵指定施設

添付資料



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。



記載例 3

設置届 特定施設 71 (自動式車両洗浄施設)

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 71 (自動式車両洗浄施設) を設置する届</li> <li>・ 特定施設からの汚水等や生活雑排水等は、公共下水道へ放流する。</li> <li>・ 公共下水道は分流式のため、雨水などは、公共用水域へ排出する。</li> </ul>			

根拠条項	設置届			使用届	変更届	
	法第 5 条第 1 項	法第 5 条第 3 項	法第 5 条第 3 項	法第 6 条	法第 7 条	
対象施設	特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設		
様式第 1	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください 変更に係る部分を添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—		
別紙 2	○	○	—	—		
別紙 3	○	○	—	—		
別紙 4	○	○	—	—		
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—		
別紙 6	○	○	—	—		
別紙 12	—	—	○	○		
別紙 13	—	—	○	○		
別紙 14	—	—	○	○		
別紙 15	—	—	○	○		
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図)</li> <li>・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの)</li> <li>・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの)</li> <li>・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの</li> <li>・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS)</li> <li>・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの)</li> <li>・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)</li> </ul>					

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
○○○○株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎  
( 048-xxx-xxx )

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△給油所	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	71 自動式車両洗浄施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	
△有害物質使用特定施設 (有害物質使用)	別紙 2 のとおり。		
△有害物質使用特定施設 (有害物質使用)	別紙 2 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
△排水の汚染状態及び水量	別紙 4 のとおり。		
△汚染	別紙 5 のとおり。		
△排水	別紙 6 のとおり。		
有害物質使用特定施設の種類			
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。

特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1	
特定施設番号及び名称	71 自動式車両洗浄施設	
型 式	型式〇〇-〇〇	構造図等を添付する。
構 造	鋼鉄製	
主 要 寸 法	たて × よこ × 深さ 2,985 × 3,600 × 2,790 (単位:mm)	
能 力	処理能力 10台/h 使用水量 150L/台 所要時間 6分/台	場内配置図を添付する。
配 置	別添図 事業場内配置図のとおり	
設 置 年 月 日	年 月 日	設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄。
工事着手予定年月日	令和3年 7月 1日	
工事完成予定年月日	令和3年 9月 20日	
使用開始予定年月日	令和3年 10月 1日	
その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設には該当しない	原則として、届が受理された日から60日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設の場合は、「その他参考となるべき事項」欄に床面及び周囲の構造を記載する。(法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることを明確にすること。)必要に応じて構造図等を添付する。



別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
特定施設号番号及び名称	71 自動式車両洗淨施設				
設置場所	別添図 事業場内配置図のとおり				
操業の系統	車庫入れ → 洗車 → 仕上げ				
使用時間間隔	随時使用				
1日当たりの使用時間	1時間				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	洗淨用洗剤 0.15L / 日				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.5	~8.0		
	BOD	25	30		
	SS	15	20		
	n-ヘキサン抽出物質	20	30		
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	8	15			
その他参考となるべき事項					

場内配置図を添付する。  
(別紙 1 の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめても可。  
特定施設に係る工程を明示する。

特定施設の使用方法から汚染が考えられる項目をすべて記載する。  
(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

処理施設ごとに記載する。

特定施設に関連のない処理施設についても記載する。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 1 (油水分離槽)								
処理施設の設置場所	別添図 1 事業場内配置図のとおり								
設置年月日	年 月 日				年 月 日				
工事着手予定年月日	令和 3 年 8 月 1 日				年 月 日				
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日				年 月 日				
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日				年 月 日				
種類及び型式	油水分離槽 型式△△								
構造	鉄筋コンクリート製								
能力	15 m <sup>3</sup> /日								
処理の方式	油水分離槽 (自然分離式)								
処理の系統	排水→沈殿槽→油水分離槽→下水放流								
集水及び導水の方法	別添図 事業場内配置図のとおり								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	12 時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	なし								
汚水等の汚染状態及び性状	種類・項目	通 常		最 大		通 常		最 大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7.5	7.5	~8.0	~8.0				
	BOD	25	20	30	25				
	SS	15	10	20	15				
n-ヘキサン抽出物質	2.0	2.0	30	2.5					
		8	8	15	15				
	廃油 5L/月 (廃棄物として委託処理)								
	別添図 事業場内配置図のとおり								
その他参考となるべき事項									

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

回分式における放流時刻等参考になる事項を記載する。

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

公共用水域への排水経路  
ごとに記載する。

別紙 4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		雨水排水			
種類・項目	排出水の汚染状態	通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
		0	0		
その他参考となるべき事項		雨水排水の系統：排水路 → ○○川 → 荒川 (汚水等、生活雑排水などは公共下水道へ排水)			

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排出水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

		汚染状態及び量		指定項目の別			COD		
業種その他の区分	汚染状態 (mg/l)	水 量 (m <sup>3</sup> /日)			汚濁負荷量 (kg/日)			※	
		通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>		Q <sub>cj</sub>
特定排水									
合計									
特定排水以外の排水	種類及び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大		
雨水		0	0	0	0	0	0		
合計				0	0	0	0		
その他参考事項									

最大水量については、特定施設を設置した年月日(または構造等の変更により水量が増加した年月日)に応じて、水量を振り分ける。

T-Nについては「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する(cjは空欄とする)。

T-Pについては「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する(cjは空欄とする)。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

ること。  
の項には、指定項目について記載するこ

「Q<sub>no</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>ni</sub>」と読み替え、

Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。

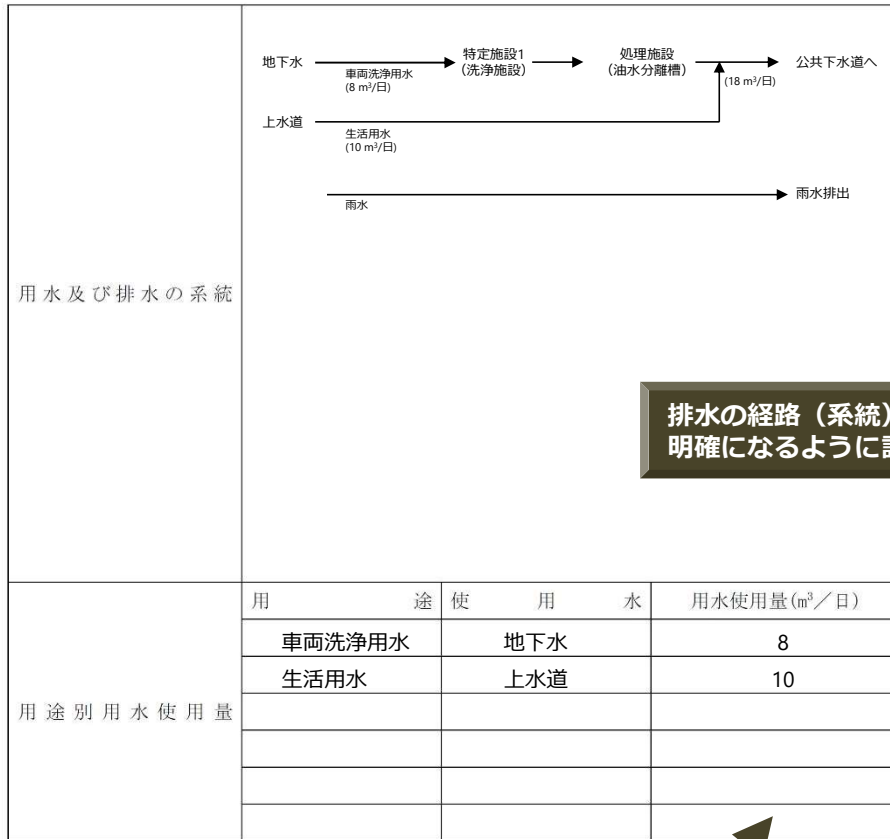
4 リン含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。

5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合には排水量に関わらず、記載・提出する。  
また、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

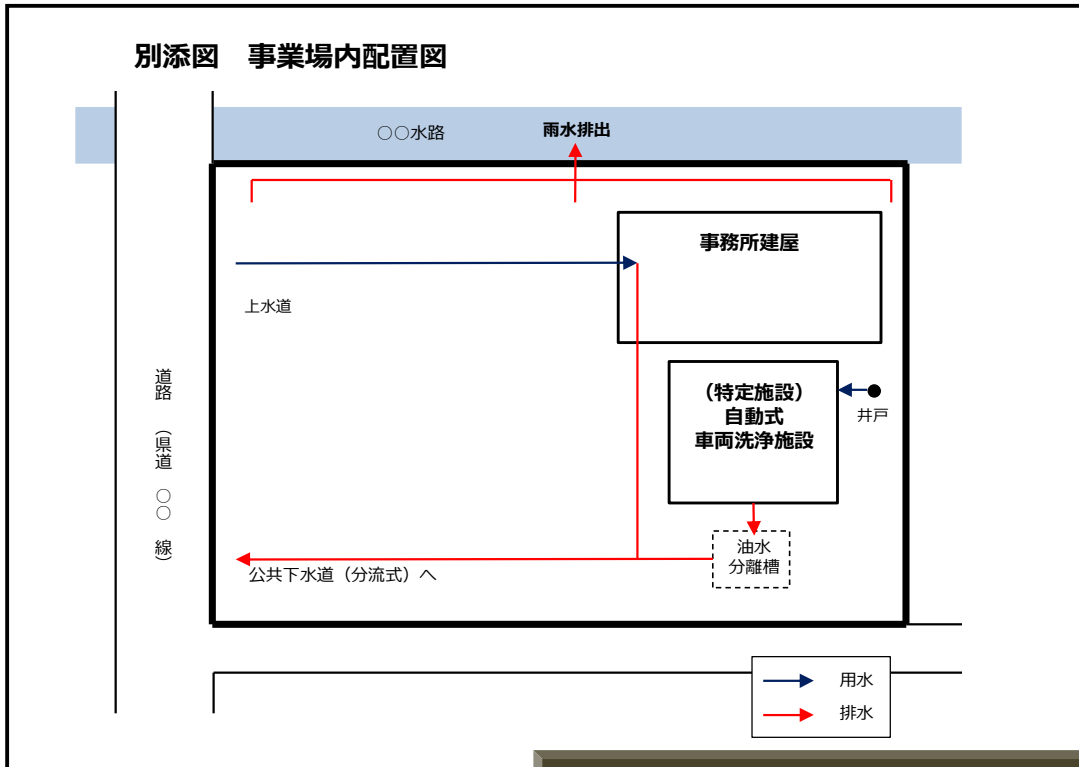
別紙6

用水及び排水の系統



排水の経路(系統)が明確になるように記載する。

水量は、最大時ではなく、通常時の値を記載する。



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

記載例 4

設置届 特定施設 71 の 5 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)  
有害物質貯蔵指定施設

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 71 の 5 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)</li> <li>・ 有害物質貯蔵指定施設 (トリクロロエチレンを貯蔵するタンク)</li> </ul> } を設置する届 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合流式下水道区域であり、特定事業場から公共用水域 (河川) への水の排出はない</li> <li>・ トリクロロエチレンを含む廃液はタンクで貯蔵し、産業廃棄物として委託処理する</li> <li>・ 日平均排水量 12 m<sup>3</sup></li> </ul>			

注：分流式下水道へ放流している場合は、この例と添付すべき書類等が異なる。

対象施設	設置届			使用 法第 6	有害物質貯蔵指定施設	
	法第 1 項 特定施設	法第 5 条第 3 項 有害物質使用特定施設	法第 5 条第 3 項 有害物質貯蔵指定施設			
特定施設 有害物質使用特定施設に該当しない 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する 特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設			
様式第 1	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—		
別紙 2	○	○	—	—		
別紙 3	○	○	—	—		
別紙 4	○	○	—	—		
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—		
別紙 6	○	○	—	—		
別紙 12	—	—	○	○		
別紙 13	—	—	○	○		
別紙 14	—	—	○	○		
別紙 15	—	—	○	○		
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図)</li> <li>・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの)</li> <li>・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの)</li> <li>・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの</li> <li>・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS)</li> <li>・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの)</li> <li>・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)</li> </ul>					

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 ~~(使用、変更)~~ 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
○○○○株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎  
( 048-xxx-xxx )

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 ~~(第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条)~~ の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
第 5 条第 1 項関係	△特定施設の構造	※備考	
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
	△特定施設の使用の方法		
	△汚水等の処理の方法		
	△排水水の汚染状態及び量		
	△排水水の排水系統別の汚染状態及び量		
	△排水水に係る用水及び排水の系統		
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種別		
	△有害物質使用特定施設の構造		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法		
	△汚水等の処理の方法		
	△特定地下浸透水の浸透の方法		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統		



様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 5 項	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用	別紙14のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用、使用される有害排水の系 統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

有害物質使用特定施設  
有害物質貯蔵指定施設に  
該当するかどうかチェックする。

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙12

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	特定施設 1 (トリクロロエチレン洗浄施設)	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (71の5 トリクロロエチレンによる洗浄施設)	有害物質貯蔵指定施設
型 式	型式〇〇-〇〇	型式××-××
構 造	ステンレス製	ステンレス製
主 要 寸 法	縦 × 横 × 高さ 1,000 × 2,000 × 500 (mm)	縦 × 横 × 高さ 1,500 × 1,500 × 1,000 (mm)
能 力	500 回 / 日 (1回=1バスケット)	貯蔵量 2.25 m <sup>3</sup>
場内配置図を添付する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)</li> </ul>	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
床 面 及 び 周 囲	ステンレス製 防液堤：縦 5m×横 5m×高さ 10cm 詳細は別添〇〇のとおり	ステンレス製 防液堤：縦 1.8m×横 1.8m×高さ 1m 詳細は別添〇〇のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。  
(必要に応じて構造図等を添付)

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 配置図欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙13

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の設備

・「地上に設置された配管等」  
・「地下に設置された配管等(トレンチの有無)」  
・「排水溝等」  
・「地下貯蔵施設」によって、  
遵守すべき基準が異なるので、明確に区別して記載する。

構造図等を添付する。

工場又は事業場における施設番号	特定施設 1 (トリクロロエチレン洗浄施設)	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (71の5 トリクロロエチレンによる洗浄施設)	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管、バルブ	地上配管、バルブ
構造	地上配管：ステンレス鋼 バルブ：ステンレス鋼 詳細は別添〇〇のとおり	地上配管：ステンレス鋼 バルブ：ステンレス鋼 詳細は別添〇〇のとおり
主要寸法	地上配管：Φ5mm×2m バルブ：1か所 詳細は別添〇〇のとおり	地上配管：Φ5mm×2m バルブ：1か所 詳細は別添〇〇のとおり
配置	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 には、有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の「付帯設備等」の構造等を記載する。法令で定められた「構造等に関する基準」を満たすことが明確になるように記載する。

別紙14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	特定施設 1 (トリクロロエチレン洗浄施設)	貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (71の5 トリクロロエチレンによる洗浄施設)	有害物質貯蔵指定施設
	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)	工場内 1 階 (別添図 1 工場内配置図のとおり)
	別添「操業の系統」のとおり	18L 可搬容器に移し、手動で 廃液タンクに移送し、貯蔵
使用時間間隔	9:00~17:00 (連続)	1月に1回
1日当たりの使用時間	8時間	1回につき30分
	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	トリクロロエチレン 洗浄槽で4L/日使用 (揮発分の補充のみ)	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)		トリクロロエチレン
その他参考となるべき事項	循環使用のため、排水は基本的でない。 トリクロロエチレンは月に1回全量交換 廃液は貯蔵指定施設 1 に貯蔵。	貯蔵された廃液は 半年に1回程度、処分委託

貯蔵施設については、  
貯蔵作業に係る時間等を記載する。

特定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合のみ記載する。

貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

(有害物質使用特定施設) 用水及び排水の系統を記載する。  
(有害物質貯蔵指定施設) 搬入及び搬出の系統を記載する。

用水及び排水の系統 (搬入及び搬出の系統)

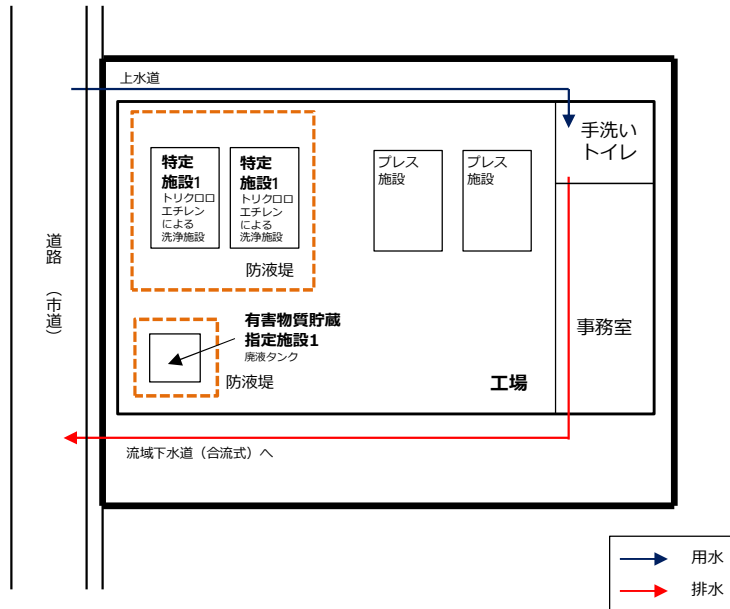
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	<p>1. 有害物質使用特定施設 用水及び排水の系統</p> <p>上水道 → トイレ等 → 流域下水道 (合流式) へ 生活用水 12m<sup>3</sup> (特定施設は用水及び排水の系統に接続されていない)</p> <p>2. 有害物質貯蔵指定施設 搬入及び搬出の系統</p> <p>メーカーからトリクロロエチレン一斗缶で購入 (有害物質貯蔵指定施設には該当しない) ↓ 定期的に補充 トリクロロエチレン洗浄施設 (特定施設 1) で使用 ↓ 1月に1度程度引き抜き ↓ 18L可搬容器に移し、手で廃液タンクへ移送 廃液タンク 1 (有害物質貯蔵指定施設) で貯蔵 ↓ 半年に1度程度 産業廃棄物として処理委託・搬出</p>		
	用途別用水使用量	用 途	使 用 水
	生活用水	上水道	12

工場又は事業場内での移送方法等 (配管、手動移送等) についても記載  
配管等がある場合は、別添図等に  
その位置等を記載する。

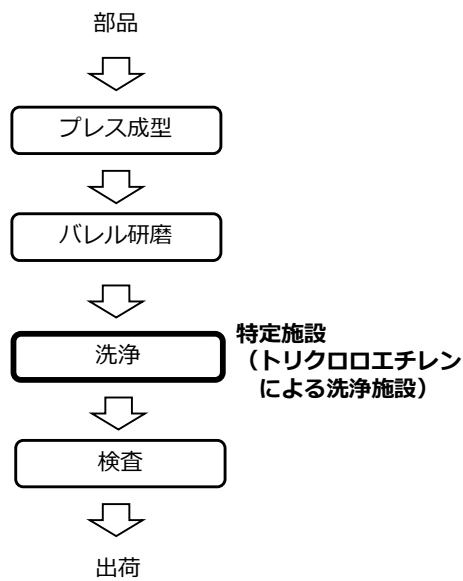
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

有害物質貯蔵指定施設の場合は記載不要。

別添図1 工場内配置図



別添 操業の系統



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

記載例 5

設置届 特定施設 72 (し尿処理施設)

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 72 (し尿処理施設) を設置する届</li> <li>・ し尿処理施設 (浄化槽) 自体が特定施設に該当する</li> <li>・ 日平均排水量 90 m<sup>3</sup></li> </ul>			

根拠条項	設置届				使用届	変更届	
	法第 5 条第 1 項	法第 5 条第 3 項	法第 5 条第 3 項	法第 5 条第 3 項	法第 6 条	法第 7 条	
対象施設	<b>特定施設</b> 有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設 有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場	有害物質貯蔵指定施設			
様式第 1	○	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—			
別紙 2	○	○	—	—			
別紙 3	○	○	—	—			
別紙 4	○	○	—	—			
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—			
別紙 6	○	○	—	—			
別紙 12	—	—	○	○			
別紙 13	—	—	○	○			
別紙 14	—	—	○	○			
別紙 15	—	—	○	○			
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図)</li> <li>・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの)</li> <li>・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの)</li> <li>・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの</li> <li>・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS)</li> <li>・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの)</li> <li>・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)</li> </ul>						

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ 設置 ~~(使用・変更)~~ 届出書

(法人の場合) **本社所在地、社名、代表者名**  
 (個人の場合) **個人の住所、氏名**

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
 ○○○○株式会社  
 代表取締役 埼玉 太郎  
 ( 048-xxx-xxx )

届出者

**特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。**

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 ~~(第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条)~~ の規定により、特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○マンション	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	72 し尿処理施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	
△汚水等の処理の方法	別紙 2 のとおり。		
△排出水の汚染状態及び量	別紙 3 のとおり。		
△汚染	別紙 4 のとおり。		
△非水	別紙 5 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 6 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の種類	別紙 7 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 8 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 9 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 10 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 11 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

**水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。**

**特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。**



様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1	
特定施設番号番号及び名称	72 し尿処理施設	
型式	型式〇〇-〇〇	構造図等を添付する。
構造	コンクリート製	
主要寸法	別添構造図のとおり	
能力	120 m <sup>3</sup> /日 600 人槽	場内配置図を添付する。
配置	別添図 1 配置図のとおり	
設置年月日	年 月 日	設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。
工事着手予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日	
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	
その他参考となるべき事項	有害物質使用特定施設には該当しない	原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を

有害物質使用特定施設の場合は、「その他参考となるべき事項」欄に床面及び周囲の構造を記載する。(法令で定められた「構造等に関する基準」を満たしていることを明確にすること。)必要に応じて構造図等を添付する。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
特定施設号番号及び名称	72 し尿処理施設				
設置場所	別添図 1 配置図のとおり				
操業の系統	別添フローシートのとおり				
使用時間間隔	連続				
1日当たりの使用時間	24 時間				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	消毒用塩素剤 15 kg 凝集剤 20 kg				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.6	~8.0	}	
	BOD	300	350		
	SS	150	200		
	T-N	30	50		
	T-P	5	8		
	大腸菌群数				
		※ 処理前の数値を記載			
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	90	120			
その他参考となるべき事項					

場内配置図を添付する。  
(別紙 1 の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめても可。特定施設に係る工程を明示する。

特定施設の使用方法から汚染が考えられる項目をすべて記載する。  
(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	1								
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり								
設置年月日	年	月	日	年	月	日			
工事着手予定年月日	令和 3 年	7 月	1 日	年	月	日			
工事完成予定年月日	令和 3 年	9 月	20 日	年	月	日			
使用開始予定年月日	令和 3 年	10 月	1 日	年	月	日			
種類及び型式	合併式浄化槽 型式△△								
	鉄筋コンクリート製								
	別添図「構造図」のとおり								
	120 m <sup>3</sup> /日 (600 人槽)								
処理の方法	凝集剤添加型 膜分離活性汚泥方式								
処理の系統	別添「フローシート」のとおり								
集水及び導水の方法	別添図 1 配置図のとおり								
使用時間間隔	連続								
1日当たりの使用時間	24 時間								
使用の季節変動	なし								
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	消毒用塩素剤 ○○kg/日 凝集剤 (PAC) ○○kg/日								
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	7.6	6.8	~8.0	~7.5				
	BOD	300	< 5	350	5				
	SS	150	< 5	200	5				
	T-N	30	< 10	50	10				
	T-P	5	< 0.5	8	0.5				
大腸菌群		< 100		< 100					
		90	90	120	120				
	余剰汚泥 25t/月 (○○会社に委託)								
	別添図 1 配置図のとおり								

記載欄が狭い場合は  
添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の  
汚水等の状況を記載する。  
(pH の最大値は「最大の範囲」  
として記載する。)

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水の排水方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

回分式における放流時刻等  
参考になる事項を記載

公共用水域への排水経路  
ごとに記載する。

別紙 4

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	排水口				
	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	6.8	~7.0		
	BOD	< 5	5		
	SS	< 5	5		
	T-N	< 10	10		
	T-P	< 0.5	0.5		
	大腸菌群数	< 100	< 100		
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	90	120			
その他参考となるべき事項	排水路 → ○○川 → 荒川				

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)				指定項目の別			COD		※
	通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大	
	221 備考 3	5	10	90	120	0	0	120	0.45	
合計			90	120	0	0	20	0.45	1.20	

種類及 び用途	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
合計						

$5 \times 90 \div 1000 = 0.45$

$10 \times 120 \div 1000 = 1.2$

最大水量については、特定施設を設置した年月日(または構造等の変更により水量が増加した年月日)に応じて、水量を振り分ける。  
 T-Nについては「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する(cjは空欄とする)。  
 T-Pについては「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する(cjは空欄とする)。

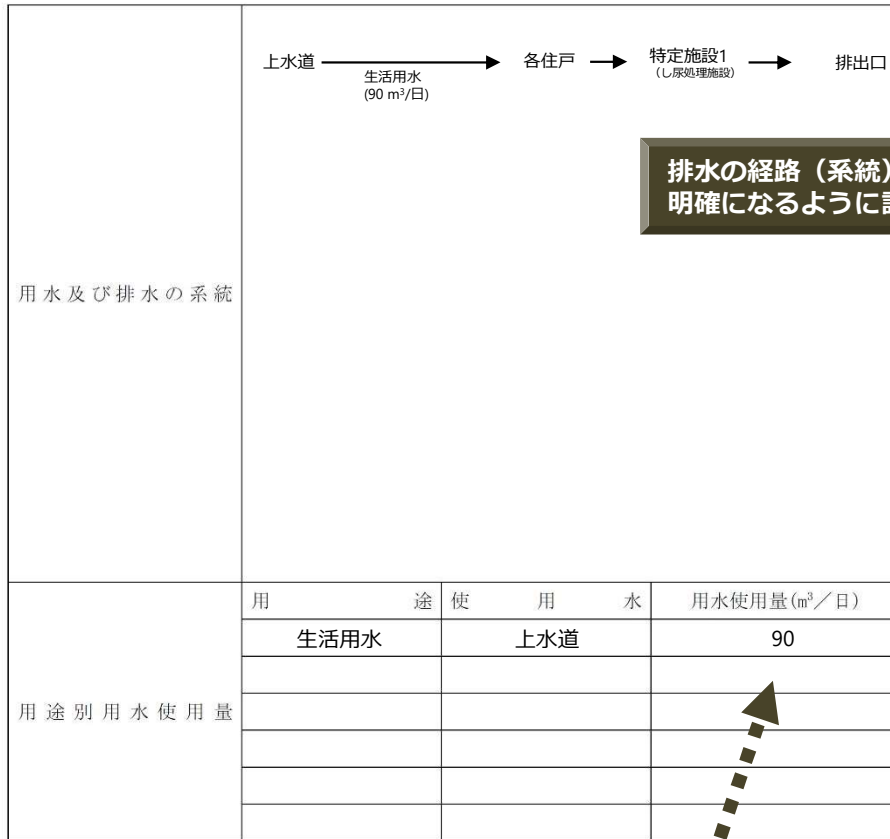
専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

- Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- りん含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。
- ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合は排水量に関わらず、記載・提出する。また、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

別紙6

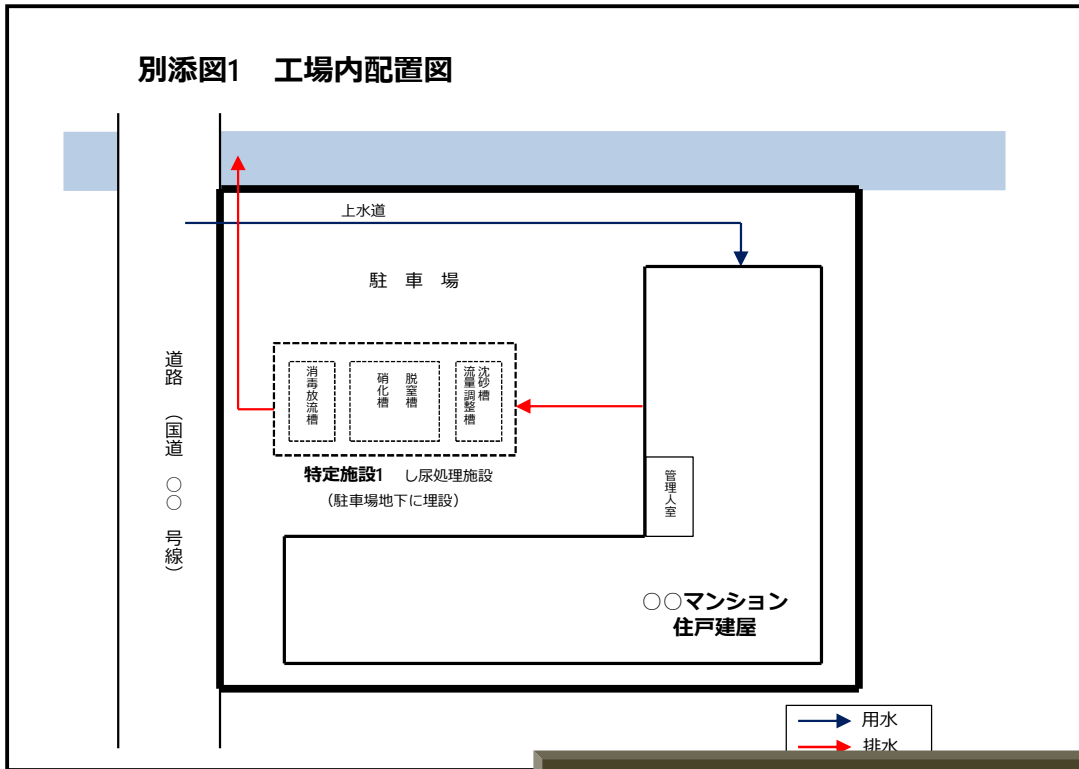
用水及び排水の系統



排水の経路(系統)が  
明確になるように記載する。

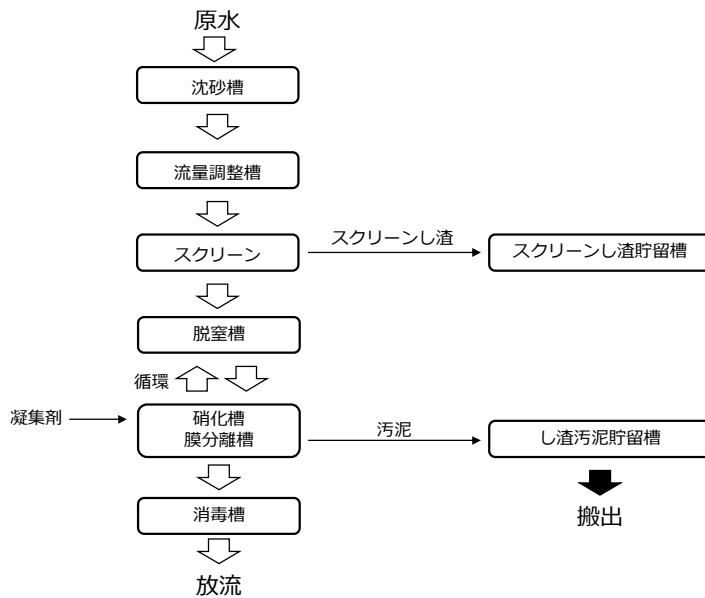
水量は、最大時ではなく、  
通常時の値を記載する。

別添図1 工場内配置図



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

別添 フローシート





**記載例 6**

設置届 指定排水施設 ホ（飲食店に設置されるちゅう房施設）

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道
対象施設	特定施設 <small>(有害物質使用特定施設ではない)</small>	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定排水施設 ホ（飲食店に設置されるちゅう房施設）を設置する届（埼玉県生活環境保全条例の対象である指定排水施設）</li> <li>汚水等は工場・事業場内の浄化槽等で処理し、公共用水域（河川）へ放流する</li> <li>日平均排水量 140 m<sup>3</sup></li> <li>総床面積 325.55 m<sup>2</sup></li> </ul>		

	設置届	使用届	変更届
根拠条項	条例第 52 条第 1 項	条例第 53 条第 1 項	条例第 54 条第 1 項
対象施設	指定排水施設 <small>公共用水域に汚水等を排出している工場・事業場に限る（分流式、合流式を問わず下水道に汚水等を放流している工場・事業所は届出不要）</small>		
様式第 11	○	○	○
別紙 1	○	添付していただく際に	添付に係る部分
別紙 2	○		
別紙 3	○		
別紙 4	○		
別紙 5	○		
その他の添付資料	<p>必要に応じて、以下の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案内図（工場又は事業場の場所を示すもの、地図）</li> <li>工場又は事業場内の配置図（建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの）</li> <li>施設（処理施設を含む）や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど（施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの）</li> <li>操業系統（施設の使用状況等）を示すもの</li> <li>使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート（SDS）</li> <li>排水処理施設の設計計算書（処理施設の能力が十分であることを示すもの）</li> </ul>		

様式第11 (第39条関係)

(法人の場合) **本社所在地、社名、代表者名**  
(個人の場合) **個人の住所、氏名**

設置~~(使用、変更)~~届出書

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務局長

〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
届出者 ○○○○株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎  
( 048-xxx-xxx )

**指定排水施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。**

例第52条第1項(第53条第1項、第54条第1項)の規定により、指定排水施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
指定排水施設の種類	木 飲食店に設置される ちゅう房施設	※施設番号	
指定排水施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
指定排水施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備 考	
	別紙3のとおり。		
	別紙4のとおり。		
用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

**埼玉県生活環境保全条例別表第2第4号に掲げる記号と名称を記載する。**

- 備考 1 「指定排水施設の種類」の欄には、同条例別表第2第4号に掲げる区分及び名称を記載すること。  
2 別紙1から別紙5までの記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用すること。  
3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 ※印の欄には、記載しないこと。  
5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 1

指定排水施設の構造

工場又は事業場における施設番号	1	
名称	木 飲食店に設置されるちゅう房施設	
型式	—	
構造	鉄鋼造平屋建	
主要寸法	ちゅう房面積 45.22m <sup>2</sup> 総床面積 325.55m <sup>2</sup>	
能力	1日あたり 500食	
配置	別添図のとおり	
設置年月日	年 月 日	
工事着手予定年月日	令和 3 年 7 月 1 日	
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	年 月 日
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	
参考事項		

指定排水施設ごとに、番号・記号を付与して記載する。

構造図等を添付する。

場内配置図を添付する。

設置届においては、設置は完了していないので、設置年月日は空欄にする。

原則として、届が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。

備考 「配置」の欄には、当該指定排水施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 2

指定排水施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1				
名称	木 飲食店に設置されるちゅう房施設				
設置場所	別添図のとおり				
操業の系統	別添図のとおり				
使用時間間隔	連続				
1日当たりの使用時間	12時間 (10:00~22:00)				
使用の季節的変動	なし				
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	食食用原料：調理 500食/日 洗剤：食器等洗浄 100g/日				
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	7.5	~8.5		
	BOD	200	200		
	SS	35	35		
	n-ヘキサン抽出物質	85	85		
汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	15.5	22			
参考事項					

場内配置図を添付する。(別紙1の添付資料と共通で可。)

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめても可。指定排水施設に係る工程を明示する。

指定排水施設の使用方法から汚染が考えられる項目をすべて記載する。(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

備考「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排出水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

処理施設ごとに記載する。

別紙 3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	処理施設 1 (油水分離槽)	処理施設 2 (浄化槽)						
処理施設の設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり	別添図 1 工場内配置図のとおり						
設置年月日	年 月 日	年 月 日						
工事着手予定年月日	令和 3 年 9 月 1 日	令和 3 年 9 月 1 日						
工事完成予定年月日	令和 3 年 9 月 20 日	令和 3 年 9 月 20 日						
使用開始予定年月日	令和 3 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日						
種類及び型式	油水分離槽	合併処理浄化槽 200 人槽						
構造	鉄筋コンクリート製	別添設計図のとおり						
寸法	別添設計図のとおり	同左						
処理能力	30 m <sup>3</sup> /日	40 m <sup>3</sup> /日 (200 人槽)						
処理の方式	自然分離式	担体流動生物濾過方式						
処理の系統	別添設計図のとおり	同左						
集水及び導水の方法	別添設計図のとおり	同左						
使用時間間隔	連続	連続						
1日当たりの使用時間	24 時間	24 時間						
使用の季節変動	なし	なし						
消耗資材の 1 日当たりの用途別使用量	なし	次亜塩素酸カルシウム 1.7kg						
染汚水状態等	種類・項目							
	通 常	最 大						
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	別添「汚水等の状況」のとおり							
	廃油 1m <sup>3</sup> /月、汚泥 3m <sup>3</sup> /月 (××会社に委託処理)				汚泥 18m <sup>3</sup> /月 (××会社に委託処理)			
	別添設計図のとおり				同左			
参考事項								

記載欄が狭い場合は添付資料等にまとめて可。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。(pH の最大値は「最大の範囲」として記載する。)

回分式における放流時刻等参考になる事項を記載する。

備考 1 「汚水等の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。  
 「排水の排出方法」の欄には、排水口の位置及び数並びに排水の排出先を記載すること。

公共用水域への排水経路ごとに記載する。

別紙 4

排出水の汚染状態及び量

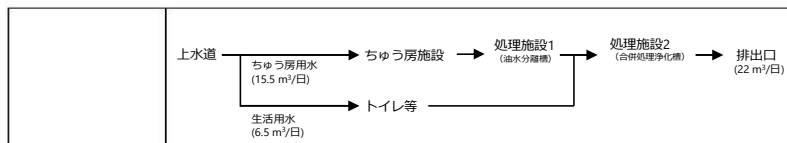
工場又は事業場における施設番号	排水口				
	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	7.5	~8.5		
	BOD	18	20		
	SS	40	50		
	n-ヘキサン抽出物質	15	30		
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	22	40			
参考事項	排水路 → ○○川 → 荒川				

備考 「排水水の汚染状態」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則第27条各号に掲げる物質及び同規則第28条各号に掲げる項目のうち、当該指定排水施設が設置されている工場又は事業場から排出される排水水の汚染状態に係る規制基準において定められた物質の種類又は項目について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

別紙5

用水及び排水の系統



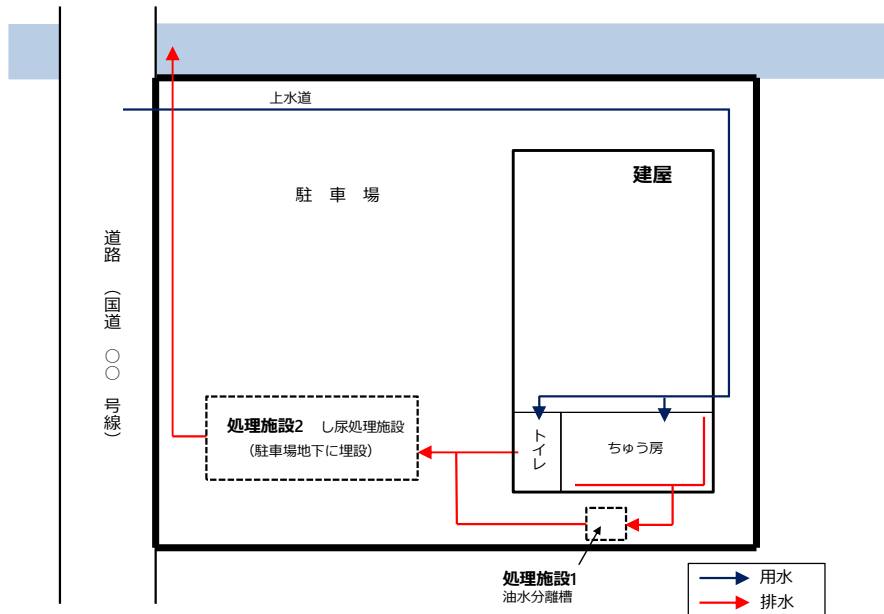
排水の経路(系統)が  
明確になるように記載する。

用水及び排水の  
系  
統

用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
	ちゅう房用水	上水	15.5 (最大 22)
	生活用水	上水	6.5 (最大 18)

水量は、原則最大時ではなく、  
通常時の値を記載する。

別添図1 工場内配置図



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。また、規定様式以外にも参考資料（設備の仕様書や処理施設の設計計算書等）を添付する。

別添 汚水等の状況

	処理施設1 (油水分離槽)				処理施設2 (合併処理浄化槽)			
	通常		最大		通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	7.5	7.5	~8.5	~8.5	7.5	7.5	~8.5	~8.5
BOD	250	220	270	250	180	18	200	20
SS	35	30	40	30	150	40	200	50
n-ヘキサン抽出物質	85	10	95	30	20	15	35	30
汚水等の量 (m <sup>3</sup> )	15.5	15.5	22	22	22	22	40	40



記載例 7

変更届 特定施設 17 (豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設)

この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 17 (豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設) を変更する届</li> <li>・ 排水量を変更し、併せて使用原材料の量等も変更する (日平均排水量 155 m<sup>3</sup> から 120 m<sup>3</sup> へ変更になる変更届)</li> <li>・ 汚水等は工場・事業場内で処理し、公共用水域 (河川) へ放流する</li> </ul>			

根拠条項	設置届				使用届	変更届	
	法第 5 条第 1 項		法第 5 条第 3 項		法第 6 条	法第 7 条	
対象施設	特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設			
	有害物質使用特定施設に該当しない特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出する工場・事業場 (分流式下水道の場合を含む)	有害物質使用特定施設に該当する特定施設 公共用水域に水を排出しない工場・事業場				
様式第 1	○	○	○	○	○	○	
別紙 1	○	○	—	—	設置届に準じて添付してください	変更に係る部分を添付してください	
別紙 1 の 2	—	○	—	—			
別紙 2	○	○	—	—			
別紙 3	○	○	—	—			
別紙 4	○	○	—	—			
別紙 5	○ (指定地域内のみ)	○ (指定地域内のみ)	—	—			
別紙 6	○	○	—	—			
別紙 12	—	—	○	○			
別紙 13	—	—	○	○			
別紙 14	—	—	○	○			
別紙 15	—	—	○	○			
その他の添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案内図 (工場又は事業場の場所を示すもの、地図)</li> <li>・ 工場又は事業場内の配置図 (建屋・設備等の位置、排水・用水系統等を示すもの)</li> <li>・ 施設 (処理施設を含む) や付帯設備の構造図、仕様書、カタログなど (施設の用途、能力、材質や構造に係る基準適合状況を示すもの)</li> <li>・ 操業系統 (施設の使用状況等) を示すもの</li> <li>・ 使用する原材料、処理添加剤等の成分・性状を示すもの、安全データシート (SDS)</li> <li>・ 排水処理施設の設計計算書 (処理施設の能力が十分であることを示すもの)</li> <li>・ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法、点検の方法・回数等を定めた管理要領 (法令で作成が求められているもの)</li> </ul>						

原則として、変更に係る別紙・添付資料のみを提出する。  
(ただし変更箇所が明確となるよう記載すること。)

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用=変更) 届出書

(法人の場合) 本社所在地、社名、代表者名  
(個人の場合) 個人の住所、氏名

令和 3 年 4 月 1 日

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
○○○○株式会社  
代表取締役 埼玉 太郎  
( 048-xxx-xxx )

届出者

特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※備考	
△有害物質使用特定施設の使用	別紙 1 の 2 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用	別紙 2 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
△排水の汚染	別紙 4 のとおり。		
△排水の非水	別紙 5 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の種類	別紙 6 のとおり。	※備考	
△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

水質汚濁防止法施行令別表第 1 の号番号と名称を記載する。

特定施設が有害物質使用特定施設に該当するかどうかチェックする。

原則として、変更に係る別紙・添付資料のみを提出する。(変更箇所を明確にすること。)

様式第 1 (第 3 条関係) (裏面)

第 5 条 第 3 項 関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

変更前の状況を併記する等し、  
変更内容が明確になるように記載する。

別紙 2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	1 (変更後)		【参考】 1 (変更前)		
特定施設号番号及び名称	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		
設置場所	別添図 1 工場内配置図のとおり		同左 (変更なし)		
操業の系統	大豆→摩砕→煮沸→絞り→凝固→冷却→製品		同左 (変更なし)		
使用時間間隔	9:00 ~ 17:00 (連続)		同左 (変更なし)		
1日当たりの使用時間	8 時間		同左 (変更なし)		
使用の季節的変動	なし		同左 (変更なし)		
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	炭酸カルシウム(凝固剤) 10 kg 塩化マグネシウム(凝固剤) 14 kg レシチン(消泡剤) 0.2 kg		炭酸カルシウム(凝固剤) 15 kg 塩化マグネシウム(凝固剤) 20 kg レシチン(消泡剤) 0.3 kg		
汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	6.0	~11.0	同左 (変更なし)	同左 (変更なし)
T-N	60	70			
T-P	7	8			
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	最大	通常	最大	
	50	70	75	95	
その他参考となるべき事項					

消耗資材の量等の変更も記載する。

処理施設による処理前・処理後の汚水等の状況を記載する。  
(pHの最大値は「最大の範囲」として記載する。)

状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項につ

変更に伴い工事等が発生する場合は、  
工事着手年月日等を記載する。  
工事等が発生しない場合も、  
変更後の使用開始年月日を記載する。  
(原則として、届が受理された日から  
60日を経過した後でなければ、  
設置工事に着手してはならない。)

変更前の状況を併記する等し、  
変更内容が明確になるように記載する。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		処理施設 1 (変更後)				【参考】処理施設 1 (変更前)			
処理施設の設置場所		別添図 1 工場内配置図のとおり				同左 (変更なし)			
設置年月日		平成 12 年 4 月 1 日				平成 12 年 4 月 1 日			
工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日			
工事完成予定年月日		年 月 日				年 月 日			
使用開始予定年月日		令和 3 年 7 月 1 日				年 月 日			
種類及び型式		自動式 型式△△				同左 (変更なし)			
構造		鉄筋コンクリート製 全地下方式				同左 (変更なし)			
主要寸法		〇〇cm×〇〇cm×〇〇cm (別添図xのとおり)				同左 (変更なし)			
能力		150 m <sup>3</sup> /日				同左 (変更なし)			
処理の方式		油水分離槽 + 活性汚泥法				同左 (変更なし)			
処理の系統		排水→油水分離槽→調整槽→ばっ気槽→沈殿槽→放流槽				同左 (変更なし)			
集水及び導水の方法		別添図 1 工場内配置図のとおり				同左 (変更なし)			
使用時間間隔		連続				同左 (変更なし)			
1日当たりの使用時間		24 時間				同左 (変更なし)			
使用の季節変動		なし				同左 (変更なし)			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		次亜塩素酸カルシウム 1kg				次亜塩素酸カルシウム 0.7kg			
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6.0	7.0	~6.5	~7.5	同左 (変更なし)			
	BOD	800	20	1000	25				
	SS	200	20	300	30				
	T-N	60	8	70	20				
T-P	7	0.2	8	0.5					
量(m <sup>3</sup> /日)	95	95	115	115	125	125	150	150	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		廃油 0.4m <sup>3</sup> /月、汚泥 20m <sup>3</sup> /月 (肥料原料として委託処理)				廃油 0.5m <sup>3</sup> /月、汚泥 25m <sup>3</sup> /月 (肥料原料として委託処理)			
排出水の排出方法		別添図 1 工場内配置図のとおり				同左 (変更なし)			
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。  
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

公共用水域への排水経路ごとに記載する。

変更前の状況を併記する等し、変更内容が明確になるように記載する。

別紙 4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号	種類・項目	排水口 1 (変更後)		排水口 1 (変更前)	
		通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	pH	7.0	7.0	同左 (変更なし)	
	BOD	20	25		
	SS	20	30		
	T-N	8	20		
	T-P	0.2	< 0.5		
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常	110	135	通常	140
	最大			最大	170
その他参考となるべき事項	排水口 2 は変更なし 排水先は変更なし (排水路 → ○○川 → 荒川)				

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 4 には、汚染が想定され、かつ排水基準が適用される項目を、すべて記載する。またこれらの項目については、排水水の自主測定を行うことが義務となる。

変更前の状況を併記する等し、変更内容が明確になるように記載する。

別紙 5 は指定項目「COD」「T-N」「T-P」それぞれについて作成する。(合計 3 枚作成)

別紙 5

変更後

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

パンフレット「工場・事業場排水の総量規制」を参照し、業種区分に振り分けて、その番号を記載する。(埼玉県総量規制基準別表の号番号)

指定項目の別	COD											
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)						汚濁負荷量 (kg/日)				※	
	通常	最大	通常	最大	Q <sub>co</sub>	Q <sub>ci</sub>	Q <sub>cj</sub>	通常	最大			
他の区分												
特定排水水	37	25	30	95	115	0	0	115	2.38	3.45		
	232(1)	10	20	15	20	0	0	20	0.15	0.40		
合 計				110	135	0	0	135	2.9	4.3		
特定排水水以外の排水水	種類及び用途		汚染状態 (mg/l)		水 量 (m <sup>3</sup> /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	ボイラ冷却水	0	0	10	10							
合 計												
その他参考事項												

最大水量については、特定施設を設置した年月日 (または構造等の変更により水量が増加した年月日) に応じて、水量を振り分ける。

T-N については「c→no」「ci→ni」と読み替えて記載する (cj は空欄とする)。

T-P については「co→po」「ci→pi」と読み替えて記載する (cj は空欄とする)。

専ら冷却用、減圧用その他用途でその用途で使用しても汚濁負荷量が増加しないものを記載する。(間接冷却水等)

作成すること。  
荷量の項には、指定項目について記載すること。

3 窒素含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>no</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>ni</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。

4 リン含有量について記載する場合には、「Q<sub>co</sub>」を「Q<sub>po</sub>」と、「Q<sub>ci</sub>」を「Q<sub>pi</sub>」と読み替え、Q<sub>cj</sub>の項には記載しないこと。

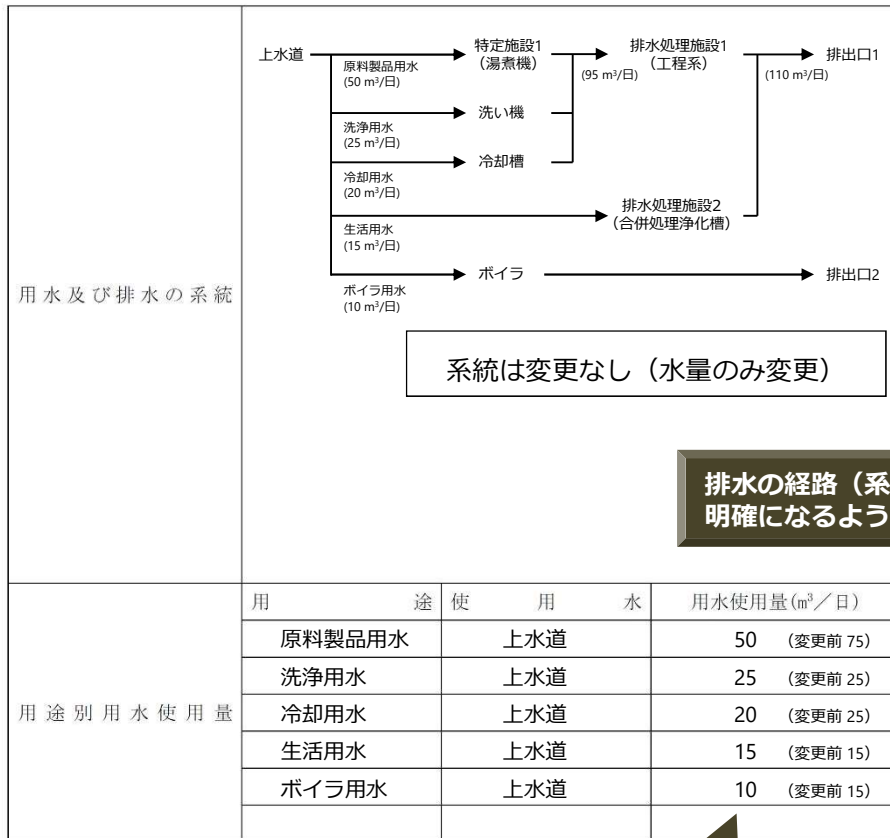
5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙 5 は、指定地域内の工場・事業場に係る届の場合には排水量に関わらず、記載・提出する。  
また、日平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上で総量規制の対象となる場合は、汚濁負荷量の測定手法を定め、別途届出を行う必要がある。

変更前の状況を併記する等し、  
変更内容が明確になるように記載する。

別紙 6

用水及び排水の系統



排水の経路(系統)が  
明確になるように記載する。

水量は、最大時ではなく、  
通常時の値を記載する。

規定様式の欄内に記載しきれない内容については、  
配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。  
また、規定様式以外にも参考資料(設備の仕様書や  
処理施設の設計計算書等)を添付する。



この記載例での前提条件

放流先	公共用水域	分流式下水道	合流式下水道	
対象施設	特定施設 (有害物質使用特定施設ではない)	有害物質使用特定施設	有害物質貯蔵指定施設	指定排水施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設 17（豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設）の設置に伴う汚濁負荷量測定手法の届</li> <li>・ 汚水等は工場・事業場内で処理し、公共用水域（河川）へ放流する</li> <li>・ 一部の水については、非特定排水（間接冷却水）として放流</li> <li>・ 日平均排水量 155 m<sup>3</sup>（うち特定排水 140 m<sup>3</sup>、非特定排水 15 m<sup>3</sup>）</li> <li>・ 工場・事業場は指定地域内にあり、総量規制の対象となる。</li> </ul>			

	汚濁負荷量測定手法届	(手法を変更する場合)
根拠条項	法第 14 条第 2 項	(法第 14 条第 2 項)
対象	総量規制対象の工場・事業場	
様式第 10	○	○
別紙 (項目 1~5)	○	添 初 付 回 し 届 て 出 く と だ 同 さ 様 い に
別図 1	○	
別図 2 (様式の定めなし)	○	
その他の 添付資料	必要に応じて、以下の書類を添付してください。 ・ 計測機器の仕様書、管理方法の概要 ・ 換算式の根拠等	

(法人の場合) **本社所在地、社名、代表者名**  
 (個人の場合) **個人の住所、氏名**

汚濁負荷量測定手法届出書

令和 3 年 10 月 1 日

(宛先)  
 埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301  
 さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
 ○○○○株式会社  
 代表取締役 埼玉 太郎  
 ( 048-xxx-xxx )

**特定施設を設置する工場・事業場の名称と所在地を記載する。**

(氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名)

水質汚濁防止法第 14 条第 3 項の規定により、汚濁負荷量の測定手法について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	
△汚濁負荷量の測定手法	別紙のとおり。	※備考	

- 備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。  
 2 ※印の欄には、記載しないこと。  
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

排水水の量を「特定排水水」「非特定排水水」に分けて記載する。

1 事業場概要

事業場全体の排水水の量	通常	155 m <sup>3</sup> /日	最大	190 m <sup>3</sup> /日
特定排水水	通常	140 m <sup>3</sup> /日	最大	170 m <sup>3</sup> /日
非特定排水水	通常	15 m <sup>3</sup> /日	最大	20 m <sup>3</sup> /日
排水系統及び測定場所に関する概要図	別図 1			
事業場平面図	別図 2	(用水、排水系統、特定場所及び水量計測場所)		

それぞれの項目について、採用する方法を選択し「○」印を記載する。排水量等により測定方法の選択に制限があるので、注意する。

2 汚濁負荷量測定方法概要

採用する測定方法に○印を付けること。(複数選択可)

(1) 化学的酸素要求量

採用	方法
<input type="radio"/>	水質自動計測器(記録式)
<input type="checkbox"/>	コボデジタルフロー+指定計測法(JIS法)
<input type="checkbox"/>	指定計測法(JIS法)
<input type="checkbox"/>	簡易な計測法

採用	方法
<input type="radio"/>	流量計又は流速計(記録式)
<input type="checkbox"/>	積算体積計(記録式)
<input type="checkbox"/>	JIS法その他同程度の方法
<input type="checkbox"/>	用水量の計測による方法

(3) 窒素含有量

採用	方法
<input type="checkbox"/>	水質自動計測器(記録式)
<input type="checkbox"/>	コボデジタルフロー+指定計測法(JIS法)
<input type="radio"/>	指定計測法(JIS法)
<input type="checkbox"/>	簡易な計測法

(4) リン含有量

採用	方法
<input type="checkbox"/>	水質自動計測器(記録式)
<input type="checkbox"/>	コボデジタルフロー+指定計測法(JIS法)
<input type="radio"/>	指定計測法(JIS法)
<input type="checkbox"/>	簡易な計測法

その他参考となるべき事項

担当部課及び担当者	〒349-0000 □□市□□1-1-1 ○○○○株式会社△△工場 製造部環境管理室 熊谷 花子 電話(048-xxx-xxx) FAX(048-xxx-xxx) E-mail: urawa.hanako@xxxxxx.xx.jp
-----------	--

測定・管理等を行う担当部署、担当者名及び連絡先を記載する。

(県記入欄)	汚濁負荷量算定の差し引き方式採用の有無(有・無)	計	COD	...
	計測方法についての特例対象の有無(有・無)			
	自動計測器台数(右表)			

3 には「水質」の計測に関する情報を記載する。

COD の計測で「1(1)自動計測器」、「1(4)簡易 COD 計」を用いる場合は、換算式を記載する。

3 特定排水水等の水質計測方法

計測場所 番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (採水時刻)	計測開始日	備 考 (換算式、分析機関等)
C1	1(1) 水質自動計測器 (××製作所製△△)	連続	令和 3 年 10 月 1 日	$y = 0.6x + 3$
N1	1(3) 指定計測法 (JIS K 0102-45.1)	14 日に 1 回 (9,13,16 時の 3 回採取)	令和 3 年 10 月 1 日	委託分析 (委託先: ○○会社)
P1	1(3) 指定計測法 (JIS K 0102-46.3)	14 日に 1 回 (9,13,16 時の 3 回採取)	令和 3 年 10 月 1 日	委託分析 (委託先: ○○会社)
排水量 400m <sup>3</sup> /日以上で告示別記 1 (1) によらない場合、その根拠を記入すること。				

採用する計測方法や計測頻度には排水量等により制限があるので、注意する。

注) 水質自動計測器を用いる場合は、下記の資料を添付すること。

- ・選定計測器の仕様 (N,P 計については性能基準も含む。)
- ・計測器の管理方法の概要  
(保守点検、校正、清掃、試薬交換、廃液処理及び純水器保守点検等)
- ・その他参考となるべき資料 (機器選定及び換算式の根拠等)

4 には「量」の計測に関する情報を記載する。

4 特定排水等の量の計測方法

計測場所 番号	計測方法 (計測器型式等)	計測頻度 (計測時刻)	計測開始日	備 考 (換算式、記録計の有無等)
Q1	2(1) 流量計 (××製作所製△△)	連続	令和3年 10月1日	
排水量 400m <sup>3</sup> /日以上で告示別記1(1) 又は(2)によらない場合、その根拠を記入すること。				

採用する計測方法や計測頻度には排水量等により制限があるので、注意する。

「2(3)その他同程度の方法」を選択した場合は、その方法を具体的に記載する。

注) 流量計又は流速計(記録式)又は、積算体積法(記録式)を用いる場合は、下記の資料を添付すること。

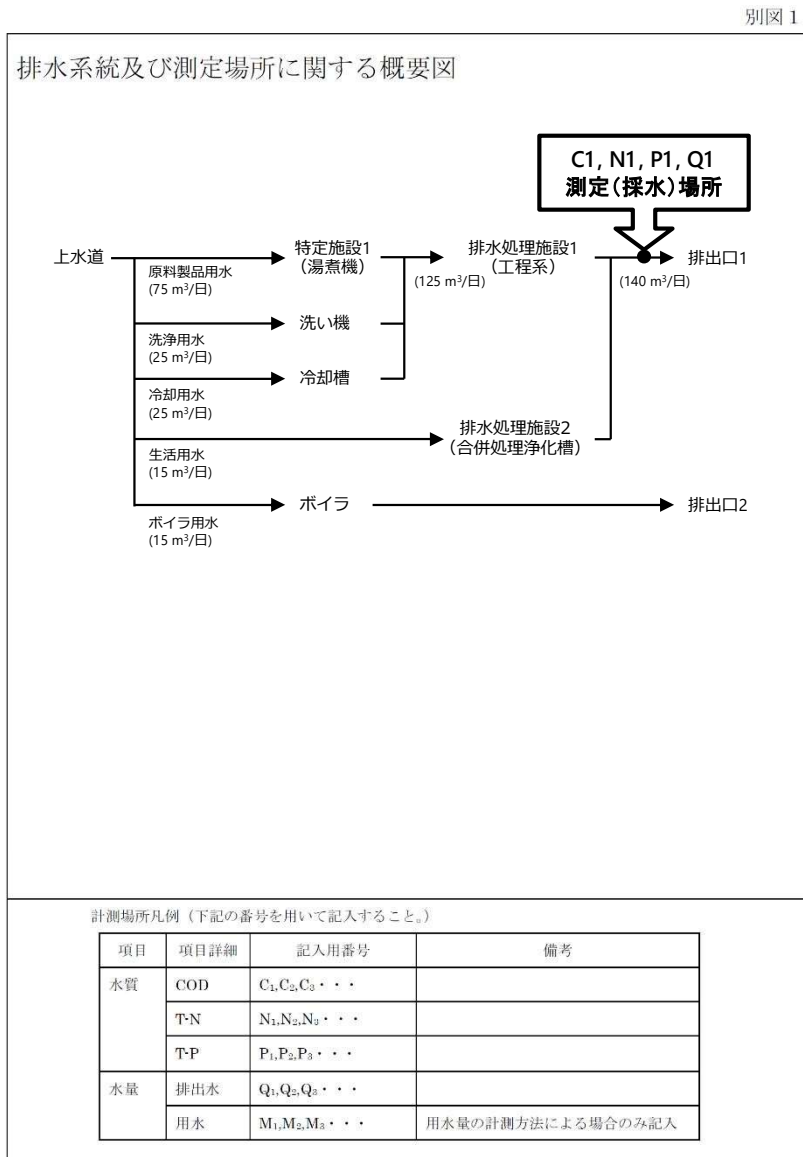
- ・選定計測器の仕様
- ・その他参考となるべき資料

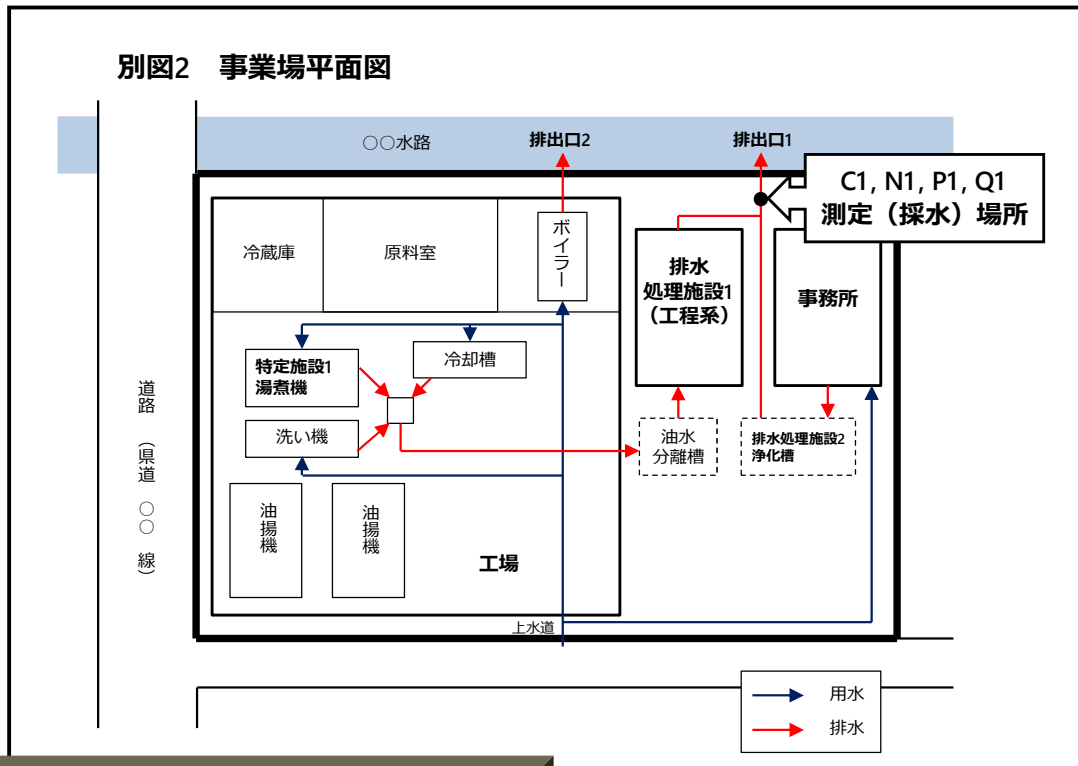
3「水質」と4「量」から  
負荷量を算定する方法を記載する。  
測定箇所が複数ある場合等は  
どのような式で算定するか明確にする。

5 汚濁負荷量の算定方法

項目	汚濁負荷量の算定式 (計測場所番号を用いた式で表す)	汚濁負荷量の算定方法 (以下のいずれかに○印をつけること)
化学的酸素要求量	$C1 \times Q1$	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時間平均水質×時間積算水量</li> <li>2. 瞬時計測の水質×時間積算水量</li> <li>3. 瞬時計測の水質×瞬時計測の水量</li> <li>4. その他（具体的に記入）</li> </ol>
窒素含有量	$N1 \times Q1$	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 瞬時計測の水質×時間積算水量</li> <li>2. 瞬時計測の水質×瞬時計測の水量</li> <li>3. その他（具体的に記入）</li> </ol> <p>(就業時間中に3回採水し測定した濃度)</p> <p>×</p> <p>(時間積算水量)</p>
りん含有量	$P1 \times Q1$	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 瞬時計測の水質×時間積算水量</li> <li>2. 瞬時計測の水質×瞬時計測の水量</li> <li>3. その他（具体的に記入）</li> </ol> <p>(就業時間中に3回採水し測定した濃度)</p> <p>×</p> <p>(時間積算水量)</p>

別図 1 には  
用水と排水の系統を示した上で  
そのどの箇所で測定しているかを  
明確になるよう記載する。





別図 2 には  
事業場平面図や排水の系統を図示した上で  
そのどの箇所で測定しているかを  
明確になるよう記載する。

別図 2 の様式は定めがないので  
任意様式にて作成すること。

規定様式の欄内に記載しきれない内容については、  
配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。  
また、規定様式以外にも参考資料 (計測機器の  
仕様書や換算式の根拠資料等) を添付する。



(法人の場合) **本社所在地、社名、代表者名**  
(個人の場合) **個人の住所、氏名**

**社名変更や代表者変更の場合は、  
新しい名称・代表者名で届出を行う。**

様式第 5  
氏 名 等 変 更 届 出 書

令和 4 年 7 月 15 日

(宛先)  
埼玉県〇〇環境管理事務所長

届出者  
〒 330-9301  
さいたま市浦和区高砂 3-15-1  
〇〇〇株式会社  
代表取締役 秩父 次郎  
( 048-xxx-xxx )

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があったので、  
 大気汚染防止法第 11 条 (第 17 条の 13 第 2 項、  
 第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項  
 において準用する場合を含む。)  
 水質汚濁防止法第 10 条  
 ダイオキシシン類対策特別措置法第 18 条  
 の規定により、次のとおり届け出ます。

該当する法に✓を  
入れることで、他  
法と併用して届出  
を行うことができ  
る。

変更の内容	変更前	代表取締役 埼玉 太郎	※ 整理番号
	変更後	代表取締役 秩父 次郎	※ 受理年月日
変更年月日	令和 4 年 7 月 1 日		※ 施設番号
変更の理由	代表者 (社長) 変更のため		※ 備考

**変更する「項目」と「内容」を  
ともに記載する。**  
(事業場名称が何から何へ変更、  
代表者が誰から誰へ変更、等)

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

**添付資料 (登記事項証明書等) は、  
原則として不要。**

**他者 (法人格が異なる会社等) が  
特定施設等を譲り受け (借り受け) した場合は  
「氏名等変更届」ではなく「承継届」を  
提出する必要がある。**



(法人の場合) **本社所在地、社名、代表者名**  
 (個人の場合) **個人の住所、氏名**

様式第6(第7条関係)

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書

令和3年7月15日

(宛先)

埼玉県 ○○ 環境管理事務所長

〒 330-9301

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

○○○○株式会社

届出者 代表取締役 埼玉 太郎

( 048-xxx-xxx )

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

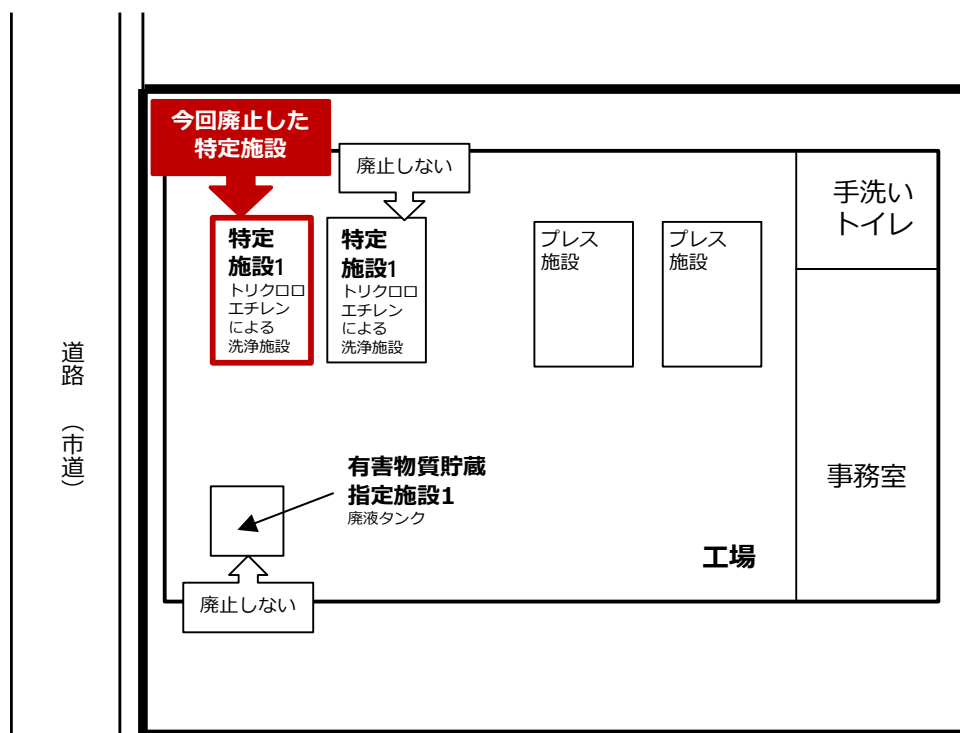
工場又は事業場の名称	○○○○株式会社 △△工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市□□ 1-1-1	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	71の5トリクロロエチレンによる洗浄施設	※施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別紙のとおり	※備考	
使用廃止の年月日	令和3年10月1日		
使用廃止の理由	設備老朽化による廃止		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

廃止した施設の設置場所を、別紙等で示す。  
 複数の特定施設等を設置している場合で  
 その一部を廃止する場合は  
 廃止する設備が明確になるようにする。

## 別紙 廃止設備について

特定施設 1 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)	〇〇社製△△	平成2年4月1日設置	令和3年7月1日廃止 <b>(今回届出対象)</b>
特定施設 1 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)	〇〇社製□□	平成2年4月1日設置	廃止なし (設置中)
有害物質貯蔵指定施設 1 (廃液タンク)	××社製××	平成2年4月1日設置	廃止なし (設置中)



規定様式の欄内に記載しきれない内容については、配置図等に限らず、別添としてまとめてよい。設置届と施設番号を整合させる等により、廃止する施設が明確になるようにする。